多古町地域防災計画

令和７年２月

多古町防災会議

《目次》

総則編

第１節 計画の目的等 ・・・

第６ 地区防災計画の推進 ····· 33
第２節 火災等予防対策 ····· 34
第１ 地震火災の防止 ····· 34
第２ 不燃化の促進 ····· 35
第３ 防災空間の整備･拡大 ····· 35
第３節 消防体制の整備 ····· 36
第１ 消防体制・施設の強化 ····· 36
第２ 消防職員、団員等の教育訓練····· 36
第３ 消防思想の普及 ····· 36
第４ 消防計画の推進 ····· 37
第４節 耐震化等の推進 ····· 38
第１ 建築物等の対策 ····· 38
第２ ライフライン施設の対策 ····· 39
第３ 道路、河川等の対策 ····· 40
第４ 危険物施設等の安全対策 ····· 40
第５節 液状化対策の推進 ····· 42
第１ 液状化対策の推進 ····· 42
第２ 液状化対策の広報 ····· 42
第６節 土砂災害予防対策 ····· 43
第１ 土砂災害の防止 ····· 43
第２ 山地災害の防止 ····· 44
第３ 造成地等の対策 ····· 44
第７節 要配慮者等の安全確保体制の整備 ····· 45
第１ 避難行動要支援者の支援体制の整備····· 45
第２ 要配慮者全般の支援体制の整備····· 47
第３ 社会福祉施設等の対策 ····· 48
第４ 外国人の支援体制の整備 ····· 49
第８節 情報通信体制の整備 ····· 50
第１ 情報通信施設の整備等 ····· 50
第２ 非常通信体制の充実等 ····· 50
第９節 備蓄・物流計画 ····· 52
第１ 食料・生活必需物資等の供給体制の整備····· 52
第２ 医薬品及び応急医療資機材等の確保····· 53
第３ 水防資機材の確保 ····· 53
第１０節 防災関連施設の整備 ····· 54
第１ 防災拠点等の整備 ····· 54
第２ 避難施設の整備 ····· 54
第３ ヘリコプター臨時離着陸場の確保····· 57
第４ 道の駅の防災機能強化 ····· 57
第１１節 帰宅困難者等対策 ····· 58
第１ 一斉帰宅の抑制対策 ····· 58
第２ 帰宅困難者の安全確保対策 ····· 58
第３ 帰宅支援体制の確保 ····· 59

第４ 大規模集客施設の取組 ・・・

第１ 応急給水 ····· 96
第２ 食料・生活必需品等の供給 ····· 97
第３ 燃料の確保及び供給 ····· 99
第９節 応援等の要請・受入 ····· 100
第１ 町の受援体制の確立 ····· 100
第２ 県・他市町村等への応援要請 ····· 100
第３ 自衛隊の災害派遣要請 ····· 102
第１０節 応急教育・応急保育等 ····· 105
第１ 応急教育等 ····· 105
第２ 文化財の保護 ····· 106
第３ 応急保育 ····· 106
第１１節 帰宅困難者等対策 ····· 107
第１ 一斉帰宅の抑制 ····· 107
第２ 企業・学校等の利用者保護 ····· 107
第３ 帰宅困難者の把握・情報提供 ····· 107
第４ 一時滞在施設の開設等 ····· 107
第５ 徒歩帰宅者の支援 ····· 108
第６ 特別搬送者の支援 ····· 108
第１２節 保健衛生・防疫・廃棄物処理等 ····· 109
第１ 保健衛生・防疫 ····· 109
第２ 死体の捜索・処理等 ····· 110
第３ 動物対策 ····· 111
第４ 災害廃棄物処理 ····· 111
第５ 道路・河川の障害物除去 ····· 113
第６ 環境汚染等対策 ····· 113
第１３節 住宅等応急対策 ····· 114
第１ 応急仮設住宅の供与等 ····· 114
第２ 被災住宅の応急修理等 ····· 115
第３ 被災建築物の応急危険度判定等 ····· 115
第４ 被害家屋調査・罹災証明書の発行 ····· 116
第１４節 ライフライン施設等応急対策 ····· 117
第１ 上水道施設 ····· 117
第２ 農業集落排水施設 ····· 117
第３ 電力施設 ····· 118
第４ ガス施設 ····· 118
第５ 通信施設 ····· 119
第６ 道路・橋梁 ····· 119
第７ 空港施設 ····· 119
第８ その他公共施設 ····· 121
第１５節 災害ボランティア対応 ····· 122
第１ 災害ボランティアセンターの設置等 ····· 122
第２ 災害ボランティアの支援 ····· 123
第４章 災害復旧・復興計画 ····· 125

第１節 被災者の生活再建支援 ····· 127
第１ 被災者の支援 ····· 127
第２ 中小企業者、農林漁業者の支援····· 129
第２節 災害復旧 ····· 130
第１ ライフライン施設等の復旧 ····· 130
第２ 災害復旧事業の推進 ····· 132
第３節 災害復興 ····· 135
第１ 復興本部の設置 ····· 135
第２ 復興計画の策定 ····· 135

附編　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第１節 総則 ····· 139
第１ 推進計画の目的 ····· 139
第２ 定義 ····· 139
第２節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱····· 139
第３節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画····· 140
第４節 関係者との連携協力の確保 ····· 141
第１ 物資等の調達手配 ····· 141
第２ 広域応援の要請 ····· 141
第３ 帰宅困難者への対応 ····· 141
第５節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合に
とるべき防災対応に関する事項 ····· 142
第１ 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等····· 142
第２ 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知····· 142
第３ 災害応急対策をとるべき地域及び期間等····· 142
第４ 町のとるべき措置 ····· 142
第６節 防災訓練に関する事項 ····· 143
第７節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画····· 143

風水害編

第１章 総則 ····· 145
第１節 風水害対策の基本方針 ····· 147
第２節 災害の想定 ····· 147
第１ 水害 ····· 147
第２ 土砂災害 ····· 147
第２章 災害予防計画 ····· 149
第１節 防災意識の向上 ····· 151
第２節 水害の予防対策 ····· 152
第１ 水害予防対策 ····· 152
第２ 浸水想定区域の周知等 ····· 152
第３節 土砂災害予防対策 ····· 153
第４節 風害の予防対策 ····· 154

第１　台風・竜巻等に関する知識の普及啓発 …… 154
第２　農作物等の風害防止対策 …… 154
第５節　雪害の予防対策 …… 155
第１　道路雪害防止対策 …… 155
第２　農作物等の風害防止対策 …… 155
第６節　火災予防等対策 …… 156
第７節　消防体制の整備 …… 157
第８節　要配慮者等の安全確保体制の整備 …… 158
第９節　情報通信体制の整備 …… 159
第１０節　備蓄・物流計画 …… 160
第１１節　防災関連施設の整備 …… 161
第１２節　帰宅困難者等対策 …… 162
第１３節　防災体制の整備 …… 163
第３章　災害応急対策計画 …… 165
第１節　組織及び動員計画 …… 167
第１　町職員の配備 …… 167
第２　町災害対策本部の設置 …… 169
第３　防災関係機関の活動体制 …… 169
第４　防災関係機関との連携 …… 169
第２節　災害救助法の運用 …… 170
第３節　情報通信 …… 171
第１　気象情報の収集・伝達 …… 171
第２　通信体制の確保 …… 172
第３　被害情報等の収集・報告 …… 172
第４　災害広報・報道対応 …… 172
第５　災害相談窓口の設置 …… 172
第６　被災者台帳の作成 …… 172
第４節　風水害等避難 …… 173
第１　避難情報の発令 …… 173
第２　避難誘導等 …… 176
第３　避難所の開設・運営 …… 176
第４　安否照会への対応 …… 176
第５節　要配慮者等の支援 …… 177
第６節　消防・水防・医療対策 …… 178
第１　消防・救助・救急活動 …… 178
第２　水防活動 …… 178
第３　危険物等の対策 …… 180
第４　医療救護活動 …… 180
第５　地域医療の支援 …… 181
第７節　災害警備計画 …… 182
第１　災害警備 …… 182
第２　道路の警戒 …… 182
第３　緊急通行路線の確保 …… 182

第４ 緊急輸送 ····· 182
第８節 水・食料・生活物資等対策 ····· 183
第９節 応援等の要請・受入 ····· 184
第１０節 応急教育・応急保育等 ····· 185
第１１節 帰宅困難者等対策 ····· 186
第１２節 保健活動・防疫計画 ····· 187
第１ 保健衛生・防疫 ····· 187
第２ 死体の捜索・処理等 ····· 187
第３ 動物対策 ····· 187
第４ 災害廃棄物処理 ····· 187
第５ 道路・河川の障害物除去 ····· 187
第６ 環境汚染等対策 ····· 187
第１３節 住宅等応急対策 ····· 188
第１４節 ライフライン施設等応急対策 ····· 189
第１５節 災害ボランティア対応 ····· 190
第４章 災害復旧・復興 ····· 191
第１節 被災者の生活再建支援 ····· 193
第２節 災害復旧 ····· 193
第３節 災害復興計画 ····· 193

大規模事故編

第１章 総　論 ····· 195
第１節 計画の目的等 ····· 197
第１ 計画の目的 ····· 197
第２ 計画の対象 ····· 197
第３ 計画の修正等 ····· 197
第４ 他の計画との関係 ····· 197
第５ 計画の基本的考え方 ····· 197
第２節 大規模事故への体制 ····· 198
第１ 町の活動体制 ····· 198
第２ 災害救助法の適用 ····· 199
第２章 大規模事故対策計画 ····· 201
第１節 大規模火災対策計画 ····· 203
第１ 予防計画 ····· 203
第２ 応急対策計画 ····· 204
第２節 林野火災対策計画 ····· 205
第１ 予防計画 ····· 205
第２ 応急対策計画 ····· 205
第３節 危険物等災害対策計画 ····· 207
第１ 予防計画 ····· 207
第２ 応急対策計画 ····· 208
第４節 航空機災害対策計画 ····· 210

第１　予防計画 ····· 210
第２　応急対策計画 ····· 211
第５節　道路災害対策計画 ····· 215
第１　予防計画 ····· 215
第２　応急対策計画 ····· 215
第６節　放射性物質事故対策計画 ····· 217
第１　予防計画 ····· 218
第２　応急対策計画 ····· 218
第３　復旧計画 ····· 221

総則編

第１節 計画の目的等

第１ 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、多古町防災会議が策定する計画である。

平成 23 年 3 月 11 日には過去最大規模の自然災害となる東日本大震災をもたらした東北地方太平洋沖地震が発生した。この地震では、本町でも住家全壊 2 棟、半壊 6 棟、一部破損 1,036 棟の被害が生じている。

また、令和元年に本町を襲った一連の災害（台風第 15 号（令和元年房総半島台風）、台風第 19 号（令和元年東日本台風）及び 10 月 25 日の大雨）では、県内の各地で大規模な停電や断水が発生し、本町を含む県内の 25 市 15 町 1 村に災害救助法が適用されている。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、町域に係る災害対策を実施する際の、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

また、自助・共助の取組も重要であるため、住民や自主防災組織、事業者等の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるものとする。

これらの対策について総合的かつ計画的な推進を図ることにより、自助・共助・公助それぞれの主体が連携し、さらに全機能を発揮して、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第２ 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

１．計画の構成

総則編に計画全体の基本事項を定めるほか、対象とする災害の種別ごとに編を構成して対策計画を定める。

(1) 総則編

本計画の全般的な目的、方針、防災関係機関とその業務、住民等の役割、地域の特性等を定める。

(2) 震災編

地震による揺れ、液状化及び火災への対策を定める。また、附編として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第５条の規定に基づき、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を定める。

(3) 風水害編

大雨による土砂災害や洪水による浸水、強風や竜巻等による風害等への対策を定める。

(4) 大規模事故編

大規模火災、林野火災、危険物等の火災・漏洩等の事故、航空機の墜落事故、道路における多重衝突事故、放射性物質事故への対策を定める。

２．各編の構成

震災編、風水害編、大規模事故編の各編は、対策の段階に応じた以下の構成を基本とする。

(1) 災害予防計画

災害の未然防止策、災害対応を的確・円滑に行うための備え等を定める。

(2) 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防御策や被災者の救助・救援策等を定める。

(3) 災害復旧・復興計画

災害復旧、復興対策の実施方針等を定める。

第３ 計画の修正等

本計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき毎年検討を加え、必要があると認める場合は、多古町防災会議において修正を行う。

第４ 他の計画との関係

１．上位計画等

本計画は、町の地域にかかる災害対策に関する基本的な性格を有するものであり、国の防災基本計画、千葉県地域防災計画、指定地方行政機関及び指定公共機関等が作成する防災業務計画との整合を図る。

また、地域の強靭化に関する施策を中長期的に総合的かつ計画的に推進するための指針として策定された多古町国土強靭化地域計画との整合を図る。

２．地区防災計画

地域における共助による防災活動を推進するため、本町域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第 42 条の 3 に基づく地区防災計画の提案があった場合は、必要に応じて地区防災計画を本計画に定める。

第２節 計画の基本的考え方

第１ 減災を重視した防災対策の推進

本町域は、地震、暴風、豪雨、洪水など多種の自然災害が発生しうる自然条件下に位置する。これらの災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、住民の財産に甚大な被害を与えてきた。また、社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、航空災害、大規模火災、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についても防災対策の一層の充実強化が求められている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていくものとする。

第２ 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の住民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組の強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、住民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった共助の重要性を再認識し、自主防災組織の強化や共助の中核となる人材を育成するなどの取組の強化に努める。

さらに、民間団体等との連携の取組も重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本町でも、物資、緊急輸送、情報の収集・伝達に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。

これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組を進めていく。

このような取組の強化と併せ、地震や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、千葉県防災基本条例の定めるところにより、自助・共助・公助が一体となって、町内全域の防災力の向上を図っていく。

第３ 要配慮者及び男女共同参画の視点

ひとり暮らしの高齢者をはじめ、障害のある方や乳幼児、妊産婦、外国人などの避難行動要支援者は、それぞれの特性により、情報収集の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

防災白書によると東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北３県の死

亡者のうち９割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60 歳以上の方が約 65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本町でも、高齢化等が年々進展している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者の支援体制を強化するため、地域一体となった対策を充実させる。また、災害予防対策、応急対策、復旧・復興対策の各段階において、要配慮者の視点に立った対策を講じる。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

第４ 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、町域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画の見直しや、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行うものとする。

第３節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務又は業務を処理するものとし、住民、事業所等は、災害への備えや防災対策への協力に努める。

また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第１ 町及び一部事務組合等

１．多古町

(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること
(2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実並びに訓練に関すること
(3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
(4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
(5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること
(6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保に関すること
(7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
(8) 被災町営施設の応急対策に関すること
(9) 災害時における文教対策に関すること
(10) 災害対策要員の動員に関すること
(11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
(12) 被災施設の復旧に関すること
(13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
(14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること
(15) 要配慮者の支援に関すること

２．香取広域市町村圏事務組合

(1) 防災訓練、危険物の保安に関すること
(2) 消防・救急・救助・水防活動に関すること
(3) 災害情報の収集・伝達、避難誘導に関すること
(4) 災害廃棄物に関すること

３．匝瑳市ほか二町環境衛生組合

(1) 火葬に関すること

４．東総衛生組合

(1) し尿処理に関すること

５．千葉県市町村総合事務組合

(1) 災害弔慰金の支給等に関すること

第２ 県

１．千葉県

(1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
(2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
(3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
(4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
(5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
(6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
(7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること
(8) 被災県営施設の応急対策に関すること
(9) 災害時における文教対策に関すること
(10) 災害時における社会秩序の維持に関すること
(11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
(12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること
(13) 被災施設の復旧に関すること
(14) 町が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
(15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市町間の相互応援協力に関すること
(16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
(17) 被災者の生活再建支援に関すること
(18) 町が実施する災害応急対策の支援及び市町村間の総合調整に関すること

２．千葉県出先機関

機関名	業務大綱
香取地域振興事務所	(1) 町が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること (2) 災害に関する情報の収集、伝達及び指示に関すること (3) 災害救助に係る連絡・調整に関すること (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること
成田土木事務所	(1) 県所管の河川、道路、橋梁の保全と復旧、障害物の除去に関すること (2) 急傾斜地崩壊防止施設の保全と復旧に関すること (3) 水防活動の全般に関すること
香取保健所（健康福祉センター)	(1) 災害時の医療の確保に関すること (2) 食品衛生、生活衛生（動物を含む）及び飲料水の衛生に関すること (3) 防疫に関すること (4) 保健活動に関すること
香取農業事務所	(1) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること (2) 農作物の被害調査及び被害対策に関すること
北部林業事務所	(1) 林地及び治山施設の被害調査と災害復旧に関すること (2) 林業用施設及び特用林産物の被害調査と被害対策に関すること

３．千葉県警察香取警察署

(1) 被災者の救出及び避難誘導に関すること
(2) 行方不明者の捜索、死体の検視に関すること
(3) 交通規制に関すること
(4) 防犯その他社会秩序の維持に関すること

第３ 指定地方行政機関

１．関東管区警察局

(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
(2) 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
(3) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
(4) 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
(5) 津波、噴火警報等の伝達に関すること

２．関東財務局千葉財務事務所

(1) 立会関係
主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること

(2) 融資関係
ア　災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること
イ　災害復旧事業費の融資(長期)に関すること

(3) 国有財産関係
ア　地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
イ　地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
ウ　地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
エ　災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
オ　県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
カ　県又は町が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること

(4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係
ア　災害関係の融資に関すること
イ　預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
ウ　手形交換、休日営業等に関すること
エ　保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
オ　営業停止等における対応に関すること

３．関東信越厚生局

(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
(2) 関係職員の派遣に関すること
(3) 関係機関との連絡調整に関すること

４．関東農政局

(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
(2) 応急用食料・物資の支援に関すること
(3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること
(4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
(5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
(6) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
(7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
(8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
(9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
(10) 被害農業者に対する金融対策に関すること

５．関東森林管理局

(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
(2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

６．関東経済産業局

(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
(2) 商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること
(3) 被災中小企業の振興に関すること

７．関東東北産業保安監督部

(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること
(2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

８．関東運輸局

(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
(2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
(3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
(4) 災害時における応急海上輸送に関すること
(5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること

９．成田空港事務所

(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
(2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
(3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

１０．関東地方環境事務所

(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
(3) 放射性物質（2011 年 3 月 11 日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
(4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

１１．北関東防衛局

(1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
(2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

１２．東京管区気象台（銚子地方気象台）

(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること
(3) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること
(4) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

１３．関東総合通信局

(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
(2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関すること
(3) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
(4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
(5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

１４．千葉労働局（佐原公共職業安定所）

(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
(2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

１５．関東地方整備局

(1) 災害予防
ア　防災上必要な教育及び訓練等に関すること
イ　通信施設等の整備に関すること
ウ　公共施設等の整備に関すること
エ　災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
オ　官庁施設の災害予防措置に関すること
カ　大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること
キ　豪雪害の予防に関すること

(2) 災害応急対策
ア　災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
イ　水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
ウ　建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
エ　災害時における復旧資材の確保に関すること
オ　災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
カ　災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること
キ　海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること
ク　災害時相互協力に関する申し合わせに基づく緊急対応の実施に関すること

(3) 災害復旧
　災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

１６．関東地方測量部

(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること
(2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること
(3) 地殻変動の監視に関すること

第４ 自衛隊（第１空挺団、千葉地方協力本部）

(1) 災害派遣の準備
　ア　防災関係資料の基礎調査に関すること
　イ　自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
　ウ　防災資材の整備及び点検に関すること
　エ　町地域防災計画、千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること
(2) 災害派遣の実施
　ア　人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時救援活動、応急救援活動及び応急復旧支援活動に関すること
　イ　災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

第５ 指定公共機関

１．東日本電信電話(株)（千葉事業部）、(株)ＮＴＴドコモ（千葉支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)

(1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

２．日本赤十字社（千葉県支部）

(1) 医療救護に関すること
(2) こころのケアに関すること
(3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること
(4) 血液製剤の供給に関すること
(5) 義援金の受付及び配分に関すること
(6) その他応急対応に必要な業務に関すること

３．日本放送協会（千葉放送局）

(1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
(2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
(3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
(4) 被災者の受信対策に関すること

４．独立行政法人水資源機構（千葉用水総合管理所）

(1) 水資源開発施設（導水路を含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。）又は改築及び維持管理に関すること
(2) 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること

５．成田国際空港(株)

(1) 災害時における空港の運用に関すること
(2) 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること
(3) 帰宅困難者対策に関すること

６．東京ガスネットワーク(株)

(1) ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること
(2) ガスの供給に関すること

７．日本通運(株)（千葉支店）

(1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

８．東京電力パワーグリッド(株)（成田支社）

(1) 災害時における電力供給に関すること
(2) 被災施設の電力応急対策及び災害復旧に関すること

９．ＫＤＤＩ(株)（東京支社）

(1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

１０．日本郵便(株)（町内各郵便局）

(1) 災害時における郵便事業運営の確保
(2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
　ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
　イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
　ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
　エ　被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
　オ　被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
(3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

１１．ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

(1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

１２．福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)

(1) 災害時における物資の輸送に関すること

第６ 指定地方公共機関

１．両総土地改良区

(1) 用排水施設の整備と管理に関すること
(2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること

２．(公社)千葉県ＬＰガス協会（香取支部）

(1) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

３．日本航空(株)、全日本空輸(株)

(1) 航空機の運航の安全と確保に関すること
(2) 旅客の安全確保に関すること

４．(公社)千葉県医師会

(1) 医療及び助産活動に関すること
(2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

５．(一社)千葉県歯科医師会

(1) 歯科医療活動に関すること
(2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること

６．(一社)千葉県薬剤師会

(1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
(2) 医薬品等の需要状況の把握及び情報の提供に関すること
(3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

７．(公社)千葉県看護協会（利根地区部会）

(1) 医療救護活動に関すること
(2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

８．千葉テレビ放送(株)、(株)ニッポン放送、(株)ベイエフエム

(1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
(2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
(3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

９．(一社)千葉県トラック協会（香取支部）、(一社)千葉県バス協会

(1) 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

第７ 公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者

１．成田用水土地改良区、北総東部土地改良区、千葉県借当川沿岸土地改良区

(1) 用排水施設の整備と管理に関すること
(2) 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること

２．(福)多古町社会福祉協議会

(1) 災害時要配慮者の支援
(2) 災害時におけるボランティア活動の支援

３．(一社)香取郡市医師会、(一社)香取匝瑳歯科医師会、(一社)旭匝瑳薬剤師会、(公社)千葉県柔道整復師会東部支部

(1) 災害時における医療対策に関すること

４．かとり農業協同組合

(1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
(2) 農作物の災害応急対策の指導
(3) 被災農家に対する融資、あっせん

(4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
(5) 農産物の需給調整

５．千葉県森林組合
(1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
(2) 被災組合員に対する融資、あっせん

６．栗山川漁業協同組合
(1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
(2) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
(3) 被災組合員に対する融資、あっせん

７．多古町商工会
(1) 町が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
(2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
(3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力
(4) 災害時における物価安定への協力

８．(一社)千葉県タクシー協会（北総支部）
(1) 災害時におけるタクシー車両による被災者等の避難輸送及び町の救助計画に従事する者の移送に関すること

９．(一社)千葉県建設業協会（北総支部）、千葉県水道管工事協同組合、(一社)千葉県電業協会
(1) 建築・土木関連の応急・復旧対策の協力に関すること
(2) 被災者の救助・救援対策の協力に関すること

１０．千葉県石油商業協同組合（多古支部）
(1) 災害時における燃料等の供給の協力に関すること

１１．病院等医療施設
(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
(2) 災害時における収容者の保護及び誘導
(3) 災害時における病人等の収容及び保護
(4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助

１２．学校法人
(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
(2) 災害時における児童生徒の保護及び誘導
(3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施
(4) 被災施設の災害復旧

１３．金融機関
(1) 被災事業者等に対する資金の融資

１４．社会福祉施設
(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
(2) 災害時における入所者の保護及び誘導

１５．危険物取扱施設

(1) 安全管理の徹底

(2) 防護施設の整備

第８ 住民及び事業所等

１．住民

(1) 自らの生命・身体・財産を自ら守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うとともに、食料、飲料水その他の生活必需品物資等の備蓄に努めること

(2) 地域において消防団、自主防災組織及びボランティア等が行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び町が実施する防災対策に協力すること

　また、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

２．事業者

(1) 従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るための防災対策を自発的かつ積極的に行うよう努めること

(2) 地域において消防団、自主防災組織及びボランティアが行う防災活動に積極的に参加するとともに、県及び町が実施する防災対策に協力すること

(3) 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めるとともに、防災訓練の実施、復旧計画の策定、サプライチェーンの確保等の事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めること

３．自主防災組織、自治会等

(1) 町民の生命及び身体を守るための防災対策を主体的かつ積極的に行うよう努めること

(2) 町が行う防災対策に協力するよう努めること

４．ボランティア団体

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第４節 地勢概要等

第１ 位置

本町は、千葉県の北東部を占める香取郡の南端に位置し、町の総面積は 72.80 ㎢で、その範囲は東西 13.6 ㎞、南北 12.9 ㎞に及んでいる。

北は成田市、香取市、東は匝瑳市、南は山武郡横芝光町、西は山武郡芝山町と昭和 53 年に開港した成田国際空港に隣接している。

第２ 自然環境

１．地形

本町の地形は、低く概ね平坦な水田地帯と畑地帯の北総台地に分けられ、その台地と水田との間に山林が続いている。海抜は 5～43m で比較的高低差も少ない。

２．地質

町の全域が成田層群とよばれる洪積層で、その上部は関東ローム層で形成されており良質の砂を採取することができる反面、支持力が弱く豪雨及び地震等が発生した場合、土砂崩落や液状化現象による被害の発生が予想される。

３．気象

本町の気象は、太平洋に近いため黒潮暖流の影響を受け比較的温暖であるが、冬季は季節風の影響を受け寒気が厳しく、地形条件により北西部では積雪がある。また、夏季から秋季にあたっては、台風や低気圧が通過するため大雨や強風により被害が発生しやすい気象条件となる。

過去の降水量の極値は、１日の最大１時間が 75㎜、１日の最大が 274㎜、１月の最大が 647㎜である。また、風速の極値は、１日の最大が 20.9m/s、１日の最大瞬間が 37.5m/s で、いずれも令和元年台風 15 号によるものである。

降水量・風速の極値（統計期間：1991～2023 年）

要素名／順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
日最大 1 時間降水量 (mm)	75 (1999/10/27)	63.5 (2016/9/13)	62 (2022/9/24)	60 (2004/9/4)	58 (2013/9/5)
日降水量 (mm)	274 (2023/9/8)	224 (1996/9/22)	213 (2021/8/8)	200 (1999/10/27)	190 (2004/10/9)
月降水量の多い方から (mm)	647 (2004/10)	551 (2013/10)	534 (1991/10)	437.5 (2017/10)	419.5 (2010/9)
日最大風速・風向 (m/s)	20.9 南 (2019/9/9)	18 南 (2002/10/1)	16.1 南 (2016/8/22)	16 南 (1985/7/1)	16 南南西 (1979/10/19)
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	37.5 南 (2019/9/9)	31.5 南東 (2016/8/22)	29.3 南 (2019/10/12)	28.7 南南西 (2018/10/1)	27.8 南 (2017/10/23)

横芝光観測所：横芝光町横芝（出典：気象庁ホームページ）

第３ 社会環境

１．人口・世帯数

人口は、令和２年 10 月１日現在で 13,735 人、世帯総数は 5,079 世帯となっている。平均世帯人員は 2.70 人であり、平成 27 年の 2.91 人に比べ世帯当たりの人口が減少している。

また、65 歳以上人口を見ると、全国的な傾向と同様に高齢化が着実に進行しており、65 歳以上人口の割合は、令和２年には 37.1％と、平成 22 年からの 10 年間で 7.5 ポイント上昇している。

多古町の人口推移

調査年	人口総数	65 歳以上人口 （割合）	世帯総数 （平均世帯人員）
平成 22 年	16,002 人	4,730 人	5,145 世帯
		29.6％	3.11 人
平成 27 年	14,724 人	4,936 人	5,053 世帯
		33.5％	2.91 人
令和２年	13,735 人	5,097 人	5,079 世帯
		37.1％	2.70 人

（注）人口総数は年齢不詳を含む。　　資料： 総務省統計局「国勢調査」

２．土地利用

本町の面積は 72.80 ㎢で、最も多い地目は「山林」の 18.03 ㎢、次いで「田」17.79 ㎢、「畑」16.19 ㎢、「宅地」5.97 ㎢の順である（令和４年版千葉県統計年鑑）。

３．交通

本町の交通は、町の南側を成田国際空港へ通じる国道 296 号が東西に横断しているほか、国道 51 号線へ接続する主要地方道横芝下総線が通過している。

主要都市への距離は首都東京へ 70 ㎞、県都千葉市へ 42 ㎞、成田市へ 17 ㎞、香取市へ 22 ㎞、匝瑳市へ 12 ㎞の距離となっている。

４．ライフライン

(1) 上水道

町内の上水道は町が供給しており、普及率は 95.2％である。（令和４年度千葉県の水道）

(2) 下水道

本町には公共下水道の計画区域はなく、農業集落排水事業と合併処理浄化槽による汚水処理を行っている。

第４ 過去災害

１．多古町が被害を受けた主な地震（現行町制以降）

千葉県は、東日本近傍で発生した大規模地震の主な震源域とされる日本海溝と相模トラフに囲まれ、太平洋に面する長い海岸線を有していることから、江戸時代から現在までに発生した大地震とそれに伴う津波により、多くの死傷者などの被害を出している。

本町は内陸に位置するため、津波による被害はないが、近年に発生した地震では下表に示す被害が発生している。

発生日	名称等	最大震度	人的被害	住家被害	その他被害
1987.12.17 （昭和 62 年）	千葉県東方沖地震	5 （千葉、銚子、勝浦）	軽傷者 1 名	一部破損 448 棟 ブロック塀一部破損 10 件	文教施設 9 箇所 病院 1 箇所 道路 9 箇所 崖くずれ 1 箇所 断水 1,276 戸
2005.4.11 （平成 17 年）	震源： 千葉県北東部	5 弱 （多古町）		ブロック塀破損	
2011.3.11 （平成 23 年）	東北地方 太平洋沖地震	5 強 （多古町）		全壊 2 棟 半壊 6 棟 一部破損 1,036 棟	文教施設 1 箇所 病院 2 箇所 道路 71 箇所 橋梁 2 箇所 崖くずれ 4 箇所 断水 758 戸 停電 5,521 戸

資料：多古町資料

２．多古町付近が影響を受けた主な風水害（現行町制以降）

本町の位置する千葉県北部は、県南部地域に比べて降水量は少ないものの、人口・産業の集中や標高差の少ない地形のため、これまでに台風、大雨等による気象災害が発生している。

近年は、台風による被害が多く、栗山川の増水による浸水や大雨による崖崩れ等が主な被害となっている。特に、秋の長雨による地盤の緩みと、台風による大雨が重なった場合に被害が大きくなる傾向がみられる。

西暦年月日 （日本歴）	災害の種類	災害の原因	被害の概要		気象状況
			人的被害	その他被害	
1970 年 7 月 1 日 （昭和 45 年）	大雨	低気圧・前線	死者 2 名	家屋全壊 34 戸	期間降雨量 109㎜ （6/30～7/1、多古）
1971 年 9 月 6 日～7 日 （昭和 46 年）	暴風雨	台風第 25 号	死者 2 名 重傷者 5 名 軽傷者 4 名	全壊 33 戸、半壊 33 戸、一部損壊 114 戸、床上浸水 20 戸、床下浸水 120 戸	期間降水量 315㎜ （9/6～7、多古）
1975 年 6 月 3 日 （昭和 50 年）	ひょう・雷雨	上層寒気		農作物被害 約3億5,000 万円	13:15 頃から 10～20 分 親指大
1978 年 7 月上旬～9 月下旬 （昭和 53 年）	干害	高温・小雨・多照		農作物被害 約 15 億 6,000 万円	月降水量 8 月：8.5㎜ 無降水継続日数 32 日 （8/2～9/2、銚子）
1991 年 9 月 19 日 （平成 3 年）	暴風雨	台風第 18 号	負傷者 2 名	崖崩れ	期間降水量 153㎜ （9/17～20、銚子） 最大日降水量 118㎜（9/19）
1996 年 9 月 21 日～22 日 （平成 8 年）	暴風雨	台風第 17 号		床上浸水 （栗山川越水） 国道 296 号通行止め	期間降水量 215.5㎜ （9/21～23、銚子） 最大日降水量 206㎜（9/22）
2004 年 10 月 8 日～ 9 日 （平成 16 年）	暴風雨	台風第 22 号 秋雨前線		家屋一部破損 1 戸 道路被害 21 箇所 崖崩れ 28 箇所	累積降水量 243㎜（多古） 最大 1 時間降水量 50㎜
2006 年 10 月 4 日～9 日 （平成 18 年）	大雨	低気圧・秋雨前線		道路冠水 倒木 崖崩れ	期間降水量 222.5㎜ （10/4～9、銚子） 最大日降水量 164.5㎜ （10/6） 最大瞬間風速 39.0m/s （10/6 23:53）
2013 年 10 月 15 日～16 日 （平成 25 年）	暴風雨	台風第 26 号		半壊 1 戸、一部損壊 2 戸、床上浸水 12 戸、床下浸水 13 戸 （栗山川越水） 道路被害 57 箇所 崖崩れ 59 箇所	期間降水量 271㎜ （10/15～16、多古）

西暦年月日 （日本歴）	災害の種類	災害の原因	被害の概要		気象状況
			人的被害	その他被害	
2019 年 9 月 8 日～9 日 （令和元年）	暴風雨	台風第 15 号		全壊 1 戸、半壊 7 戸、一部損壊 1,489 戸	期間降水量 151.5mm （9/8 10:00～9/9 24:00、成田） 最大瞬間風速 45.8m/s （9/9 5:36、成田）
2019 年 10 月 11 日～13 日 （令和元年）	暴風雨	台風第 19 号		一部損壊 7 戸	期間降水量 118.5mm （10/10 0:00～10/13 24:00、香取） 最大瞬間風速 32.2m/s （10/12 21:27、香取）
2019 年 10 月 25 日 （令和元年）	大雨	低気圧		崖崩れ 1 箇所 （南借当）	期間降水量 193.0mm （10/25 0:00～24:00、成田）

資料：多古町資料

震災編

第１章　総　則

第１節 地震対策の基本的視点

本計画の基本的な視点は次のとおりである。

１　減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

最大クラスの地震・津波に対しては、海岸保全施設等のハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災の巨大な津波では、本県においても、海岸保全施設に一定の減災効果が認められたものの、施設の機能を超えた越流等が発生し、多くの死者が発生した。

したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

２　東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

東日本大震災では、多古町では人的被害はなかったものの、住宅の全壊２棟、大規模半壊３棟、半壊３棟のほか、道路、橋梁、上水道などに被害があった。

また、東北地方に甚大な被害をもたらし、県内でも人的被害はほとんどなかったものの、東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地において、広範囲に液状化は発生し、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道などのライフライン、学校、農業用施設などに被害があった。

その後、県、市町村、ライフライン事業者の震災の対応状況や、被災者の避難・避難所生活の状況等の検証が行われ、様々な課題が浮かび上がったことから、これらの被害や検証結果を踏まえ、実効性の高い計画とすることが重要である。

３　あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること。

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震対策は、過去に発生した地震像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定することとする。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第２節 被害想定

第１ 地震被害想定

１．想定地震

本町に関わる地震被害想定調査は、千葉県が平成 19 年度と平成 26・27 年度に実施しており、次の４つの地震を想定している。これらの想定地震うち、本町の被害が最大と予測されたものは千葉県北西部直下地震である。

〈県の想定地震一覧〉

調査年度	地震名	ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ	30 年以内発生確率	町内最大震度	位置づけ
平成 26・27	千葉県北西部直下地震	7.3	70%	６強	県が防災・減災対策の主眼に置く地震
平成 19	東京湾北部地震	7.3	低い	６弱	近い将来、県に大きな影響があると考えられる地震
	千葉県東方沖地震	6.8	－	５強	
	三浦半島断層郡による地震	6.9	0～3%	５弱	

(注)「30 年以内発生確率」は、平成 26･27 年度調査による。

その他、町内の被害予測は行われていないが、内閣府が平成 24 年に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定調査では、南海トラフ巨大地震発生時の町内の震度は最大５弱と予測されている。

２．予測被害

千葉県北西部直下地震では、町域北部の谷三倉から本三倉にかけての一部で震度６強、町の中心部を北東－南西に結ぶ線より西側の多くで震度６弱となっている。その他は震度５強であるが、栗山川沿いの一体では震度６弱となる。全壊約 210 棟、圧潰約 10 棟、半壊約 830 棟、負傷者約 110 人、重傷者約 10 人の被害が発生すると予測されている。（冬 18 時発生の場合。平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書）

なお、予測被害量は調査を実施した時点の耐震化等の状況によるものであり、人的被害や震災廃棄物の主な発生要因は建物被害であることから、耐震改修や建て替えによる耐震化の進展によって予測被害量は年々減少傾向にあると考えられる。

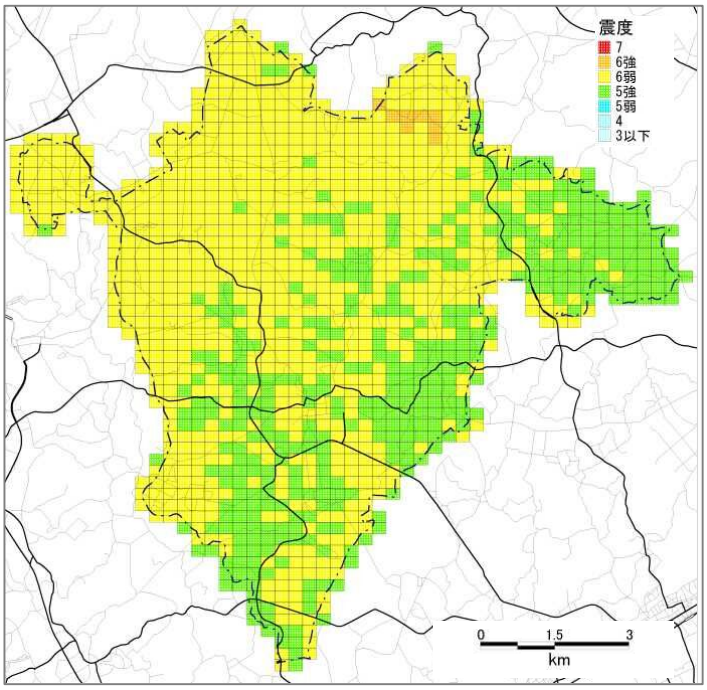

〈地震動の分布（千葉県地震被害想定調査報告書（千葉県 平成 28 年３月）〉

〈町域で発生する被害想定結果「千葉県地震被害想定調査報告書」（千葉県 平成 28 年３月）〉

項目			想定被害数
原因別建物全壊棟数	揺れ		約 180（圧潰 10）
	液状化		約 20
	急傾斜地崩壊		約 10
	合計		約 210
半壊棟数			約 830
火災	炎上出火		－
	焼失棟数	全壊を含む	－
		全壊を含まない	－
人的被害	死者	建物被害	－
		火災	－
		急傾斜地崩壊	－
		ブロック塀等の転倒	－
		屋外落下物	－
		合計	－
	負傷者（うち重傷者）	建物被害（家具等の移転・転倒等）	約 110（約 10）
		火災	－
		急傾斜地崩壊	－
		ブロック塀等の転倒	－
		屋外落下物	－
		合計	約 110
避難者（ピーク時）（２週間後）	避難所		約 810
	避難所外		約 1,200
	合計		約 2,000
帰宅困難者（12 時）※			約 2,300
閉じ込めにつながりうるエレベーター台数			約 10 台
自力脱出困難者			－
震災廃棄物			約 18,000ｔ
一般廃棄物			約 280ｔ/月

※冬 18 時、風速８m/s における想定結果

※第５回東京都市圏パーソントリップ調査データ（東京都市圏交通計画協議会、平成 20 年に実施）のうち、「鉄道、バス、自動車、二輪車、その他」の手段により多古町内を起点として外出したトリップ数に外出距離別当日帰宅困難率（(0.0218×外出距離 km)×100 により算出）を乗じて求めた値

（注）被害想定は概数であるため、想定被害数が皆無とは言えないことに注意。

第３節 減災目標

千葉県では、防災・減災対策の主眼に置く千葉県北西部直下地震による死者数や経済被害を令和８年度までに概ね半減させることを目標とした千葉県地震防災戦略を策定し、計画的に防災対策を推進している。

本町においても千葉県地震防災戦略に準じた減災目標、減災施策を次のとおり明確にし、県と連携して想定被害を計画的に減少させる。

１．減災目標

千葉県北西部直下地震における死者数、経済被害額を概ね半減させる。

２．主な施策と目標

(1) 予防対策による減災

ア　住宅及び特定建築物の耐震化の促進

耐震関連補助事業等により耐震化を促進する。

【目標】住宅の耐震化率 95%（令和８年度）

イ　橋梁の維持

橋梁の計画的な点検、補修により、町内の道路ネットワークを維持する。

【目標】多古町橋梁長寿命化修繕計画の推進

ウ　消防研修

消防職員、消防団員の能力向上を図る。

【目標】消防学校等での教育訓練に継続的に参加

(2) 応急対策による減災

ア　病院機能の充実

災害時にも病院の医療機能を確保する。

【目標】国保多古中央病院の災害時の機能の充実、災害医療に関する研修・訓練への参加

ア　大規模災害時における応援受入体制の構築

「多古町災害時受援計画」の実効性を確保し、必要に応じて計画の見直しを検討する。

【目標】県と緊密に連携し、訓練等を通じた計画の実効性の確保

イ　災害時業務継続計画の実効性の確保

「多古町災害時業務継続計画」の実効性を確保するための継続的な見直しを実施する。

【目標】計画の検証の実施及び参集予測、災害時優先業務の継続的見直し

ウ　自主防災組織のカバー率の向上・活性化の推進

自主防災組織の設置促進や活動に対する支援を行う。

【目標】自主防災組織のカバー率 80%

(3) 復旧・復興対策による減災

ア　復興本部の体制づくり

復興本部の設置や、運営を明確化し、状況に応じて計画を策定し、効果的な対策を実行できる体制を整備する。

【目標】復旧・復興に関する研修等への継続的な参加、事前復興計画の検討

イ　災害時保健活動の推進

被災直後から、避難生活中の健康維持のため、心身両面の健康相談及び啓発活動を実施できる体制を整備する。

【目標】災害時における保健活動の対応能力向上のための研修等への継続的な参加

第２章　災害予防計画

第１節 防災意識の向上

項　　目	担　　当
第１　防災教育	総務課、学校教育課、生涯学習課、防災関係機関
第２　過去の災害教訓の伝承	総務課
第３　防災広報の充実	総務課、生活環境課、消防本部
第４　自主防災体制の強化	総務課、産業経済課
第５　防災訓練の充実	総務課、消防団、消防本部、防災関係機関
第６　地区防災計画の推進	総務課

第１ 防災教育

町は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

住民一人ひとりが、災害や防災についての正しい知識を持ち、災害時には「自助（自らの命は自ら守る)」と「共助（自分たちの地域は地域のみんなで守る)」の重要性の再認識と防災意識の啓発に努める。

また、各学校においては、児童生徒が災害や防災についての基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断で適切に対応できるよう、発達段階に応じた指導を行う。

第２ 過去の災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、図書館にコーナーを設けるなど住民に閲覧できるよう公開に努める。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

第３ 防災広報の充実

町及び各防災関係機関は、正しい知識、自ら考え行動する力、自助・共助の取組みを住民等に普及するため、あらゆる広報媒体を活用した防災広報の充実に努める。

また、広報の際は、重点的に普及する事項を明確にして行う。

〈広報媒体・対象・内容〉

機関	媒体	対象	内容
町	広報たこ 講演会 広報車 ビデオ・ＤＶＤ 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 等	住民 自治会 自主防災組織 児童生徒・幼児 町職員 ボランティア	◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外、ビル等における地震発生時の心得 ◇ハザードマップ ◇避難所、避難路、避難地 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備

			◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定 ◇災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇防災訓練の実施 ◇発生した災害の情報及び町の対応他
町 （水道）	広報たこ パンフレット インターネット　等	住民	◇施設の耐震性 ◇地震発生時の応急対策 ◇飲料水の備蓄等 ◇直結給水栓等の周知他
消防本部	講演会 防災フェア 広報紙 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 講演会 等	住民、事業所	◇地震、津波に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇各防災機関の震災対策 ◇救助救護の方法他

第４ 自主防災体制の強化

１．自主防災組織の育成等

町は、多古町自主防災組織助成要綱に基づく自主防災資機材等の整備の助成、リーダー研修、防災訓練への協力等により、自主防災組織の活性化を促進する。

また、自主防災組織リーダーの育成に当たっては県の災害対策コーディネーター養成講座などを活用するほか、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりを促進する。

〈自主防災組織の活動〉

平常時	(1) 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） (2) 地震による災害危険度の把握（地域の災害履歴、ハザードマップ） (3) 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） (4) 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） (5) 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） (6) 避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など） (7) 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発災時	(1) 情報の収集及び伝達（被害状況及び警報、ライフラインの状況、避難指示など） (2) 出火防止、初期消火 (3) 救出・救護（救出活動・救護活動） (4) 避難（避難誘導、避難所の運営等） (5) 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

２．中小企業の事業継続計画の促進

町は、多古町商工会と共同して、災害に対する危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

第５ 防災訓練の充実

町は、災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、消防機関、自主防災組織、ボランティア（ＮＰＯ）組織及び教育機関等と連携し、防災訓練を実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

また、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

訓練内容等は次のとおりである。

(1) 災害対策本部訓練

職員の非常参集、被害情報の収集・伝達、防災関係機関への連絡等、災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。

(2) 災害対策本部非常参集訓練

初動体制の早期確立を図るため、災害対策本部職員の非常参集訓練を実施する。

(3) 各部個別訓練

災害時における対応能力の向上を図るため、各部局が独自に訓練を実施する。

(4) 図上訓練

災害時における対応能力の向上を図るため、地方自治体、防災関係機関等と連携し訓練を実施する。

第６ 地区防災計画の推進

町は、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等を定めた地区防災計画の策定を支援し、計画的な防災活動を推進する。

第２節 火災等予防対策

項　　目	担　　当
第１　地震火災の防止	総務課、消防本部
第２　不燃化の促進	空港まちづくり課
第３　防災空間の整備・拡大	都市整備課、空港まちづくり課

第１ 地震火災の防止

１．出火の防止

消防本部は町と協力し、以下の対策を推進する。

(1) 一般家庭に対する指導

自主防災組織、各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方法について指導を行い「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

また、全ての住宅への住宅用火災警報器の普及促進及び防炎製品活用の周知・啓発を図る。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及や自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

(2) 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

防火・防災管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者、防災管理者の選任を記すとともに、小規模防火対象物についても、災害に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導に努め、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

(3) 火災予防に係る立入検査の強化指導

消防法第４条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を実施し、防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

(4) 危険物施設等に対する指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導する。また、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

香取広域市町村圏事務組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

(5) 化学薬品等の出火防止

出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校等の立入検査を定期的に実施し、保管の適正化の指導を行う。

(6) 消防同意制度の活用

建築物の新築・改築等の許可、認可、確認の同意時に、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第７条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

２．初期消火の普及

消防本部は町と協力し、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して

消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練の指導を行う。

３．消防水利の整備

既存消防水利の機能維持を図るとともに、国が定める「消防水利の基準」、地震被害想定、地域の火災危険等を考慮した消防水利の整備を推進する。

また、大規模地震時の断水に備えて耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等を検討し、計画的な整備を推進する。

第２ 不燃化の促進

１．建築物の防火規制

本町には、防火地域又は準防火地域に指定されている地域はないが、建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、県と協議の上、防火地域又は準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

また、上記以外の地域における延焼の防止を図るため、建築基準法第 22 条の規定により、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を推進する。

２．都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・緊急輸送道路の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

第３ 防災空間の整備･拡大

１．公園緑地の整備

町は、防災まちづくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

２．幹線道路の整備

町は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を推進する。

第３節 消防体制の整備

項　　目	担　　当
第１　消防体制・施設の強化	総務課、消防本部
第２　消防職員、団員等の教育訓練	総務課、消防本部
第３　消防思想の普及	総務課、消防本部
第４　消防計画の推進	消防本部

第１ 消防体制・施設の強化

町及び消防本部は、地震火災から住民の生命、身体、財産を守るため、消防力の充実・強化を図る。

１．常備消防の強化

消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

また、消防施設の強化を図るため、消防本部等の消防防災施設強化事業を推進するとともに、財政事情その他必要に応じ県に支援を要請し、消防施設・設備の整備充実を推進する。

２．消防団の充実・強化

消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等に取り組むとともに、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めることにより、地域防災力の充実強化を促進する。

第２ 消防職員、団員等の教育訓練

町及び消防本部は、消防大学校や県消防学校が行う各種教育訓練に消防職員等を参加させる。

(1) 消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練

(2) 県消防学校での教育訓練

ア　消防職員

①　初任教育　　②　専科教育　　③　幹部教育　　④　特別教育

イ　消防団員

①　基礎教育　　②　専科教育　　③　幹部教育　　④　特別教育

ウ　自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対する教育訓練

エ　災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得

第３ 消防思想の普及

町及び消防本部は、各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。

(1) 春秋２回の火災予防運動を実施する。

(2) ポンプ操法大会を開催して、消防団員の士気高揚を図る。

(3) 普通救命講習等を開催する。
(4) 関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

第４ 消防計画の推進

消防本部は、消防計画の見直しにおいて次の事項を検討し、消防対策を推進する。
(1) 消防組織の整備強化
(2) 消防施設整備計画
(3) 火災等の警防計画
(4) 消防職員及び消防団員の非常時招集計画
(5) 火災等出動計画
(6) 特殊消防対象物警防計画
(7) その他の消防計画
(8) 消防訓練計画
(9) 火災予防計画

第４節 耐震化等の推進

項　　目	担　　当
第１　建築物等の対策	総務課、空港まちづくり課、学校教育課、消防本部、県
第２　ライフライン施設の対策	生活環境課、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、東京ガスネットワーク(株)
第３　道路、河川等の対策	都市整備課、成田土木事務所、県
第４　危険物施設等の安全対策	消防本部、県

第１ 建築物等の対策

１．既存建築物の耐震化

町は、多古町耐震改修促進計画による住宅の耐震化率を令和８年度までに 95%とする目標に対し、各種耐震化施策を促進する。

また、多古町地震ハザードマップとして作成した揺れやすさマップや地域危険度マップに基づき、震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等について、重点的に耐震化の促進を図る。

２．建築設備等の耐震対策

(1) エレベーターの閉じ込め対策

町は、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。また、揺れや停電によりエレベーターが停止し、利用者が閉じ込められた場合の復旧対策について関係団体との情報共有等を進める。

(2) ブロック塀等の安全対策

ア　ブロック塀の倒壊防止

公共的な道路等に面した危険なブロック塀等の撤去を行う所有者等に対し、多古町ブロック塀等対策事業補助金交付要綱による補助金を交付する。

イ　屋外広告物の倒壊・落下防止

町は、「千葉県屋外広告物条例」に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないよう、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

ウ　自動販売機の転倒防止

町は、県及び関係団体等と連携して、「自動販売機据付基準」の周知等を行い自動販売機の転倒防止を推進する。

(3) 落下物防止対策

町は、千葉県落下物防止指導指針に基づき、窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及、建築物の所有者等への啓発等に努める。

また、人通りの多い道路や町が定める震災時の避難路に面する地上３階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して適切な改修や補修の指導を行う。

(4) 家具・大型家電の転倒防止

町及び消防本部は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報紙、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

３．建築防災体制の整備と安全対策の啓発

町は県と連携し、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

第２ ライフライン施設の対策

ライフライン事業者は、施設の耐震化、災害時の代替手段や復旧体制の確保等の対策を推進する。また、千葉県ライフライン対策連絡協議会の活動等を通じてそれぞれのライフラインが連携した対策を推進する。

１．上水道施設

町は、老朽化による更新又は補強が必要な上水道施設等について、次のとおり上水道施設の耐震化等を進める。

⑴ 耐震化の指標作成

上水道施設の耐震化について、老朽化の度合いや耐震性能、配水時における重要性などを基準として、優先的に耐震化すべき上水道施設を設定した上で、耐震化事業の完了目標年度を定めた耐震化計画を作成する。

⑵ 緊急を要する対策

多古町役場などの防災拠点や国保多古中央病院などの医療救護所を主として、災害時に給水を確保すべき施設（以下「重要給水施設」という。）に至る上水道配水管の耐震化を進める。

⑶ 速やかに復旧できる水道づくり

被災時に断水した場合でも、速やかに断水を解消するため、上水道施設への非常用発電設備の設置や配水系統の複数ルート化などを図る。

⑷ 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できるよう努める。

２．農業集落排水施設

町は、ポンプ場及び処理場内の重要施設及びその他の施設については地震被害を想定し、施設の多系統化・複数化、予備の確保等で機能の充実を図り、補修の容易な構造とし、復旧対策に重点を置いた整備を図るとともに、地震時においても必要最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。

また、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

施設の維持、管理においては、日常の点検などによる危険箇所の早期発見と、これの改善を行い、施設の機能維持に努める。

３．電力施設

電力事業者は、法令に定める技術基準に適合するよう設備の耐震化を推進する。

また、電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、定期的に電気工作物の巡視点検や電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止、漏電等による出火原因の早期発見とその改修に努める。

４．電話施設

電気通信事業者は、法令に定める技術基準に適合するよう建物や設備の耐震化を推進する。

５．都市ガス施設

都市ガス事業者は、法令に定める技術基準に適合するよう設備の耐震化を推進する。
また、各地の地震動を速やかに把握できるよう、地震計やＳＩセンサーの設置を進める。
その他、安全装置付ガスメーター（マイコンメーター）の普及に努める。

第３ 道路、河川等の対策

１．災害に強い道づくり

道路管理者は、震災時において救援救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担う道路について耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備や被災地域の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

緊急輸送道路については、地震直後から発生する緊急輸送が円滑に行われるよう、道路橋梁防災計画の実施のほか、線形不良や隘路区間などを改善するため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進し、災害に強い道づくりに努める。

また、圏央道（首都圏中央連絡自動車道）については、町内に IC が設置されることを踏まえ、防災上重要な役割を担えるよう、アクセス道路等の計画的な整備に努める。

２．道路橋梁防災計画

道路管理者は、道路橋示方書に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施していく。また、道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施していく。特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁の耐震対策や法面の安全対策を最優先に実施していく。

３．河川・ため池

⑴ 河川、水門、樋門

河川管理者は、耐震対策や液状化対策を考慮した堤防、護岸等の整備を推進する。

⑵ ため池

県は、老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池についての「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものを計画的に改修する。

第４ 危険物施設等の安全対策

１．高圧ガス関係

県は高圧ガス施設の地震時の災害を防止するため、「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示」に適合させるよう指導する。

２．液化石油ガス関係

⑴ 消費者の保安対策

県は販売事業者等に対し、次の指導を行う。

ア　消費先の容器設置状況が基準に適合しているか確認し、容器のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底を図るとともに、ガス放出防止機器の設置促進を図る。

イ　マイコンメーター等の安全器具の普及を促進し、さらに感震機能を備えた安全装置の導

入についても促進を図る。

ウ　消費者に対し、周知パンフレット等により地震時の元栓、器具栓、容器バルブの閉止等の措置について啓発に努める。

エ　避難所に指定される可能性が高い公共的施設等への安全器具の設置を図る。

⑵ 情報収集、伝達体制、供給経路及び応援体制の整備

大地震に際して、被災地域において、販売施設、充填所等の被害によりガスの円滑な供給が不能となる事態が予想されるので、他地域からの供給経路、応援体制等を（公社）千葉県ＬＰガス協会を通じて整備し、供給の円滑と保安の確保を図る。

なお、被災地域の市町村から応急のガス供給の要請がある場合も同様に対応を図る。

３．危険物施設関係

消防本部は、消防法第１１条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう指導し、地震時の災害を防止する。

⑴ 設備面の対策

ア　地震による局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。

イ　地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。

ウ　防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置する。

エ　停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。

オ　設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

⑵ 保安体制面の対策

ア　作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。

イ　点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認について的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。

ウ　夜間、休日の応急体制、命令系統、通報体制について明確化を図る。

４．少量危険物及び指定可燃物施設関係

消防本部は、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例に規定されている少量危険物及び指定可燃物施設について、不測の事態に備える防災体制を整えるため、下記の対策を実施し、地震時の災害を防止する。

⑴ 設備面の対策

ア　無届出施設の防止に努め、条例に定める貯蔵又は取扱いの技術上の基準の遵守を強力に指導する。

イ　地震による局所的な応力集中を排除する配管の緩衝装置、地震動によるタンク本体の転倒、落下防止構造について配慮する。

⑵ 保安体制面の対策

ア　タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物又は指定可燃物を入れ、又は出すとき以外は閉鎖するように指導する。

イ　地震後の異常の確認の実施及び応急措置について指導する。

ウ　定期自主検査の完全実施を指導する。

第５節 液状化対策の推進

項　　目	担　　当
第１　液状化対策の推進	生活環境課、都市整備課
第２　液状化対策の広報	空港まちづくり課

第１ 液状化対策の推進

町及び関係機関は、ライフラインや道路の機能の維持や早期復旧が、住民の生活や地域全体の復旧に大きく影響することを考慮し、地盤改良など、液状化しにくく、液状化に強い施設づくりを推進するとともに、住民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

また、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

１．上水道施設

町は、液状化の恐れがある地域について、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策の実施や液状化が発生した場合においても上水道配水管が破断しないよう離脱防止機能を備えた耐震管への布設替えを推進する。

２．農業集落排水施設

町は、地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

３．道路橋梁

町は、橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、被害を防止する対策を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

第２ 液状化対策の広報

町は、住民に対して、「液状化危険度マップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。

また、既存住宅の液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関による住宅建築後の液状化対策工法の研究結果や施工例の情報を収集して住民に広報する。

第６節 土砂災害予防対策

項　　目	担　　当
第１　土砂災害の防止	総務課、都市整備課、空港まちづくり課、保健福祉課、県
第２　山地災害の防止	都市整備課、産業経済課、県
第３　造成地等の対策	空港まちづくり課、生活環境課、県

第１ 土砂災害の防止

１．土砂災害警戒区域等の対策

⑴ 土砂災害警戒区域等の広報

県は、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」に指定する。

町は、土砂災害警戒区域等について、ハザードマップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布等により地域住民等に周知徹底を図る。

⑵ 警戒避難体制の整備等

町は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

ア　土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、これらの情報を網羅したハザードマップを公表、配布する。

イ　土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設で、土砂災害から利用者の円滑な避難確保を図る必要がある施設については、土砂災害に関する警報、避難情報等の伝達方法を定めるとともに、要配慮者の避難支援体制の確立に努める。

また、要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

なお、土砂災害防止法の規定により避難確保計画の作成及び訓練等を義務づける要配慮者利用施設は、資料編に示す。

⑶ 土砂災害特別警戒区域への措置

県は、土砂災害特別警戒区域について、居室を有する建築物の新築、増改築に際し建築確認申請があったとき、申請建築物が土砂災害に対して安全な構造であるか確認を行う。

また、宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為について審査を行う。特に、著しい損壊のおそれがある建築物の所有者に対しては、移転等の勧告を行うことができる。

２．土地利用の適正化

県は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底等に努める。

３．急傾斜地崩壊対策

県は町と連携し、次の対策を実施する。

⑴ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第３条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行う。また、当該箇所及び周辺地域の状況に応じて

区域指定の促進を図る。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの ① 急傾斜地の勾配が 30 度以上のがけ ② 急傾斜地の高さが５m以上のがけ ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が５戸以上あるもの、又は５戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれがあるもの

⑵ 行為の制限

急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。また、急傾斜地崩壊危険区域内の居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築に関する制限の徹底を図る。

⑶ 防止工事の実施

急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

⑷ 施設整備の向上

土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれのある箇所のうち、急傾斜地法第３条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者利用施設にかかる危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③がけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

第２ 山地災害の防止

県は、「山地災害危険地区調査要領」により、山腹崩壊危険地区の調査を実施し、計画的に予防的な治山事業を実施する。

町は、山地災害危険地区を周知し、山地災害の危険性や災害対策を啓発する。また、地域住民等から治山事業の要望を受け、県に報告するとともに、県と連携して治山事業に係る調整等を行う。小規模な箇所については、町において林地崩壊防止事業等を実施する。

第３ 造成地等の対策

１．宅地造成地対策

県は、大規模盛土造成地の崩壊等を防止するため、必要に応じて宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成工事規制区域や造成宅地防災区域を指定し、災害防止措置を推進する。

町は、大規模盛土造成地マップを周知し、大規模盛土の危険性や災害対策を啓発する。

２．盛土の崩落を防ぐ安全対策

県及び町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

３．宅地等災害対策工事の補助

町は、宅地災害の防止又は居住家屋災害を誘発するおそれがある崖地崩壊の防止に係る工事を行う者に、その費用の一部について予算の範囲内で、多古町補助金交付規則及び多古町宅地等災害対策工事補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。

第７節 要配慮者等の安全確保体制の整備

項　　目	担　　当
第１　避難行動要支援者の支援体制の整備	総務課、保健福祉課
第２　要配慮者全般の支援体制の整備	総務課、保健福祉課、県
第３　社会福祉施設等の対策	保健福祉課、社会福祉施設管理者、県
第４　外国人の支援体制の整備	企画政策課

第１ 避難行動要支援者の支援体制の整備

町は、災害対策基本法の規定や国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援体制を整備する。

１．避難支援プラン全体計画の充実

町では、県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（令和４年３月）」に基づき、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理した、「避難支援プラン全体計画（平成23年３月）」を策定している。災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）と国の「取組指針」の策定に伴い、全体計画についても内容の充実を図っていくものとする。

２．避難行動要支援者名簿の作成及び活用

⑴ 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者名簿の作成対象となる要配慮者を、次のとおり把握する。

ア　日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当が保有する情報から要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平時から要配慮者と接している町の福祉担当、町社会福祉協議会、民生委員児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者と連携する。

イ　在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握する。

ウ　所在把握には、行政区など、以前からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みを活用する。

⑵ 避難行動要支援者名簿の作成

町は、把握した情報をもとに、避難行動要支援者名簿の作成を推進し、作成に当たっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用する。

ア　避難行動要支援者の範囲の設定

避難行動要支援者の範囲は、次に挙げる者のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する者とする。

①　介護保険における要介護・要支援認定者

②　障害者

③　妊産婦及び乳幼児

④　難病患者
⑤　一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者
⑥　日本語に不慣れな在住外国人
⑦　その他町長が必要と認める者

イ　避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

①　氏名
②　生年月日
③　性別
④　住所又は居所
⑤　電話番号その他の連絡先
⑥　避難支援等を必要とする事由
⑦　前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ　避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。また、災害による停電等を考慮し、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

エ　情報の適正管理

避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

オ　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者の同意等を得た上で、避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、多古町社会福祉協議会、民生委員児童委員、消防署、警察署）に平常時から名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報を提供された避難支援等関係者に対し、名簿情報の漏えい防止について必要な措置を講じる。

⑶ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

ア　避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は、避難行動要支援者の把握に努め、別に定める名簿の更新期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

イ　避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し周知する。

３．個別避難計画の作成等

町は、避難行動要支援者名簿に登録された避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に努める。

⑴ 個別避難計画の作成及び活用

ア　作成に係る方針及び体制等

避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の同意を得て個別避難計画の作成に努める。作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上

危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき対象を明確にし、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用する。また、避難支援等関係者、避難行動要支援者本人らと打合せて作成することを基本とするが、状況に応じて家族や自主防災組織等が作成す方式も考慮する

イ　個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、名簿情報に加えて次の事項を記載する。

① 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

ウ　個別避難計画のバックアップ

庁舎の被災等を考慮し、個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。また、個別避難計画情報の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう適切な措置に努める。

エ　町における個別避難計画情報の適正管理

国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

オ　避難支援等関係者への個別避難計画情報の事前提供

避難行動要支援者の同意等を得た上で（条例に特別の定めがある場合を除く。）、避難支援等関係者に平時から個別避難計画を提供、共有する。また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、情報の漏えい防止に必要な措置を講ずる。

カ　個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映するため、適宜、個別避難計画を更新する。

キ　個別避難計画未作成者の支援体制の整備

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

ク　地区防災計画との整合

地区防災計画を作成する際は、地区全体の円滑な避難、地区内居住者の個別避難計画との一体的な運用のため、両計画の整合を図り、訓練等に努める。

ケ　県との連携

県に個別避難計画等の作成状況を報告し、必要に応じて助言を求める。

第２ 要配慮者全般の支援体制の整備

１．支援体制の整備

町は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区などの地域社会全体で要配慮者を支援する体制づくりに努める。また、体制づくりに当たっては、女性の意見や支援体制への女性の位置付けなどを考慮する。

２．避難情報の伝達体制の充実・強化

町は、高齢者や障害者等の要配慮者について、その状態や特性に応じ、同報系防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等により避難情報を周知する体制を確保する。

３．防災設備等の整備

町は、一人暮らしの高齢者、障害者、寝たきりの高齢者、視覚障害等の安全を確保するため、緊急通報装置、文字放送受信装置、自動消火装置等の設置の普及に努める。

なお、障害者については、障害の種類及び程度に応じて情報を迅速かつ確実に取得できるよう、また、緊急通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、伝達体制や仕組みも含めて必要な施策の実施に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めるものとする。

４．避難施設等の整備及び周知

町は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備等に努めるとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。

また、県及び町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、液体ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

町は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

５．防災知識の普及等

町及び県は、要配慮者及びその家族並びに社会福祉施設に対するパンフレット・チラシ等の配布による広報の充実を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるほか、避難支援等関係者との人間関係及び信頼関係の強化を啓発する。

６．在宅避難者等への支援

町及び県は、在宅避難や応急仮設住宅に入居する要配慮者への健康相談や生活支援を円滑に行えるよう、地域組織（自主防災組織、自治会等）、香取保健所（香取健康福祉センター）、町社会福祉協議会、その他福祉関係機関のネットワークづくりを推進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等についてあらかじめ主治医や訪問看護ステーション等と相談しておくよう助言する。

第３ 社会福祉施設等の対策

町及び県は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

１．施設の安全対策

社会福祉施設の管理者は、災害に対する施設の安全性確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

２．組織体制・計画の整備

社会福祉施設や介護保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、町との連携のもと、施設相互間並びに他の施設、近隣の自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び利用者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

３．防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や介護保健施設の管理者は、施設職員や入所者及び利用者が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的に実施する。

また、施設職員や入所者及び利用者が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び利用者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

第４ 外国人の支援体制の整備

町は県、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人に対し、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

⑴ 多言語による広報の充実

⑵ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

⑶ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

第８節 情報通信体制の整備

項　　目	担　　当
第１　情報通信施設の整備等	総務課
第２　非常通信体制の充実等	総務課

第１ 情報通信施設の整備等

１．町防災行政無線の運用体制の整備

町は、災害に対処するために、情報収集、広報活動が迅速かつ的確に行われるよう、町防災行政無線を中心に、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。

また、既設の通信機器及び機材が常に活用できるように、定期的に点検整備を行い、耐用年数を考慮して機器の更新に努める。

⑴ 防災行政無線

町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線（同報系・移動系）のデジタル化、各避難所、公用車への配備を行っており、災害時に被害情報の迅速な収集、情報共有が行えるよう、通信訓練、機器の取り扱いの習熟を図る。

⑵ 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）

同報系防災行政無線と接続しており、緊急地震速報をはじめとする各種防災情報の提供をできるよう、点検保守を行う。

２．県防災行政無線等の運用体制の整備

⑴ 県防災行政無線

町は、県庁、県出先機関、他市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等との無線通信が可能な県防災行政無線について、通信訓練への参加、通信運用マニュアルの習熟、機器の点検等を行い、災害時の運用体制を確保する。

⑵ 県防災情報システム

町は、県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集・処理、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や住民に提供する千葉県防災情報システムについて、運用マニュアルの習熟、機器の点検等を行い、災害時の運用体制を確保する。

第２ 非常通信体制の充実等

１．非常通信協議会の活用

町は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に、電波法第 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図るため、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

２．アマチュア無線の活用

町は、アマチュア無線関係団体への協力要請に基づく災害時通信ボランティアの登録を促進する。また、アマチュア無線従事者と共同での非常通信訓練を行うなど、連携強化に努める。

３．その他の通信網の整備

町は、ＣＡＴＶ、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な 通信連絡網の整備充実に努める。

第９節 備蓄・物流計画

項　　目	担　　当
第１　食料・生活必需物資等の供給体制の整備	総務課、産業経済課、県
第２　医薬品及び応急医療資機材等の確保	保健福祉課
第３　水防資機材の確保	総務課

第１ 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

１．備蓄意識の啓発

町は、備蓄する食料や飲料水が「最低３日、推奨１週間」分であることなど、各家庭や事業所等において最低限備えるべき備蓄の品目・量や災害用持出袋（モバイルバッテリー）のほか、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方など、備蓄に関するノウハウを普及・啓発するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

２．町の備蓄・調達体制の整備

町は、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

(1) 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材等を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）の避難生活や食物アレルギー等に配慮する。

(2) 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

(3) 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努め、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

(4) 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資集積拠点（候補施設：町役場附属棟１階）の登録に努める。

３．帰宅困難者支援にかかる備蓄

町は、帰宅困難者の一時滞在施設において、帰宅困難者への食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

４．災害時の物流体制の整備

町は、指定した拠点に搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、ＮＰＯ、住民団体等と連携するなどの体制を整備する。また、選定した集積拠点を県へ報告する。

なお、物資の集積拠点の選定に当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

その他、大規模災害時において、県は町の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等（国からの「プッシュ型」支援を含

む。）により必要な物資を確保し、町の集積拠点まで物資を輸送することに留意する。

第２ 医薬品及び応急医療資機材等の確保

町は、災害時に必要となる医薬品、衛生材料、応急医療資機材の備蓄に努める。

また、医薬品等が不足する場合に、香取保健所（健康福祉センター）等から備蓄品等の供給を速やかに要請し、受け入れる体制を確保しておく。

第３ 水防資機材の確保

町は、栗山川、多古橋川及び借当川の洪水に対する水防活動について、千葉県水防計画に基づく県の水防倉庫や水防資機材を確認しておく。

また、水防活動のほか、道路復旧、がけ崩れ等にも迅速に対応できる資機材を整備しておく。

第１０節 防災関連施設の整備

項　　目	担　　当
第１　防災拠点等の整備	総務課、企画政策課、生涯学習課
第２　避難施設の整備	総務課
第３　ヘリコプター臨時離着陸場の確保	総務課
第４　道の駅の防災機能強化	産業経済課

第１ 防災拠点等の整備

⑴ 防災拠点

町は、災害時に地域における災害活動の拠点となるよう、非常時の業務遂行に最低限必要な非常電源設備の整備、防災行政無線の整備並びに災害備蓄倉庫、耐震性貯水槽などで構成される防災拠点を整備する。

また、多古町保健福祉センターは災害時に福祉避難所となり、要配慮者の情報集積拠点としての機能を確保するほか、多古こども園は被災した家庭の復旧作業等を支援するため、必要に応じて保育時間の延長や一時保育の受入を行う応急保育所としての機能を確保する。

⑵ 応援集結拠点

多古台バスターミナル（面積 3,057 ㎡）は、パーク＆ライド型として整備され、大型バス用２バース、小型バス用１バースに加え、3,900 ㎡の駐車場を併設し、緊急輸送道路１次路線（国道 296 号）にも近接している。

このため、町外からの応援要員やボランティア等が活動を行う際の１次集結拠点として位置付け、バスターミナル関係事業者と災害時の輸送協定の締結等を進める。

⑶ 汎用拠点

多古町民体育館は、緊急輸送道路からのアクセス性が高く、敷地面積も大きいことから、物資集積拠点（町役場附属棟）の補助機能、学校教育の早期再開のための長期避難所としての利用等、用途を限定しない汎用的な拠点施設としての運用体制を整備する。

第２ 避難施設の整備

町は、災害対策基本法、政令及び内閣府令、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、「災害時における避難所運営の手引き」により指定緊急避難場所、指定避難所の指定、整備を行う。

〈指定緊急避難場所等の現状〉

種　類	機　能	指定等の状況
指定緊急避難場所	切迫する災害（地震、洪水、土砂災害等）から避難する施設	学校等（12 箇所）
指定一般避難所	住居が被災した住民等が一時滞在する施設	体育館（10 箇所）
指定福祉避難所	住居が被災した要配慮者等が一時滞在する施設	保健福祉センター（１箇所）
その他の福祉避難所	住居が被災した要配慮者等が一時滞在する施設で、災害協定に基づき開設する。	障害者支援施設等（６箇所）

※本計画では、「指定福祉避難所」と「その他の福祉避難所」をまとめて「福祉避難所」という。

１．指定緊急避難場所の指定等

町は、災害対策基本法、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、県の「災害時における避難所運営の手引き」により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定、整備する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が異なることについて、日頃から住民等へ周知徹底する。

⑴ 指定緊急避難場所の指定等

ア　指定緊急避難場所の指定

災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

なお、洪水が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される浸水深の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に確保する。

指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ　指定緊急避難場所の周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

ウ　誘導標識の設置

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

⑵ 指定避難所の指定

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。また、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

町は、避難所の整備に当たり、次の点に留意する。

ア　施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

イ　　避難所に指定した建物について、必要に応じ、給水タンク、マンホールトイレ、インターネット通信機器、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

ウ　　上記イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や再生可能エネルギーの活用を含めたエネルギーの多様化に努める。

エ　避難所における救護所の施設整備に努める。

オ　避難所における公衆無線ＬＡＮ等の整備に努める。

カ　避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画の作成に努める。また、避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮する。

キ　避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、ＬＰガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

ク　避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね１０人の要配慮者に１人）等の配置等に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

　また、あらかじめ指定福祉避難所を指定し、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。

ケ　指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

コ　　間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

サ　マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

シ　学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

ス　指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

セ　感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当と保健福祉担当が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保できるよう努める。

ソ　災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

タ　指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

チ　保健師、福祉関係者等が地域の実情に応じて実施している状況把握等の取組を災害時にも円滑に行い、情報共有等の連携がとれるよう、支援の対象者、優先順位付け、個人情報の利用、共有範囲について関係者間の調整に努める。

ツ　在宅避難者、避難所不足等に備え、在宅避難者等が利用しやすい支援拠点の選定、支援方策の検討に努める。

テ　車中泊避難者に備え、車中泊避難スペースの選定、車中泊避難者の支援策（物資の備蓄等)、健康上の留意点等の広報要領の検討に努める。

(3) 避難路の整備

避難路の安全性の点検、避難誘導標識の設置、住民への周知徹底等に努める。

(4) 震災対策用貯水施設等の整備

本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、防災井戸付貯水装置又は災害用井戸の整備に努める。

第３ ヘリコプター臨時離着陸場の確保

町は、情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等などに有効なヘリコプター臨時離発着場を本計画（資料編）に位置付け、災害時の運用体制を確保する。

特に、避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じておく。

第４ 道の駅の防災機能強化

町は、災害時に地域住民や道路利用者、観光客へ安全・安心な場や災害情報の提供の場となり得る道の駅多古について、必要に応じて防災機能強化に努める。

第１１節 帰宅困難者等対策

項　　目	担　　当
第１　一斉帰宅の抑制対策	総務課、企画政策課、県、各通信事業者
第２　帰宅困難者の安全確保対策	総務課、産業経済課、県
第３　帰宅支援体制の確保	総務課、企画政策課
第４　大規模集客施設の取組	産業経済課

第１ 一斉帰宅の抑制対策

１．基本原則の周知・徹底

町は、広報紙、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図る。

２．安否確認手段の普及・啓発

町及び各通信事業者は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用伝言板（web171）、J-Anpi、ＳＮＳ、ＩＰ電話などの安否確認手段について、体験サービスの活用を啓発し、発災時の円滑な利用を促進する。

また、企業や学校など関係機関において、家族等との安否確認手段やルールを決めておくよう啓発する。

３．帰宅困難者等への情報提供体制の確保

町及び県は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して提供する体制を確保する。

また、関係機関と連携して緊急速報メール、ポータルサイト、ＳＮＳなどを活用した災害時の帰宅困難者への情報提供体制を検討する。

４．企業、学校などの施設内待機の促進

町は、企業・学校などにおける従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保、家族との安否確認手段の周知などの対策を促進する。

各企業は施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について自ら準備に努め、学校等は、家庭や地域と連携協力した準備に努める。

第２ 帰宅困難者の安全確保対策

１．一時滞在施設の確保

町は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、出先や路上等の屋外で帰宅困難となった外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。民間施設を指定する場合には当該事業者と協議し、協定等を締結しておく。

また、一時滞在施設（候補施設：道の駅多古）の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄についても検討しておく。

２．大規模集客施設等における利用者の保護

大規模集客施設等における利用者保護のため、県及び町は、大規模集客施設等の関係機関との

情報連絡体制の整備を図る。また、震災時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

３．企業、学校などの訓練

町は、企業・学校などにおける従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

第３ 帰宅支援体制の確保

１．災害時帰宅支援ステーションの周知

町は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。

２．搬送手段の確保

町は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

第４ 大規模集客施設の取組

町は、大規模集客施設等を管理する事業者に、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう周知する。

第１２節 防災体制の整備

項　　目	担　　当
第１ 町の防災体制の整備	総務課
第２ 業務継続体制の整備	総務課

第１ 町の防災体制の整備

１．危機管理能力の向上

町は、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」、「最悪の事態を想定して行動せよ」、「空振りは許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識の取得や危機管理意識の醸成に取り組む。

２．災害対策本部体制の整備

町は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

３．広域避難者の受入体制の整備

町や県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

４．県、町及び防災関係機関の連携の強化

県、町及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

第２ 業務継続体制の整備

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、多古町災害時業務継続計画により、災害時の業務継続体制を確保する。

特に、多古町災害時業務継続計画（令和５年３月修正）に示す業務継続のための資源の現状、課題、今後の対策を踏まえ、業務継続体制の整備を推進する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。なお、業務継続計画には、内閣府の「市町村のための業務継続計画作成ガイド」に示された重要６要素（１１項目）について定め、適宜修正しておくものとする。

第３章　災害応急対策計画

第１節 応急活動体制の確立

項　　目	担　　当
第１　町職員の非常配備	各部
第２　町災害対策本部の設置	各部
第３　防災関係機関の活動体制	各防災関係機関
第４　防災関係機関との連携	各部、各防災関係機関

第１ 町職員の非常配備

地震に対する町職員の非常配備体制は、次のとおりとする。

〈非常配備の種別・基準等〉

	配備種別	配備基準	配備内容	配備職員
災害対策本部設置前	情報収集	1. 多古町の震度が４を観測したとき【自動配備】	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制。	総務課 財政課 生活環境課 都市整備課
	災害警戒	1. 多古町の震度が５弱を観測したとき【自動配備】 2. 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表したとき【自動配備】 3. 多古町で長周期地震動の階級３以上が観測され、町長が必要と認めたとき 4. その他、被害が発生し、町長が必要と認めたとき	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制。	総務課 財政課 企画政策課 産業経済課 子育て支援課 多古こども園 税務課 生活環境課 都市整備課 空港まちづくり課 学校教育課 生涯学習課 保健福祉課 国保多古中央病院
災害対策本部設置後	本部第１	1. 多古町の震度が５強を観測したとき【自動配備】 2. 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき【自動配備】	応急対策活動が円滑に行える体制。	全課
	本部第２	1. 多古町の震度が６弱以上を観測したとき【自動配備】 2. 地震により大規模な災害が発生した場合等で、本部長が必要と認めたとき	町の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制。	全課

（注）災害対策本部の特例措置

情報収集、災害警戒時において、局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、町長が必要と認めたときは災害対策本部を設置することができる。

非常配備の種別ごとの配備職員数は次のとおりとし、各課長は配備する職員を毎年度当初に指名しておく。

〈非常配備要員編成表〉

区分／課名	本部設置前の配備		本部設置後の配備		備考
	情報収集	災害警戒	本部第１	本部第２	
総務課	2	5	全員	全員	総務部
議会事務局			2	全員	議会部
財政課	1	2	3	全員	財政部
企画政策課		2	4	全員	企画部
産業経済課		3	5	全員	産業経済部
農業委員会			1	全員	
出納室			2	全員	出納部
住民課			5	全員	住民部
子育て支援課		2	3	全員	子育て支援部
多古こども園		2	3	全員	
税務課		4	7	全員	税務部
生活環境課	2	5	全員	全員	生活環境部
都市整備課	2	4	全員	全員	都市整備部
空港まちづくり課		2	全員	全員	
学校教育課		3	全員	全員	教育部
生涯学習課		4	全員	全員	
図書館			全員	全員	
保健福祉課		8	全員	全員	保健福祉部
学校給食センター			全員	全員	給食部
国保多古中央病院		2	全員	全員	病院部

１．職員の非常配備

⑴ 非常配備の発令

総務課は、非常配備の発令基準に関係する地震警報を監視し、発令基準に達した場合、又は達するおそれがある場合は、総務課長にその旨を報告する。

また、総務課長は町長に非常配備の発令を進言し、町長は非常配備を発令する。

⑵ 非常配備の伝達

ア　勤務時間内

総務課は、庁内放送、すぐ参集メール、各課への口頭連絡等により、各職員へ非常配備（種別）を周知する。

イ　勤務時間外

総務課は、同報系防災行政無線の放送、すぐ参集メール、電話連絡網等により、各職員へ非常配備を周知する。

①　状況確認

職員は、地震情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で速やかに確認し、「自動配備」基準に該当することを覚知した場合は、自主参集を開始する。

②　参集行動

職員は、多古町役場３階大会議室、又はあらかじめ指定された施設に参集する。

参集途上では可能な限り被害状況等の把握に努め、参集後直ちに上長を通じて総務課に報告する。

災害の状況により参集場所への移動が困難な場合は最寄りの町の施設に参集し、上長又は総務課に報告する。

③　初動活動

勤務時間外に参集した職員は、次の初動活動を開始する。

総務課長は初動活動の指揮をとり、町長に状況を報告する。また、状況に応じて、県や関係機関に情報を提供する。

〈勤務時間外の主な初動活動〉

○　千葉県防災情報システム及び町防災行政無線の運用
○　庁舎非常電源の確保
○　被害等の情報収集
○　防災関係機関との連絡調整

第２ 町災害対策本部の設置

１．災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置等

町長は、「非常配備基準」の本部第１又は本部第２に該当する場合、多古町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置する。なお、自動配備の基準に該当する場合は、町本部を自動設置する。

また、町の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したときは、町本部を廃止する。

町長（本部長）は、町本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を知事に報告するほか、次の機関に通知する。

①　防災関係機関（多古町防災会議構成機関に限る。）
②　隣接市町長
③　報道機関
④　住民（同報系防災行政無線、すぐメール等で広報）

(2) 本部長の代行

町長の不在時、又は事故あるときは、以下の順位により本部長の権限を代行する。

〈本部長の代行順位〉

第１順位：副町長　　第２順位：教育長　　第３順位：総務課長

(3) 本部室の設置

本部室を、役場庁舎３階大会議室に設置する。

役場庁舎が使用不能な場合は、多古町コミュニティプラザ３階多目的ホールに設置する。

２．本部組織の確立・運営

(1) 本部会議

本部長は、町の災害対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

ア　災害応急対策の実施及び調整に関すること

イ　その他重要事項に関すること

(2) 各部の連絡

本部長の命令又は本部会議で決定した事項等は、本部事務局長が各部の本部連絡員を通じて各部に連絡する。

各部で収集した情報又は実施した対策等のうち、本部長又は他の各部が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて速やかに本部事務局長に報告する。

上記により報告を受けた本部事務局長は、速やかにこれを本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部に伝達する。

〈町本部の組織構成〉

本部会議	本　部　長	町長
	副本部長	副町長
		教育長
	本　部　員	総務課長
		議会事務局長
		財政課長
		企画政策課長
		産業経済課長
		農業委員会事務局長
		出納室長
		住民課長
		子育て支援課長
		多古こども園事務長
		多古こども園長
		税務課長
		生活環境課長
		都市整備課長
		空港まちづくり課長
		空港地域振興室長
		学校教育課長
		生涯学習課長
		保健福祉課長
		学校給食センター所長
		図書館長
		国保多古中央病院事務長
本部派遣職員		多古町消防団 多古町社会福祉協議会 香取広域市町村圏事務組合多古分署 香取警察署 自衛隊災害派遣部隊 その他本部長が派遣を求める者

本部事務局	事務局長	総務課長
	事務局員	総務課員
本部連絡員		各部１名

連絡調整

各　　部

現地災害対策本部

(3) 部の編成及び事務分掌

部の編成及び所掌事務は、次表「各部の構成と事務分掌」のとおりとし、各部長は部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

また、次の部は、町本部の設置直後から次の事務を優先的に実施する。

〈各部の初動事務〉

部名	担当課	初動事務
保健福祉部	保健福祉課	避難行動要支援者の安否確認
教　育　部	学校教育課 生涯学習課	避難所となる各学校体育館、町民体育館等の被害調査
都市整備部	都市整備課	緊急輸送道路（橋梁）の被害調査
税　務　部	税　務　課	家屋被害の概要調査
生活環境部	生活環境課	上水道・農業集落排水設備の被害調査

〈各部の構成と事務分掌〉

部	担当課	所掌事務
総務部	総務課	1　災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2　各部の総合調整、連絡に関すること。 3　避難情報の発令に関すること。 4　警戒区域の設定に関すること。 5　県、自衛隊その他防災関係機関（他の部が担当する機関を除く。）との連絡調整、応援協力の要請に関すること。 6　区長会との連絡調整、協力要請に関すること。 7　住民からの通報等の受信、災害情報の取りまとめに関すること。 8　水防活動の総括に関すること。 9　防災気象情報の収集、伝達に関すること。 10　防災行政無線の運用に関すること。 11　応援派遣職員の受入れ、配置調整に関すること。 12　職員等の健康管理に関すること。 13　職員の動員及び公務災害補償に関すること。 14　被災者生活再建支援金に関すること。 15　災害ボランティアセンターに関すること。 16　他部に属さない事務の総合調整に関すること。
議会部	議会事務局	1　災害視察者及び見舞者の接遇に関すること。 2　議会関係者に対する連絡調整に関すること。
財政部	財政課	1　町有財産の被害、応急措置、復旧のとりまとめに関すること。 2　車両等の確保及び配車計画、緊急通行車両の申出及び車両への標章等の配備に関すること。 3　災害時の応急財政処置に関すること。 4　国、県等の補助金（災害救助法補助金含む。）に関すること。 5　見舞金の受入れ及び礼状に関すること。
企画部	企画政策課	1　復興計画に関すること。 2　公共交通機関との連絡調整に関すること。 3　帰宅困難者対策に関すること。 4　被害状況等の撮影・記録に関すること。 5　災害広報に関すること。 6　報道機関への情報の提供、連絡に関すること。
産業経済部	産業経済課 農業委員会事務局	1　農林水産業、商工業関係の被害状況調査に関すること。 2　電気（電源車、ＥＶ、発電機等）・燃料（ガス・ガソリン等）の確保・調整に関すること。 3　食料、生活物資の調達及び避難所への供給に関すること。 4　家畜伝染病の防疫に関すること。 5　農林水産業等関係団体、香取農業事務所、北部家畜保健衛生所、北部林業事務所との連絡調整に関すること。
出納部	出納室	1　災害関係経費の出納に関すること。 2　義援金の受入れ、保管、被災者への配分に関すること。
住民部	住民課	1　被災者台帳に関すること。 2　行方不明者の捜索及び死体処理、埋火葬に関すること。 3　被災者の安否情報のとりまとめ、問い合わせに関すること。 4　災害相談窓口の設置、運営に関すること。 5　要配慮者（外国人）の対策に関すること。
子育て支援部	子育て支援課 多古こども園	1　学童保育所開所時の保護者への児童引渡しに関すること。 2　応急保育及び保護者への幼児引渡しに関すること。 3　要配慮者（乳幼児）の対策に関すること。

部	担当課	所掌事務
税務部	税務課	1　家屋、償却資産の被害状況調査、被災証明に関すること。 2　住家の被害認定調査、罹災証明の発行に関すること。 3　税の減免措置に関すること。 4　備蓄資機材の各部からの需要受付、配分に関すること。 5　災害対策に係る物品の各部からの需要受付、調達に関すること。 6　物資集積所の設置及び集積所における救援物資の受入れ、保管及び避難所への配送に関すること。
生活環境部	生活環境課	1　被災家屋等の防疫（消毒）に関すること。 [2]　応急給水に関すること。 3　災害廃棄物に関すること。 4　匝瑳市ほか二町環境衛生組合、東総衛生組合、香取広域市町村圏事務組合との連絡調整に関すること。 5　環境汚染対策に関すること。 6　愛玩動物に関すること。
都市整備部	都政整備課 空港まちづくり課	1　土砂災害警戒区域等の警戒、被害状況調査及び応急措置、復旧に関すること。 2　通行規制、放置車両等の移動等の応急交通対策に関すること。 3　建築物の応急危険度判定、宅地の危険度判定に関すること。 [4]　住居障害物の除去に関すること。 [5]　被災住宅の応急修理に関すること。 [6]　応急住宅に関すること。 7　復興都市計画に関すること。 8　災害復旧用建設資材の各部からの需要受付、調達に関すること。 9　成田土木事務所、成田国際空港株式会社、土木建設業者との連絡調整に関すること。
教育部	学校教育課 生涯学習課 図書館	1　文化財等の被害状況調査に関すること。 [2]　避難所の開設に関すること。 3　応急教育に関すること。 [4]　学用品の配布に関すること。
給食部	給食センター	[1]　炊き出し手配に関すること。
保健福祉部	保健福祉課	1　要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、難病患者）の対策に関すること。 [2]　福祉避難所の運営に関すること。 [3]　救護本部、救護所の設置及び運営に関すること。 4　被災者、避難所等の保健衛生に関すること。 5　医師会、歯科医師会、香取保健所（健康福祉センター）、日本赤十字社、社会福祉団体との連絡調整に関すること。 6　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること。
病院部	国保多古中央病院	[1]　救急医療に関すること。
共通		1　所管施設の被害調査、応急措置、復旧に関すること。 [2]　所掌事務が災害救助法適用事務となった場合の帳簿等の整備に関すること。

（注）[番号]は災害救助法対象事務であることを示す。

３．職員の配置・応援等

⑴ 職員の配置・健康管理

各部長は部の職員の参集状況に応じて各部の所掌事務を円滑に実行できるよう職員を配置するとともに、過労や健康障害を防止するため、職員の休憩や交替勤務を指示する。

なお、災害対応が長期化する場合は、職員の健康調査の実施や帰宅が困難な職員のための休息スペースの確保、避難所等の職員のローテーションシフトにより職員の健康管理に努める。

本部連絡員は部内の職員の配置状況、勤務状況及び交替勤務の計画等を本部事務局に随時報告する。

⑵ 職員の応援

各部長は、部の職員が不足する場合、他の部の職員の応援を本部事務局長（総務課長）に要請する。

本部事務局長は、各部の職員配置状況、応援を要する職種等を考慮し、また、各部長と協議し、部門間の職員の応援を調整する。

なお、町本部内の職員では対応できない場合、他の自治体等への応援要請を行う。（「第９節　応援等の要請・受入計画」参照）

４．現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の組織編成、所掌事務及び設置場所は次のとおりとする。

組織編成	○ 現地本部長は、町災害対策本部の副本部長又は本部員のうちから町災害対策本部長が指名する者をもって充てる。 ○ 現地本部員は、町災害対策本部員のうちから町災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
所掌事務	○ 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析 ○ 関係機関との連絡調整 ○ 自衛隊の災害派遣についての意見具申 ○ 本部長の指示による応急対策の推進 ○ その他緊急を要する応急対策の実施
設置場所	○ 災害現地の公共施設、避難所等

第３ 防災関係機関の活動体制

１． 責務

⑴ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び本計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町、県及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

⑵ 防災上重要な施設の管理者

町の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び本計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速

やかに実施するとともに、指定地方行政機関、町及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

２．活動体制

⑴ 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務の基準を定めておく。

⑵ 職員の派遣

本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

第４ 防災関係機関との連携

１．本部会議の参加

町は、災害の状況に応じ、町本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

また、県が災害対策本部会議を開催した場合及び現地災害対策本部を設置した場合には、町職員が出席するなどして情報交換を行うとともに応急対策に必要な連絡調整を行う。

２．情報連絡員の派遣

⑴ 防災関係機関の連絡調整員

本部長は、災害の状況に応じて防災関係機関に先遣隊や連絡調整員の派遣を求め、必要な調整等を行う。また、国や県、防災関係機関の先遣隊や連絡調整員が町本部に派遣された場合や現地災害対策本部が町内に設置されたときは、本部事務局との連絡体制を確保し、十分な連絡調整を行う。

⑵ 県の情報連絡員

災害の発生又は災害の発生が見込まれる際に、市町村における災害対応状況の把握及び県と市町村間の連絡調整等を円滑に行うため、県から情報連絡員（リエゾン）が派遣された場合は本部事務局に受入れ、県との連絡調整を行う。

なお、県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した県職員を情報連絡員（リエゾン）として町に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

３．合同調整所の設置

町は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

第２節 災害救助法の運用

項　　目	担　　当
第１　災害救助法の適用	総務部
第２　災害救助法の運用	各部、消防本部

第１ 災害救助法の適用

災害救助法が適用される災害では、避難所等の救助費用を国、県が負担することに留意し、法の適用が円滑に行われ、法に基づく事務に速やかに着手できるようにする。

１．災害救助法の適用手続き

⑴ 町域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長（町長）は直ちにその旨を知事に報告する。

⑵ 災害状況の把握及び報告については、千葉県「災害救助の手引き」に基づき行う。

⑶ 災害救助法施行細則第５条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができない場合、本部長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

２．災害救助法の適用基準

⑴ 災害が発生した場合

県の人口が300万人以上で、町の人口が1万5,000人未満の区分に該当する本町は、町域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

ア　家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が 40 世帯以上に達する場合

イ　県内の滅失世帯の数が 2,500 世帯に達する場合であって、町の滅失世帯数が 20 世帯以上に達する場合

ウ　県内の被害世帯の数が 12,000 世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、町の滅失世帯数が多数である場合

エ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当するとき

① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

② 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

⑵ 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、本町域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときである。

３．滅失世帯数の算定基準

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

〈滅失住家の換算〉

○　全壊（全焼・流失）住家　　１世帯・・・・・・・・・・・・・滅失住家１世帯 ○　半壊（大規模半壊・中規模半壊・半焼）住家　２世帯・・・・滅失住家１世帯 ○　床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが 　　できない状態となった住家　３世帯・・・・・・・・・・・・滅失住家１世帯 （注）床下浸水、一部破損（準半壊等）は換算しない。

※全壊、半壊、床上浸水等の認定基準は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。

第２ 災害救助法の運用

１．災害救助法適用事務の実施

本部長は、災害救助法の事務を委任することについて県から通知を受けた場合、委任された事務の内容を各部に周知し、災害救助法適用事務の実施を指示する。

各部は、内閣府の災害救助事務取扱要領、千葉県災害救助法施行細則、千葉県「災害救助の手引き」により適用事務を実施する。

＜災害救助法の救助事務の種類〔担当部〕＞

(1) 避難所の供与〔教育部〕
(2) 応急仮設住宅の供与〔都市整備部〕
(3) 炊き出しその他による食品の給与〔産業経済部・教育部〕
(4) 飲料水の供給〔生活環境部〕
(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与〔産業経済部〕
(6) 医療及び助産〔保健福祉部・病院部〕
(7) 被災者の救出〔総務部（消防本部）〕
(8) 被災住宅の応急修理〔都市整備部〕
(9) 学用品の給与〔教育部〕
(10) 埋葬〔住民部〕
(11) 死体の捜索及び処理〔住民部〕
(12) 住居障害物の除去〔都市整備部〕
(13) 輸送、その他の事務〔各部〕
（注）災害が発生するおそれがある場合は、避難所の設置及び避難者の輸送のみ対象

災害救助法による応急救助の程度、方法及び期間等については、千葉県災害救助法施行細則別表第一の基準によるものとする。

なお、災害救助法施行細則別表第一による救助の適切な実施が困難な場合、本部長（町長）は知事に救助の程度、方法及び期間の特例措置を県に求める。

２．事務費の請求等

本部長は、委任された業務を担当する各部に関係帳簿の作成を指示するとともに、これらの帳簿をとりまとめ、千葉県「災害救助の手引」に基づき県に報告する。

また、災害救助法に基づき、町長が委任を受けて実施する救助に要する費用は、一時的に繰替支弁を行った後、県に対し災害救助費繰替支弁負担金の請求を行う。

第３節 情報通信

項　　目	担　　当
第１　地震情報等の伝達	総務部、各防災関係機関
第２　通信体制の確保	総務部、各部、各防災関係機関
第３　被害情報等の収集・報告	総務部、各部、各防災関係機関
第４　災害広報・報道対応	企画部、各防災関係機関
第５　災害相談窓口の設置	住民部、各部
第６　被災者台帳の作成	住民部、各部

第１ 地震情報等の伝達

１．地震情報

町及び防災関係機関は、千葉県防災情報システム等を通じて気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに確認し、関係者に伝達する。

なお、通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオ等から情報を入手する。

(1) 地震情報

気象庁は震度５弱以上が予想される場合に緊急地震速報（警報）を発表するほか、次の基準により、震度、震源等に関する情報を発表する。

〈地震情報の種類・発表基準等〉

地震情報の種類	内　容
緊急地震速報（警報）	ある地域で最大震度５弱又は長周期地震動階級３以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度４又は長周期地震動階級３以上を予想した地域（多古町は千葉県北東部）となる。
震度速報	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。
震源に関する情報	震度３以上で発表する（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合に発表する。 ・震度１以上。　・津波警報または津波注意報発表時。 ・若干の海面変動が予想される場合。　・緊急地震速報（警報）を発表した場合。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。
推計震度分布図	震度５弱以上の地震を観測したときに発表する。観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表する。
長周期地震動の観測情報	長周期地震動階級１以上を観測したときに、10 分程度で発表する。

地震情報の種類	内　容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。 ・マグニチュード7.0以上。 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

２．異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第 54 条に基づき、直ちにその旨を町長、消防本部又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長、消防本部に通報する。通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報する。

(1) 銚子地方気象台
(2) その災害に関係のある近隣市町
(3) 最寄りの県出先機関及び警察署

第２ 通信体制の確保

１．通信体制の確立

町及び各防災関係機関は、管理する通信設備の機能を維持し、関係者間の通信手段及び住民等への伝達手段を確保する。また、通信機器ごとに連絡担当者を配置して通信記録をとる。

〈町の主な災害時通信手段と通信拠点〉

＼	主な通信手段	主な通信拠点等
双方向	災害時優先電話	町庁舎、保健福祉センター、コミュニティプラザ、国保多古中央病院、学童保育所（３）、小学校（３）、中学校、給食センター、こども園
	災害時優先ＦＡＸ回線	町庁舎、保健福祉センター、コミュニティプラザ、国保多古中央病院、こども園
	携帯電話（規制がかかりにくい回線）	町庁舎（総務課、生活環境課）、地域包括支援センター
	町防災行政無線（移動系）	町庁舎、無線機（30台）
	県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）	町庁舎、県内主要防災関係機関（県庁、県出先機関、警察署、消防本部、他市町村、陸上自衛隊、気象台、ＮＴＴ東日本、東京電力パワーグリッド㈱等）
単方向	町防災行政無線（同報系）	町庁舎→屋外拡声子局（12）、各戸（戸別受信機）
	すぐ参集メール	町庁舎→町職員（スマートホン等）
	すぐメール、エリアメール（緊急速報メール）、ＳＮＳ	町庁舎→各住民（スマートホン等）

２．非常通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害時等に自己所有の無線通信施設、一般加入電話等が使用できないとき、又は使用困難になったときは、電波法第52条の規定に基づき、非常通信を活用する。

この場合、関東地方非常通信協議会の加入機関等の協力を得るなどして非常通信手段を確保する。なお、県庁への非常通信経路は、次のとおり確保する。

(1) 第１経路

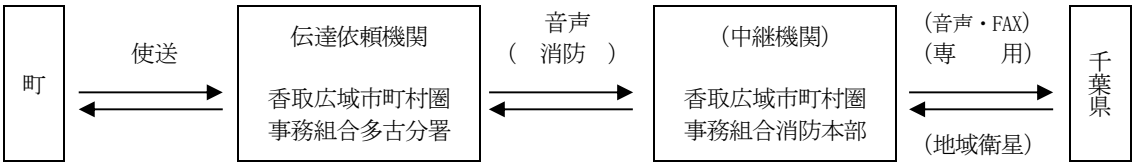

(2) 第２経路

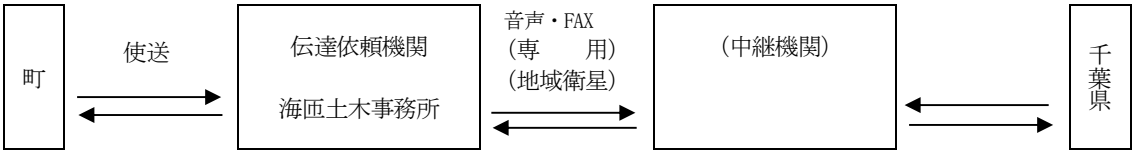

(3) 第３経路

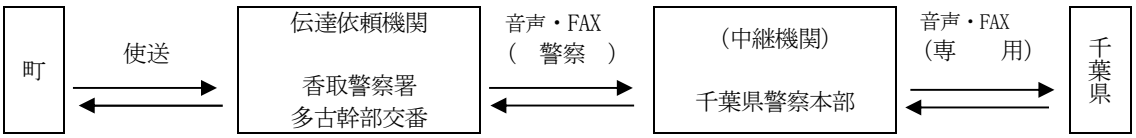

第３ 被害情報等の収集・報告

町及び各防災関係機関は、地震発生直後から所管する地域、施設等の被害情報等を収集し、また、災害の危険が解消した段階で被害調査を実施し、随時、町（本部事務局）及び県へ報告する。

なお、被害情報等の主な項目、担当、県への報告様式は次のとおりである。

〈被害情報等の主な項目と収集・調査の担当〉

分類	情報項目	町の担当部 （協力担当）	関係機関	県への報告様式
人的被害	死者、行方不明者、 重症者、軽症者	住民部、病院部 消防本部	警察署、保健所（健康福祉センター）、自衛隊、医療機関	様式１ （人的被害）
住家被害 罹災世帯 ・罹災者	全壊・全焼・全流出、 半壊・半焼、一部損壊、 床上浸水、床下浸水	総務部、税務部 消防本部	－	様式２ （住家等被害）
非住家被害	公共建物	各部	各機関	
	その他の建物	総務部、都市整備部	各機関	
道路被害	道路、橋梁被害	都市整備部	各道路管理者、警察署	様式３ （交通規制 ・道路被害）
その他被害	火災発生件数	消防本部	－	様式４ （その他の被害）
	河川施設等被害	各部	成田土木事務所	
	清掃施設	生活環境部	－	
	停電、電話不通、 ガス供給停止の戸数	（総務部）	東京電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ(株)、NTT 東日本	
	ﾌﾞﾛｯｸ塀等の倒壊数	都市整備部	－	
	水道施設被害 断水戸数	生活環境部	－	（水政・水道）
	田畑の被害	産業経済部	香取農業事務所 農業協同組合	（農林水産）
避難指示等発令状況		総務部	－	様式５ （避難指示等）

物資資源情報(備蓄物資、集積拠点)	総務部、税務部 産業経済部	－	様式６ (物資情報)
避難所等情報（諸元、開設状況）	総務部、教育部	－	様式７ (避難所等情報)
消防庁が指定する災害情報	総務部、 消防本部	－	災害即報 第４号様式

(注) 各項目の被害認定基準及び県への報告要領は「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

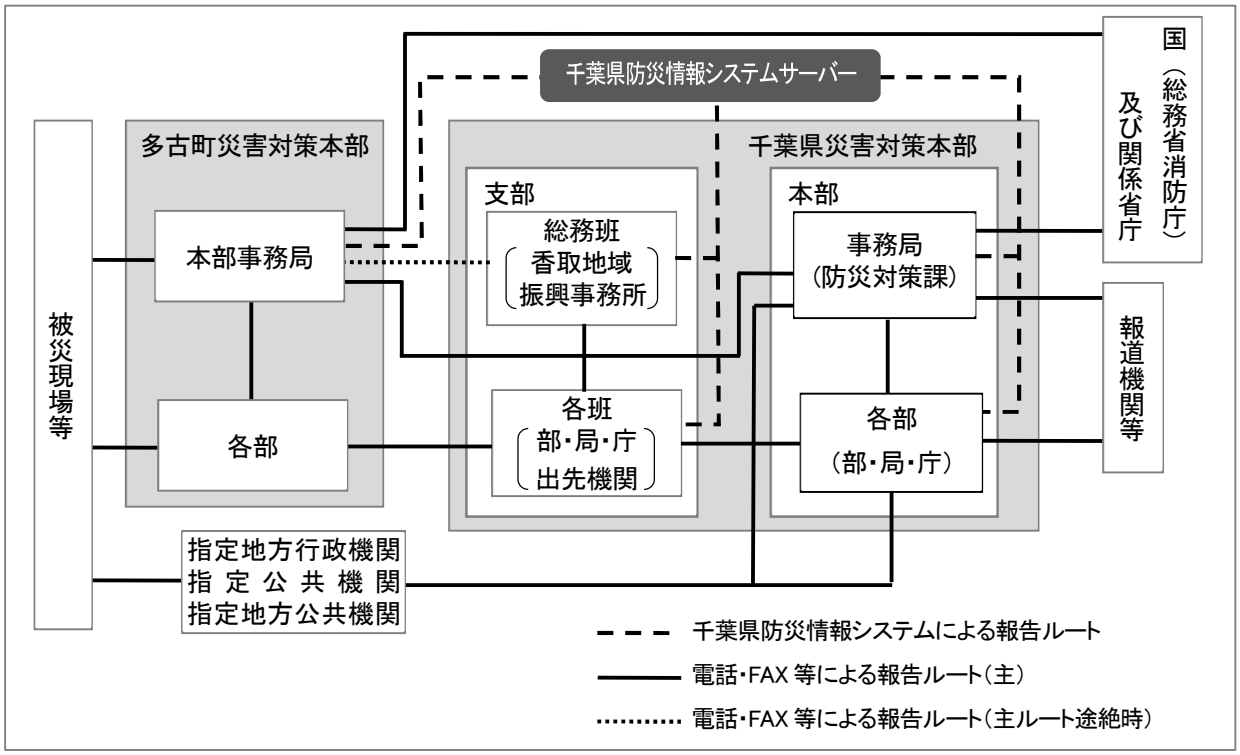

〈被害情報の収集・報告等のながれ〉

１．災害情報の収集・伝達

(1) 被害情報等の収集・伝達

町（各部本部連絡員）及び各防災関係機関は、次の点に留意して所管の被害情報等を収集し、町（本部事務局）に伝達する。

① 勤務時間外の地震発生時は、職員の参集途上の見聞情報を速やかに集約する。
② 被災地の映像など、被害規模を推定するための概括的な情報の収集に努める。
③ 死者・重傷者の多発、市街地火災、電線・電柱・道路の被害や倒木等の多発、ガス漏れ、堤防の決壊の前兆など、生命保護のため直ちに対処すべき、重要かつ緊急性の高い事案については、他の情報に優先して伝達する。また、必要に応じて職員を現地に派遣し、速やかに状況を確認する。

また、町は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県、自衛隊等に応援を求める。

(2) 各地区の被害情報の収集・伝達

町は、自主防災組織の連絡網を活用して各地区の被害状況や被災者ニーズを収集する。併せて、町本部からの広報等を自主防災組織、自治会等を通じて地区住民に提供する。

町は、甚大な被害が発生した地区について、必要に応じて戸別訪問調査を実施する。その際は調査チームを編成し、被害状況や被災者ニーズを速やかに調査するとともに、必要に応じて救援物資や臨時広報紙等を被災者に提供する。

２．活動状況、被害調査結果等の伝達

町（本部連絡員）及び各防災関係機関は、被害への対応状況やその後の被害調査の結果を県への報告様式又は所定の様式を使用して町（本部事務局）へ伝達する。

被害等の調査・報告に当たっては、関係機関との連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の整合を図る。

なお、町（本部連絡員）及び各防災関係機関は、本部事務局長が指定する時刻に毎日報告することを原則とする。

３．県への報告

町及び防災関係機関は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県（本部事務局）に被害情報等を報告する。

(1) 報告基準

町及び防災関係機関は、次の基準に該当する災害の場合、千葉県防災情報システム等で被害情報等を報告する。

〈報告基準〉

①　震度５弱以上を観測した場合
②　気象警報が発表された場合
③　町災害対策本部を設置した場合
④　災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると町（本部事務局）が認めた場合
⑤　上記以外で、災害等による被害を覚知した場合
⑥　上記以外で、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い事案が発生した場合

(2) 町からの報告

町は、町内に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局（防災対策課）に報告する。

また、次の点に留意し、災害の状況に応じて国（総務省消防庁）への報告等を行う。

報告事項	①　災害の原因 ②　災害が発生した日時 ③　災害が発生した場所又は地域 ④　被害の状況（被害の程度等は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定） ⑤　災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ・災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 ・主な応急措置の実施状況 ・その他必要事項 ⑥　災害による住民等の避難の状況 ⑦　災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧　その他必要な事項
補足事項	①　県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、事後速やかに県に報告する。 ②　震度５強以上を記録したときは消防庁の「火災・災害等即報要領」に基づき、被害の有無を問わず、第１報等について県及び国（総務省消防庁）に報告する。 ③　大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。 ④　道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、道路のほか、通信、電気、ガス、上水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて県に連絡する。

	⑤　その他、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。
留意事項	①　情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこととし、特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。 ②　被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。 ③　罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。 ④　要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報を収集する。なお、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することで、安否不明者の速やかな絞り込みに努める。

〈国及び県への連絡方法〉

	総務省消防庁	県
勤務時間内	【消防庁応急対策室】 ① 県防災行政無線（地上系は県庁のみ使用可能） 電話　048-500-90-49013（衛星系） FAX　048-500-90-49033（衛星系） ② 一般加入電話 電話　03-5253-7527 FAX　03-5253-7537	【県防災対策課】 ① 県防災行政無線 電話　500-7320　（地上系） 012-500-7320（衛星系） FAX　500-7298　（地上系） 012-500-7298（衛星系） ② 一般加入電話 電話　043-223-2175 FAX　043-222-1127
勤務時間外	【消防庁宿直室】 ① 県防災行政無線 電話　048-500-90-49102（衛星系） 120-90-49012　（地上系） FAX　048-500-90-49036（衛星系） 120-90-49036　（地上系） ② 一般加入電話 電話　03-5253-7777 FAX　03-5253-7553	【県防災行政無線統制室】 ① 県防災行政無線 電話　500-7225　（地上系） 012-500-7225（衛星系） FAX　500-7110　（地上系） 012-500-7110（衛星系） ② 一般加入電話 電話　043-223-2178 FAX　043-222-5219

第４ 災害広報・報道対応

町及び防災関係機関は、相互に協力してそれぞれが有する広報メディアを有効活用し、状況に応じた正確な広報に努める。

また、報道機関は、住民の安全確保や避難生活のプライバシーへの配慮、町及び防災関係機関の災害対策の支障とならないように留意して適切な報道や取材を行う。

１．町の広報

町は、的確かつ正確な広報活動を実施する。

なお、大規模災害の場合、本部長は被災者を激励し、災害対策の現状や今後の方針、町外からの応援状況等をトップメッセージとして発表するよう努める。

(1) 広報内容

町は各部から情報を収集し、災害の状況にあわせて次の情報を発信する。

災害情報	①　地震等の防災気象情報（観測情報と今後の見通し） ②　災害の発生状況と応急対策の状況 ③　二次災害に関する情報（火災、倒壊建物、浸水、土砂災害等の危険性） ④　避難指示等の情報 ⑤　緊急医療情報（救護所、医療機関の開設状況） ⑥　緊急道路・交通規制情報 ⑦　住民、事業者のとるべき措置(ガスの安全使用等、電話や交通機関等の利用制約等)
生活情報	①　ライフライン情報（電気、ガス、水道、電話等の被害状況と復旧見込み情報） ②　食料、物資等供給情報 ③　風呂、店舗等開業状況 ④　バス等交通機関の運行、復旧見込み情報 ⑤　道路情報 ⑥　医療機関の活動情報 ⑦　治安情報 ⑧　災害ボランティア情報
行政施策情報	①　住宅情報（応急仮設住宅、空家あっせん等） ②　各種相談窓口の開設情報 ③　罹災証明書の発行情報 ④　税・手数料等の減免措置の状況 ⑤　災害援護金等の融資情報等 ⑥　被災建築物応急危険度判定実施情報
被災地外への広報	①　災害の発生状況と応急対策の状況 ②　二次災害に関する情報（火災、倒壊建物、浸水等の危険性） ③　安否情報 ④　バス等交通機関の運行、復旧見込み情報

(2) 広報手段の確保

町は広報の内容、対象者、緊急度等を考慮して次の手段を活用した広報を行う。

特に、大規模停電や通信障害等が長期化した場合、災害情報を求める被災者や帰宅困難者が避難所等を訪れるため、町本部発表の最新情報や臨時広報紙を避難所等に適宜提供する。

①　同報系防災行政無線による放送 ②　町ウェブサイトへの掲載 ③　すぐメール、緊急速報メール（エリアメール）、ＳＮＳ（LINE 等）の配信 ④　広報車による巡回放送 ⑤　報道機関への情報提供（「２．町の報道対応」参照） ⑥　避難所等への情報の掲示 ⑦　臨時広報紙の発行 ⑧　自治会、自主防災組織の連絡網等を活用した臨時広報紙等の各戸配布

２．町の報道対応

(1) 記者発表

町は、記者会見を定時に開いて必要な情報を報道機関へ提供する。

〈記者発表の概要〉

記者会見場所	町役場 会議室
会見（発表）者	第１位　本部長（町長） 第２位　副本部長（副町長） 第３位　本部事務局長（総務課長）

発　表　内　容	被害状況、災害応急対策の状況、町の体制、協力要請の状況、今後の見通しなど

(2) 災害対策本部や避難者への配慮

町は、報道機関の災害対策本部内への立入りと取材を原則禁止する措置をとるとともに、避難者のプライバシー等に十分配慮するよう報道機関に要請する。

(3) 放送要請

町は、災害の予警報や災害に対してとるべき措置等を住民等に伝達するに当たり、電気通信設備や無線設備で通信できない場合で特別の必要があるときは、災害対策基本法第 57 条に基づき、基幹放送事業者（日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム等）に放送を要請する。

第５ 災害相談窓口の設置

町は、被災者からの相談や問い合わせに対応し、また、被災者からの各種申請手続きを促進するため、町庁舎や状況に応じて避難所等に災害相談窓口を設置する。災害相談にあたっては、必要に応じて、協定を締結している千葉県行政書士会に支援を要請する。

また、相談窓口には各部の担当者を配置し、被災者の相談に円滑で迅速な対応ができるように努める。なお、相談窓口で扱う主な事項は次のとおりである。

〈災害相談の主な項目・担当〉

主な相談対応事項	担当部
被災者生活再建支援金の支給	総務部
義援金の支給	財政部、出納部
罹災証明書（火災証明含む。）の交付、不服申し立て	税務部、消防本部
町税の減免	税務部
被災外国人からの相談	住民部
家族等の安否照会	住民部
国民年金の減免等	住民部
死体の埋火葬の手続き支援	住民部
災害弔慰金等の支給	保健福祉部
国民健康保険税の減免等	住民部、税務部
動物の保護	生活環境部
高齢者、障害者、妊産婦、難病患者への支援	保健福祉部
介護保険料の減免等	保健福祉部、税務部
後期高齢者医療費の減免等	住民部
乳幼児の支援、保育料の減免、応急保育の申請	子育て支援部
被災住宅の修理の支援、応急住宅への入居	都市整備部
被災建築物及び被災宅地危険度判定結果の相談	都市整備部
被災中小企業等の支援	産業経済部
被災農林事業者の支援	産業経済部
被災家屋・家財等の処理	都市整備部、生活環境部
給水設備の復旧、水道料金の減免	生活環境部

第６ 被災者台帳の作成

被害が甚大な場合等で本部長が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れや重複などがないか確認するとともに、各種援護措置の効率化を図る。

１．被災者台帳の作成

町は、被災者の基本情報、被害情報及び各種援護措置の実施状況等を収集し、被災者台帳として整理する。また、災害救助法による救助が行われたときは、災害対策基本法第 90 条の 3 第 4 項の規定により、必要に応じて県に対して被災者台帳に関する情報提供を要請する。

〈被災者台帳の項目一覧〉

情報項目（備考）	収集先
① 氏名（住民基本台帳）	住民部
② 生年月日（住民基本台帳）	住民部
③ 性別（住民基本台帳）	住民部
④ 住所又は居所（住民基本台帳、避難者名簿等）	住民部
⑤ 住家の被害その他町長が定める種類の被害状況（罹災台帳）	税務部
⑥ 援護の実施状況	関係各部
⑦ 要配慮者については、その旨及び要配慮者に該当する事由	保健福祉部
⑧ 電話番号その他連絡先	住民部
⑨ 世帯の構成	住民部
⑩ 罹災証明書の交付状況	税務部
⑪ 台帳情報の提供先（町以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合）	住民部
⑫ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合）	住民部
⑬ 個人番号（マイナンバー※を利用する場合）	住民部
⑭ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項	関係各部

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）において、被災者台帳の作成事務にマイナンバーを利用できることが規定されている。

２．被災者台帳の利用、提供

町は、罹災証明書の発行窓口や災害相談窓口において、被害に応じて受けられる各種援護措置（支援金等の支給、税金・公共料金の減免等）の申請に当たっては被災者台帳の掲載情報を町が利用することで各種援護措置の効率化（支援金の支給申請における罹災証明書添付の省略等）が図られることを説明する。

また、災害相談窓口において、被災者本人又は家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。

第４節 地震・火災等避難

項　　目	担　　当
第１　避難情報の発令	総務部、消防本部、消防団、県、警察署、自衛隊
第２　避難誘導等	総務部、消防団、警察署、自主防災組織
第３　避難所の開設・運営	教育部
第４　安否照会への対応	住民部

第１ 避難情報の発令

１．避難情報の発令

町長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。

また、避難指示等に先立ち、住民の立ち退き避難の準備と要配慮者等の立ち退き避難の開始を促すため「高齢者等避難」を発表する。

その他、知事、警察官、自衛官等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等を保護する必要がある場合は当該地域の住民等に対して避難指示等を発令する。

〈避難情報の発令権者及び要件〉

区分	実施者	要件等	根拠法令
高齢者等避難	町長	警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られるよう必要な情報を提供するとき	災害対策基本法第 56 条第１項
避難指示	町長	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があるとき	災害対策基本法第 60 条第１項
	知事	町が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 60 条第６項
	警察官	町長が指示することができないとき又は町長から要求があったとき	災害対策基本法第 61 条第１項
		人命又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災などで、特に急を要するとき	警察官職務執行法第４条
	災害派遣を命じられた自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法第 94 条第１項
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第 25 条
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条
緊急安全確保	町長	立退き避難を行うことがかえって人命又は身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急を要すると認められるとき	災害対策基本法第 60 条第３項
	知事	災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 60 条第６項
	警察官	町長が指示することができないとき又は町長から要求があったとき	災害対策基本法第 61 条第１項

２．警戒区域の設定

町長、知事、警察官、自衛官、消防吏員、消防団員等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等への危険を防止するため必要がある場合は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

〈警戒区域の設定権者及び要件等〉

設定権者	種　類	要　件	根拠法令
町　長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第 63 条
知　事	同上	上記の場合において、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法 第 73 条
警察官	同上	上記の場合において、町長若しくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第 63 条
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う。	災害対策基本法 第 63 条
消防吏員又は消防団員（消防長又は消防署長）	水災を除く災害全般	火災の発生現場や危険物の漏洩等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく高く、人の生命又は財産に著しい被害が生じるおそれがあるとき。	消防法 第 28 条 第 23 条の 2
警察官（警察署長）	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	
水防団員、消防吏員	洪水	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。	水防法 第 21 条
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき。	

３．避難指示等の解除

避難指示等を発令した者及び警戒区域を設定した者は、その危険が解消されたと認める場合、それらを解除する。

４．情報共有

避難指示等の発令及び警戒区域の設定を実施した場合及び解除した場合、町、消防団、消防本部、県、警察署、自衛隊等の関係機関は、その旨を相互に連絡する。

５．複合災害対策

地震発生時に大規模な火事などの同時発生が予想される場合には、それらすべての災害危険区域を避難対象地区とし、すべての災害事象に対応する指定緊急避難場所へ避難するよう住民等に周知する。

６．広域避難

避難指示等を行った場合の立退き先を町内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に避難させる必要がある場合、災害対策基本法による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

町長は、避難指示等を発令した際、避難場所等を確保できず、住民等を保護するため県内の

他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。
県外の市町村への広域避難が必要な場合は、知事に対して当該都県の知事と受入れを協議するよう求めることができる。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

⑵ 広域避難の受入

他市町村又は県から本町への広域避難又は広域一時滞在の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

第２ 避難誘導等

１．避難指示等の伝達

町は、避難指示等を発令した場合、対象地域の避難が必要となる住民及び要配慮者利用施設等に対して次の事項を速やかに伝達する。

伝達事項	①　避難対象地域及び対象者　②　避難先 ③　避難経路　④　避難指示等の理由 ⑤　その他必要な事項
伝達手段	①　同報系防災行政無線　②　放送機関への放送要請 ③　Ｌアラート　④　町ウェブサイト、ＳＮＳ（LINE等） ⑤　すぐメール、緊急速報メール　⑥　広報車、消防団による巡回放送 ⑦　行政区・自主防災組織の連絡網 ⑧　要配慮者利用施設への連絡（電話、メール、ＦＡＸ等）

２．避難誘導

警察署は、避難経路の要所への誘導員の配置に努める。
自主防災組織及び消防団は、避難対象地域内の住民等を適切に避難誘導する。
避難支援等関係者は、避難対象地域内の避難行動要支援者の避難支援を行う。

第３　避難所の開設・運営

避難指示等を発令した場合及び災害救助法の適用が見込まれる場合、本部長は避難所の開設・運営を開始する。また、災害救助法の適用後は知事が実施主体となり、町長（本部長）は知事を補助する。

なお、避難所の開設・運営要領は「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所設営・運営マニュアル」による。

１．避難所の開設・避難者の受入れ

⑴ 避難所の開設

本部長は、感染症の予防及びまん延防止のため避難所の過密防止を考慮しつつ、災害の状況に応じて開設する避難所を決定し、県に状況を報告する。

なお、勤務時間内に災害が発生した場合は、施設管理者に協力を依頼する。

⑵ 避難者の収容

町は、施設管理者、自主防災組織等と協力して避難者を受け入れ、また、避難者名簿を作成して入退所を管理する。

２．避難所の運営・避難者の生活支援

町は、職員、施設管理者等と連携し、次の点に留意して避難所を運営する。

⑴ 避難所が不足するときは、野外テントの設置、旅館やホテル等の借上げを行う。また、学校

等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

⑵ 学校については、教育活動の早期再開のため、「災害時における実働計画（実働マニュアル）」により運営する。

⑶ 避難が長期化する場合は、避難者、自主防災組織などが中心となって運営する避難所運営組織を確立し、ボランティアの支援体制を確保する。

⑷ 避難所運営組織は、男女双方の要望や意見を反映できるよう、男性と女性を管理体制に入れる。また、避難所における女性への配慮として、更衣室やトイレなど施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付などを行う。なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

⑸ 被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握、避難者アセスメントの実施、食形態、食物アレルギーに配慮した食料の確保、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施等に努める。

⑹ 自治会、自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の避難者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努める。また、避難所を拠点として、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

⑺ 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合、利用者数、必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行う。また、支援拠点において被災者支援に係る情報を提供する。

⑻ 車中泊避難スペースが設置された場合も、前項と同様の支援、情報協定を行うほか、車中泊の早期解消に向け、必要な支援に努める。

⑼ 家庭動物との同行避難者を適切に受け入れ、受入状況等の把握に努める。また、家庭動物の収容スペースを確保する。また、獣医師会や動物取扱業者等と連携して必要な支援に努める。

⑽ 避難所開設当初からパーティションや簡易ベッド等の設置に努める。また、避難生活が長期化する場合、基本的な生活に対応できるよう、調理設備・器具、燃料、洗濯機、畳、仮設風呂・シャワーなどを確保するほか、季節に応じた寒さや暑さに対応できる環境づくりに努める。

⑾ 感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。

⑿ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、保健福祉部局と連携して必要な措置を講じるほか、自宅療養者が避難所に避難することを考慮して必要な情報を共有する。

⒀ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

⒁ 避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮する。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行う。

３．広域一時滞在

⑴ 町外への一時滞在

町長（本部長）は、町の地域内での避難所の確保が困難な場合、相互応援協定や災害対策基本法に基づき、他市町村に町内の被災者の一時滞在を要請する。また、災害対策基本法に基

づく県外への広域一時滞在が必要な場合は、知事に協議を求める。

町は一時滞在先の市町村と連携し、町外に一時滞在する被災者の居所等を把握し、被災者台帳等を活用して広報や支援サービスの提供に努める。

⑵ 広域一時滞在の受入れ

他市町村から広域一時滞在の要請を受けた場合は、正当な理由がある場合を除いて被災者を受け入れる。

町は、町外からの一時滞在者に避難所等を提供するほか、必要な情報を収集して避難元の市町村へ提供する。

４．避難所の閉鎖

町は、避難所の閉鎖に当たっては地域的な統廃合を検討し、順次閉鎖していくものとし、避難者にその旨を予告する。また、学校施設については、授業再開に必要となる教室等から順次閉鎖する。

第４ 安否照会への対応

町は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づき、被災者関係者の利益侵害（暴力、ストーカー行為、児童虐待、債権の取り立て、営業行為による被害等）のないように配慮して適切に回答する。

１．安否情報の収集、管理

町等が管理する被災者の安否に関する情報（避難者名簿、在宅等避難者名簿、医療救護記録、避難行動要支援者名簿による安否確認結果、行方不明者リスト等）を必要な限度で内部利用し、また、必要に応じて警察署等に住民の安否に関する情報提供を求め、被災者ごとの安否情報を整理する。

２．安否照会の受付

災害相談総合窓口等で安否照会を受け付け、照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、住民基本台帳カードなどの本人確認書類等の提示を求めて本人確認を行う。

〈安否照会者の確認事項〉

①　照会者の氏名、住所
②　照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
③　照会をする理由

３．安否情報の回答

災害対策基本法に基づき、照会者の区分に応じて、次の安否情報を提供する。

〈照会者の区分と提供可能情報〉

照会者の区分	提供する情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く）又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	町が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

第５節 要配慮者等の支援

項　　目	担　　当
第１　避難行動要支援者の避難支援	保健福祉部、避難支援等関係者、避難支援実施者
第２　避難所等における要配慮者の支援	保健福祉部
第３　福祉避難所の設置	保健福祉部
第４　応急生活支援	保健福祉部
第５　要配慮者利用施設の避難確保	要配慮者利用施設の管理者

災害時に特別な配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するとともに、特に自ら避難することが困難な在宅の避難行動要支援者については、避難支援等関係者の協力を得て安全確保に努める。

また、社会福祉施設、医療機関等で要配慮者が入所する施設（「要配慮者利用施設」という。）の管理者等は事前に作成した避難確保計画等に基づいて利用者の安全確保に努める。

第１ 避難行動要支援者の避難支援

避難情報が発令された場合、避難支援等関係者及び避難支援等実施者は避難行動要支援者に連絡をとり、また、安否を確認し、避難情報の内容を相互に確認の上、個別避難計画等に基づき、要支援者の避難支援を行う。

避難支援等関係者、避難支援実施者は、避難行動要支援者の安否確認や避難支援の結果を、避難所等を通じて町に報告する。

なお、本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿、個別避難計画の情報を、災害対策基本法第 49 条の 11 及び 49 条の 15 の規定により、避難の支援等に必要な範囲で避難支援等関係者等に提供する。

第２ 避難所等における要配慮者の支援

１．避難所の生活環境等の確保

町は各避難所において、要配慮者用のスペース（福祉避難室）の確保に努めるほか、障害者用トイレやスロープの仮設に努める。

また、避難生活が長期化する場合は、畳、マット、間仕切り、オムツ交換等が可能な簡易ベッドなどの設置に努める。

なお、これらの備品等が不足する場合は、災害協定の締結団体に供給を要請する。

２．要配慮者の介助

町は避難所や在宅避難の要配慮者の健康状態、避難生活上のニーズ等を把握する。

また、香取保健所（香取健康福祉センター）等と連携し、健康相談、健康被害の予防活動、生活支援等に努める。

３．情報提供等の支援

町は、各避難所において、聴覚障害者のための手話、筆談等による情報提供や相談対応に努める。

４．ＤＷＡＴ等の要請

避難所の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下防止等のため、必要に応じて「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（ＤＷＡＴ）や災害支援ナースの派遣を県に要請する。

第３ 福祉避難所の設置

１．福祉避難所の設置

本部長は、避難所や在宅避難による生活が困難な要配慮者がいる場合又はその可能性がある場合、福祉避難所の設置を決定する。

町は、保健福祉センターに福祉避難所を設置し、運営する。また、福祉避難所が不足する場合は、コミュニティプラザ、多古町魅力発信交流館（たこらぼ）に福祉避難所を増設するほか、協定を締結している社会福祉施設に福祉避難所の開設を要請する。

また、身体状況の悪化により、緊急に入所介護・療養等が必要な要配慮者については、社会福祉施設等への緊急入所や病院への入院措置を支援する。

２．福祉避難所等への搬送

町は要配慮者の障害の状態や、心身の健康状態等を考慮し、福祉避難所への受入れの優先順位を検討する。また、福祉避難所等の施設管理者と協議し、要配慮者の状態や介助者の有無等を考慮して受入先を調整し、施設管理者及び要配慮者の家族等の協力を得て搬送する。

第４ 応急生活支援

１．福祉仮設住宅への優先入居等

町は、応急仮設住宅等の確保及び提供に当たって要配慮者の実態を考慮し、福祉仮設住宅の確保や入居選定時の優先措置などに努める。

２．生活支援

町は社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の協力を得て、応急仮設住宅に入居する要配慮者等の巡回相談や介助サービスの提供に努める。

第５ 要配慮者利用施設の避難確保

避難指示等が発令された場合、要配慮者利用施設の管理者等は事前に作成した避難確保計画等に基づき入所者の避難等を実施する。

また、利用者や施設の被災状況等を町に連絡する。

第６節 消防・水防・医療対策

項　　目	担　　当
第１　消防活動	消防本部、消防団
第２　救助・救急活動	消防本部、警察署
第３　水防活動	総務部、都市整備部、消防団、消防本部
第４　危険物等の対策	消防本部、県
第５　医療救護活動	保健福祉部、病院部、消防本部、香取保健所（香取健康福祉センター）、香取郡市医師会、香取匝瑳歯科医師会、旭匝瑳薬剤師会
第６　地域医療の支援	保健福祉部、病院部、香取保健所（香取健康福祉センター）

第１ 消防活動

１．活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能を挙げて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

２．活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。
なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

３．活動の基本

機関名	項目	対応措置
消防本部	避難場所、避難路確保の優先	延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。
	重要地域の優先	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。
	消火の可能性の高い火災の優先	同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。
	市街地火災の優先	大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たるものとする
	重要対象物の優先	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。
消防団	出火防止	地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。
	消火活動	常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。
	救急救助	要救助者の救助救出、負傷者に対する応急処置及び安全な場所への搬送を行うものとする。
	避難誘導	避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

４．県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要が生じた場合、町長（消防を含む一部事務組合

を含む。）は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施するものとする。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努めるものとする。

第２ 救助・救急活動

１．活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、千葉県医師会、香取郡市医師会、日本赤十字社千葉県支部、自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

２．救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	１　活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 ２　出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 （１）延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 （２）延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 （３）同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 （４）傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	１　傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 ２　救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制の下に行う。
	傷病者多数発生時の活動	１　災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 ２　救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
香取警察署		１　救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 ２　救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。

３．救助資機材の確保

⑴ 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

⑵ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

４．消防・警察・自衛隊等との連携

消防広域応援部隊、警察広域緊急援助隊、自衛隊災害派遣部隊等による合同での救助活動等を

行う場合、消防本部は状況に応じて合同指揮所や調整会議等を設け、活動方針、任務分担、担当区域、情報共有等について適切な連携を図る。

第３ 水防活動

洪水のおそれがあるときは、風水害編 第３章 第６節「第２ 水防活動」に準じて水防活動を行うが、地震時には河川施設の被害状況に応じて施設等の監視、操作及び洪水防御活動を的確に実施する。

第４ 危険物等の対策

１．高圧ガス等の保管施設

消防本部及び県は、必要に応じて事業所に対してガス保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

２．石油類等危険物保管施設

消防本部は、危険物施設の所有者等に対し、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

(1) 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置

(2) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

(3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

３．火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。

４．危険物等輸送車両

消防本部は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

(1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。

(2) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

(3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。

第５ 医療救護活動

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった住民等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置をはじめとした医療救護活動を行う。

１．初動医療体制

(1) 救護本部の設置

町は、多古町救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部（香取保健所（香取健

康福祉センター))、香取郡市医師会、香取匝瑳歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の医療関係団体等と連携した医療救護活動を実施する。また、県が香取保健所（香取健康福祉センター）所管区域に香取地域合同救護本部を設置した場合は同本部に連絡員を派遣する等により協力し、近隣市町と連携した医療救護活動を実施する。

⑵ 救護班の編成

町は、香取郡市医師会、香取匝瑳歯科医師会、旭匝瑳薬剤師会に対して医療救護班の編成及び派遣を要請する。

また、町で医療救護活動が困難な場合は、香取地域合同救護本部に対して医療チーム（医療救護班、ＤＰＡＴ等）の派遣を要請する。

⑶ 救護所の設置

町は、医療救護活動を実施するため、必要に応じて救護所を設置し、医療用資機材、電源、テント等、応急医療に必要な資機材を搬送する

〈救護所での活動〉

救護所の設置場所	国保多古中央病院前
救護所での活動	①　傷病者に対する応急措置 ②　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ） ③　軽症者等に対する医療 ④　助産救護

２．医薬品・医療器具の確保

町は、医療救護のための医薬品・医療器具を、旭匝瑳薬剤師会等から調達する。確保が困難な場合は、香取地域合同救護本部を通じて県災害医療本部に供給を要請する。

災害発生直後は、医師、歯科医師、薬剤師が携行した医薬品を使用する。

３．後方医療

町は、救護所及び国保多古中央病院で対応できないときは、後方医療施設での対応を要請する。周辺に後方医療施設を確保できない場合は、香取地域合同救護本部を通じて県災害医療本部に対し、広域的な受入先の調整やヘリコプター等の搬送手段の確保を要請する。

４．搬送体制

救出現場から救護所までの重症者の搬送は、消防本部が救急車等により搬送する。消防本部で対応できない後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、町が香取地域合同救護本部を通じて、県災害医療本部に対し救急車又はヘリコプター等による搬送を要請する。

軽症者の搬送は、自主防災組織、事業所等が協力して行う。

第６ 地域医療の支援

１．地域医療の支援

町及び香取保健所（香取健康福祉センター）は、地域の医療機関等の稼働状況を把握して広報を行う。また、必要に応じて避難所等での巡回診療、医療機関への搬送支援や巡回診療を行うなど地域医療の確保に努める。

２．人工透析患者等の支援

町は、在宅の人工透析、人工呼吸器使用者等について、医療機関の対応状況を把握し、在宅患者への情報提供に努める。また、状況に応じて、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。

第７節 警備・交通・輸送

項　　目	担　　当
第１　災害警備	警察署
第２　緊急通行路線の確保	都市整備部、警察署、成田土木事務所
第３　緊急輸送	財政部

第１ 災害警備

警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

〈警察の警備活動〉

①　要員の招集及び参集	⑩　行方不明者の捜索及び迷子等の保護
②　地震その他火災情報の収集伝達	⑪　死傷者の身元確認、死体の収容
③　装備資機材の運用	⑫　交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
④　通信の確保	⑬　地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
⑤　負傷者の救出及び救護	⑭　協定に基づく関係機関への協力要請
⑥　避難誘導及び避難地区の警戒	⑮　その他必要な応急措置
⑦　警戒線の設定	
⑧　災害の拡大防止と二次災害の防止	
⑨　報道発表	

第２ 緊急通行路線の確保

緊急通行車両の通行路線を確保し、また、災害対策拠点（災害対策本部、消防分署、救護所、病院、ヘリコプター臨時離着陸場等）間の緊急輸送ネットワークを確保するため、被災地区への通行を規制するとともに、重要な道路区間の交通規制、道路啓開等を速やかに実施する。

１．道路・交通情報の把握

道路管理者（都市整備部、成田土木事務所）及び警察署は、道路の被災状況や交通状況等の情報を収集し、相互に共有する。

情報収集は、県及び町が指定する緊急輸送道路を優先する。

２．規制区間等の設定

(1) 規制区間等の設定

道路管理者及び警察署は、緊急通行車両の通行支障の状況、道路の復旧見込み、災害対策拠点の設置状況等を考慮し、災害対策基本法等に基づき交通規制等を実施する道路の区間又は区域（以下「規制区間等」という。）を指定する。

また、状況に応じて一般車両の迂回路を設定する。

〈交通規制等の実施者・内容等〉

実施機関	実施できる状況・内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険防止、交通の安全と円滑化、交通障害の防止のために必要な場合、交通整理、交通規制を行う。	道路交通法第4条
	災害応急対策の的確、円滑な実施のため緊急を要する場合、道路の区間又は区域（「通行禁止区域等」という。）を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を規制する。	災害対策基本法第76条
	必要に応じて道路管理者等に対し、災害対策基本法第76条の6の規定による車両の移動等を要請する。	災害対策基本法第76条の4
警察署長	道路交通法第4条の交通規制のうち、適用期間の短いものを行う。	道路交通法第5条、第114条の3
警察官	道路の損壊、火災等による危険を防止するため緊急を要する場合、必要な限度で通行を一時禁止し、又は制限する。	道路交通法第6条、第75条の3
	通行禁止区域等において緊急通行車両の通行支障となる車両等について、当該車両の所有者等に道路外への移動等を命ずる。また、所有者等が不在等の場合は自ら移動等を行う。	災害対策基本法第76条の3
災害派遣による自衛官、消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、上記の措置を行う。	
道路管理者	道路の破損等により交通が危険となる場合、道路を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を規制する。	道路法第46条
道路管理者等	災害により車両の停止等が生じ、緊急通行車両の通行確保等のため緊急を要する場合、道路の区間を指定して運転者等に車両の移動等を命じる。運転者不在等の場合は、自ら車両の移動等を行う。	災害対策基本法第76条の6
国土交通大臣、知事	必要に応じて道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6の規定による車両の移動等を指示する。	災害対策基本法第76条の7

(2) 広報

道路管理者及び警察署は、規制区間等を指定した場合及び廃止した場合は、当該区間名、迂回路、運転者の注意事項等をラジオ、道路情報板、ホームページ等で周知する。

当該区間内にある車両の運転者は、速やかに規制区間以外の場所へ車両を移動し、移動が困難なときは道路の左側端に駐車するなど緊急通行車両の通行妨害とならないようにする。

３．規制等の実施

道路管理者及び警察署は、災害対策基本法、国土交通省の「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」等により、規制区間等の交通規制及び道路啓開を推進する。

(1) 交通規制実施体制の確保

警察官や職員の配置、検問所や標識の設置など、効果的な交通規制に努める。

(2) 道路啓開実施体制の確保

(一社)千葉県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去や応急復旧に必要な要員、資機材、重機等を確保する。

また、ライフライン施設等の道路占用物件を除去する場合は、当該施設管理者と協力して啓開作業を実施する。

(3) 移動物件等の保管場所の確保

道路啓開により除去する物件等は、仮置場の確保（第 12 節・第４・１「(3) 仮置場の確保」）に準じて仮置場を確保して保管する。また、災害対策基本法に基づく車両移動を行う場合は、同法に基づく土地の一時使用等の権限を状況に応じて有効活用し、近隣の民地等を仮置場として確保する。

第３ 緊急輸送

１．車両輸送

(1) 車両の確保・管理

町は公用車を管理し、各部の要請に基づき使用目的に応じた配車を行う。また、車両が不足する場合は、災害協定を締結する他市町村や運送事業者から車両の確保や輸送業務の要請を行う。

(2) 緊急通行車両等の申出

ア　緊急通行車両

町は、災害対策基本法に規定する緊急通行車両（道路交通法による緊急自動車、災害応急対策の実施に必要な車両）の標章及び証明証の事前交付を受けていない車両について「緊急通行車両等確認申出書」を警察署に提出する。また、交付された標章を当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書を当該車両に備えつける。

なお、緊急通行車両の事前確認を受けている車両については、交通検問所において標章及び証明書を提示する。

イ　規制除外車両

町は、規制除外車両となる次の車両を所有・管理する機関と協力し、前記アに準ずる届出を推進する。

①　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
②　医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
③　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
④　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(3) 優先給油

町は、災害対策車両である公用車や応援車両に対して優先給油を行うよう、災害協定を締結する燃料取扱事業者、県石油商業組合に要請する。

２．航空輸送

(1) ヘリコプターの運航要請

町は、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合、県にヘリコプターの運航を要請し、ヘリコプター臨時離着陸場を選定する。

選定に当たっては離着陸時の周辺への影響を考慮する。

(2) ヘリコプター臨時離着陸場の開設

町は、選定されたヘリコプター臨時離着陸場について施設の点検及び設備等の飛散防止措置等を講じ、自衛隊等の協力を得てヘリコプターの離着陸及び輸送品の受け渡し等を支援する。

第８節　水・食料・生活物資等対策

項　　目	担　　当
第１　応急給水	生活環境部
第２　食料・生活必需品等の供給	産業経済部、教育部、給食部
第３　燃料の確保及び供給	産業経済部

第１ 応急給水

本部長は、災害救助法の適用が見込まれる場合、飲料水の供給を開始する。なお、災害救助法の適用後は知事が実施主体となり、町長（本部長）は知事を補助する。

１．実施方針

⑴ 飲料水の供給

地震発生直後は各家庭や町が備蓄するペットボトルの飲料水で対応するものとし、それ以降は、町が調達した飲料水や公共施設の水道開放、給水活動により対応する。

⑵ 給水活動

飲料水や生活用水の給水活動は、次の方針で実施する。

①　医療施設等の重要施設が断水の場合は、速やかに運搬給水を実施する。 ②　断水が広範囲の場合は、段階的に給水拠点を設置する。 ③　配水管の復旧に応じ、断水地区に仮設給水栓を設置する。

⑶ 水道事業者との連携

町は、給水計画や給水体制の調整を行い、被災者対応について連携を図る。

詳細は、次のとおりである。

２．給水活動の実施

⑴ 給水計画

１人当たりの給水量は１日３ℓを基準とし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

町は、町内の水道施設の被害状況及び復旧見込み、医療施設等の重要施設及び避難所・避難者等の給水需要を把握する。

また、給水需要の変化、作業体制、輸送ルート等の状況を考慮し、水道事業者が連携して給水計画を作成する。

⑵ 給水体制の確保

町は、要員、資機材、車両等を確保する。体制が不足する場合は、災害協定を締結している八匝水道企業団に応援を要請するほか、「千葉県水道災害相互応援協定」等を活用して他の水道事業者等の応援を確保する。

⑶ 給水拠点の設置

町は、給水体制、避難所の状況等を考慮して段階的に給水拠点（候補施設：各避難所）を確保し、各拠点に非常用飲料水ポリ袋等を配備する。なお、ポリ袋が不足する場合は、要配慮者に優先して配布する。

⑷ 仮設給水栓の設置

町は、断水区域の状況、水道の復旧状況を考慮し、避難所や公園等において消火栓や仮配管

等を活用した応急給水を行う。

(5) 給水広報

町は、給水の場所や時間、ポリタンク等の持参、その他受水時の注意事項等を住民等に広報する。

第２ 食料・生活必需品等の供給

町は、災害救助法の適用が見込まれる場合、食料、生活必需品の供給を開始する。なお、災害救助法の適用後は知事が実施主体となり、町長（本部長）は知事を補助する。

町は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

１．実施方針

地震発生直後は家庭内備蓄及び町の備蓄で対応するものとし、その後は、町が調達した食料・生活必需品を避難所等に供給する。

２．需要把握

町は、避難者（在宅避難者を含む。）や災害対策従事者等の食料・生活必需品の需要を確認する。なお、災害救助法による支給対象者は次のとおりである。

〈食料・生活必需品の支給対象者〉

食　料	① 避難所に収容された者 ② 住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等で炊事のできない者 ③ 住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者 ④ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者 ⑤ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者 ⑥ 災害応急対策活動従事者
生　活 必需品	住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者 ① 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 ② 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

３．食料・生活必需品の供給

町は、備蓄品が枯渇した場合、不足する食料・生活必需品を調達し、避難所等へ供給する。

〈主な調達品目〉

食　料	一　　般　･･･　飲料水、牛乳、パン、おにぎり、弁当 等 要配慮者等　･･･　粉ミルク（哺乳瓶）、離乳食、おかゆ 等 ※アレルギー患者に配慮して原材料や献立等の表示に留意する。
生　活 必需品	寝　　具　･･･　タオルケット、毛布、布団 等 被　　服　･･･　洋服上下、子供服等、シャツ・パンツ等の下着、靴下 身の回り品　･･･　タオル、靴、サンダル、傘 等 日　用　品　･･･　石けん、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、生理用品 等 炊事用具　･･･　炊飯器、鍋、包丁、ガス器具 等 食　　器　･･･　茶碗、皿、箸 等 光熱材料　･･･　マッチ、使い捨てライター、固形燃料 等 そ　の　他　･･･　要配慮者等の日常生活に必要な紙おむつ、ストーマ用装具 等

(1) 県・災害協定団体等への要請

町は、県又は災害協定の締結団体・企業等に対して不足する食料、生活必需品の供給を要

請する。

なお、壊滅的な被害のため、町からの支援要請を待たずに水、食料、生活必需品を県がプッシュ型支援で発送した場合は、物資集積所（(3)「イ　物資集積所の開設」参照）に受け入れる。

(2) 救援物資の募集

町は、県や災害協定団体等への要請では食料・生活必需品が不足する場合、全国的に救援物資の提供を募集する。

ア　必要とする物資の品目、数量、時期、送付方法等を明らかにし、ホームページや報道機関等の広報手段を活用して募集する。

イ　仕分け等の手間を考慮し、受入対象は原則として企業や団体からの大口のものとする。

ウ　応募者を随時受け付け、必要とする時期に必要な品目・数量を避難所等に供給するよう、応募者に要請する。

エ　物資が充足した時点で募集を打ち切り、その旨を広報する。

(3) 物資の輸送・保管

調達する食料・生活必需品は、原則として発送元の団体・企業等に対して各避難所へ直接配送するよう依頼する。

ただし、発送元が配送できない場合や、避難所以外の施設で一時保管する必要がある場合は、町が輸送手段や一時保管施設（物資集積所）を確保する。

ア　輸送手段の確保

町は、災害協定を締結する運送事業者や県を通じて県トラック協会に物資の輸送を要請する。

イ　物資集積所の開設

町は、物資集積所（候補施設：町役場附属棟１階）を開設し、食料・生活必需品の受入れ、仕分け、一時保管、在庫管理、払い出し等を行う。また、作業要員を確保するため、町災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請する。

なお、物資集積拠点が不足する場合や町が設置・運営できない場合は、災害協定を締結する物流企業や県を通じて千葉県倉庫協会に物資集積所の確保、運営を要請する。

(4) 物流の管理・調整

町は、食料・生活必需品等の調達、輸送、保管等の物流を的確に実施するため、物流企業等に対し、物流情報の一元管理や関係者との総合調整を支援する物流コーディネーターの派遣を要請する。

４．炊き出しの実施

炊き出しによる食料提供を行う場合は、町が食材等を調達し、炊き出し施設に供給する。

(1) 調理体制の確保

町は、避難者等の炊き出し需要を把握し、学校給食センター、避難所等を拠点とした炊き出し計画を作成する。

避難所等の炊き出しは避難所運営組織を主体として行うものとし、必要に応じて災害ボランティアの協力を確保する。

(2) 食材等の確保

ア　食材等の調達

町は、災害協定を締結する団体・企業に対し、炊き出し拠点へ食材等を供給するよう要請する。

また、政府所有米穀を調達する場合は町長から知事に要請し、農林水産省（農産局長）の指示に基づき、保管された事業所において米穀の引き渡しを受ける。なお、状況に応じて町長から農林水産省に直接連絡した場合は、事後その旨を知事に報告する。

引き渡しに当たっては、災害協定を締結する運送事業者に対し、当該事業所から炊き出し拠点への輸送を要請する。

イ　調理器具・燃料等の調達

既存設備や災害用備蓄品を使用するものとし、不足する場合は災害協定の締結団体等へ供給を要請する。

ウ　水の調達

炊き出し用水が不足する場合は、給水車等で炊き出し拠点へ給水を行う。

エ　自衛隊への要請

自衛隊の炊飯車両等を活用した炊き出しを行う場合は、災害派遣部隊に要請する。

第３ 燃料の確保及び供給

１．電源車の要請

町は、大規模停電により人命に関わる施設（病院、社会福祉施設等）、災害応急対策実施機関の施設の非常用電源の稼働に問題がある場合は、県に電源車等の配備を要請する。

２．燃料の確保

町は、災害対策本部や医療施設等の非常用発電機の燃料が不足する場合、また、災害対策車両や避難所の暖房や炊き出し等に用いる燃料が不足する場合は、災害協定を締結する燃料取扱事業者やＬＰガス協会等に燃料の供給を要請する。

第９節　応援等の要請・受入

項　　目	担　　当
第１　町の受援体制の確立	各部
第２　県・他市町村等への応援要請	総務部、各部
第３　自衛隊の災害派遣要請	総務部

第１ 町の受援体制の確立

１．受援体制の確立

町は、多古町災害時受援計画（人的応援の受入れ編）に基づき受援担当者を設置し、受援体制を確立する。また、応援隊の集結、宿泊拠点を確保して応援隊を受け入れる。

〈受援担当と役割〉

種別	主な役割
庁内全体の受援担当者	○千葉県や応援職員等派遣機関との応援職員等の受入れ調整に関すること ○各業務の受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関すること ○各業務の人的応援のとりまとめに関すること ○受援に関する庁内全体の調整会議の運営に関すること
各業務の受援担当者	○庁内全体の受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関すること ○各業務における応援職員等の受入れに関すること（状況把握、サポート等）

２．広域防災拠点との連携

県は、大規模な自然災害発生時に「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づいて広域防災拠点を設置し、県外からの救援部隊、医療救護活動、救援物資、ボランティアの受入れ等を円滑に行う計画である。

このため、県が広域防災拠点を設置した場合、町はこれらの拠点と連携して広域応援等の受け入れを円滑に行う。

〈多古町が属するゾーンの広域防災拠点〉

拠点の種類	支援地域	施設名	備考
広域活動拠点等（救援部隊の受入）	成田・印西ゾーン	牧の原公園	消防、警察
		北羽鳥多目的広場	消防、警察
災害拠点病院等（ＤＭＡＴの受入等）		成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院 東邦大学医療センター佐倉病院	広域災害医療拠点
広域物資拠点（救援物資の受入れ・管理等）		民間営業倉庫	

第２ 県・他市町村等への応援要請

１．県への要請

町長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

〈県への応援要請手続き〉

要　請　先	県防災危機管理部防災対策課	
連　絡　方　法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	(1) 災害の状況 (2) 応援を必要とする理由 (3) 応援を希望する物資等の品名、数量 (4) 応援を必要とする場所・活動内容 (5) その他必要な事項	根拠法令 ・災害対策基本法第68条

なお、県は壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、罹災証明書の交付等の支援が町に対して積極的に行われることがある。

また、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県が警戒区域の設定、応急公用負担等の措置を代行する。

２．応急対策職員派遣制度の活用

町は、応急対策職員派遣制度により他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム※の派遣を要請する。

※災害マネジメント総括支援員（災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者）と災害マネジメント支援員（避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者）など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。

３．指定地方行政機関等への要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関（指定公共機関のうち、業務の内容等を勘案して内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあっせんを求める。

〈指定地方行政機関等への応援要請手続き〉

要 請 先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんを求める場合は県）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あっせん要請	(1) 派遣の要請・あっせんを求める理由 (2) 職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他職員の派遣・職員の派遣のあっせんについて必要な事項	(1) 派遣の根拠 ・災害対策基本法第 29 条 (2) あっせんの根拠 ・災害対策基本法第 30 条 ・地方自治法第 252 条の 17

４．他市町村への応援要請

町長は、応急措置実施のため必要があると認めるときは、県内市町村、青森県田子町、埼玉県神川町との相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

〈県内他市町村への応援要請手続き〉

要 請 先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）

要請事項	(1) 被害の状況 (2) 応援の種類 (3) 応援の具体的内容及び必要量 (4) 応援を希望する期間 (5) 応援場所及び応援場所への経路 (6) 前各号に掲げるものの他必要な事項
応援の種類	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 (5) 被災者の一時収容のための施設の提供 (6) 被災傷病者の受入れ (7) 死体の火葬のための施設の提供 (8) ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 (9) ボランティアの受付け及び活動調整 (10)前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

第３ 自衛隊の災害派遣要請

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね以下のとおりとする。

〈災害派遣の内容〉

項　目	内　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発せられ、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

項　　目	内　　容
そ　の　他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

１．災害派遣の要請

町長は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して次の事項を明記した文書をもって自衛隊の派遣を要求する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶等で知事に要求できないときは、自衛隊に直接通報し、事後、速やかにその旨を知事に通知する。

その他、町長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び町域に係る災害の状況を自衛隊に通知できるものとし、通知したときは速やかにその旨を知事に通知する。

〈災害派遣要請の手続き〉

連　絡　先	県防災危機管理部防災対策課
要請事項	(1) 災害の情況及び派遣を要請する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域及び活動内容 (4) 連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項

〈緊急時の連絡先〉

部隊名	連絡責任者		電話番号	県防災行政無線
第一空挺団 （習志野）	第３科防衛班長 （時間内）	駐屯地当直司令 （時間外）	習志野 047-466-2141 内線　236(時間内) 302(時間外)	632-721(時間内) 632-725(時間外)

２．災害派遣部隊の受入れ

町は災害派遣部隊の受入れに当たり、次の計画や環境等を確保する。

また、自衛隊の作業が他の応援隊の作業と競合し、又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担する。

〈自衛隊の受入体制〉

項　　目	内　　容
作業計画の作成	(1) 作業箇所及び作業内容 (2) 作業箇所別必要人員及び必要機材 (3) 作業箇所別優先順位 (4) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 (5) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者の了解を速やかにとり得るよう事前に配慮する。
活動拠点の確保	集結地・宿営地：多古中学校運動場、多古町民運動場 ヘリポート：久賀中学校跡地

なお、町は、自衛隊の受け入れに際して、態勢、要領及び他の機関等との役割分担を明確にするため、必要に応じて関係者との調整会議等を行う。

３．災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長（本部事務局）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

４．経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとする。

ただし、複数の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

〈経費の負担区分〉

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
(4) 天幕等の管理換に伴う修理費
(5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

第１０節　応急教育・応急保育等

項　　目	担　　当
第１　応急教育等	教育部、給食部、学校長
第２　文化財の保護	教育部、文化財所有者
第３　応急保育	子育て支援部

第１ 応急教育等

１．児童生徒の安全確保等

各学校は、学校における地震防災マニュアル、学校安全計画　危険発生時対処要領等に基づき、児童生徒の安全確保等を行う。

⑴ 児童生徒の避難

学校長は、災害発生時に児童生徒の安全を確保し、状況に応じて安全なスペースや近隣の避難場所等に避難させる。また、保護者等の引き取りがあるまで、児童生徒を一時保護する。

⑵ 情報共有

学校長は、施設の被害状況、児童生徒の安否情報等を町に報告する。

また、保護者等に対し、メール等を活用して児童生徒の安否、保護の状況等を提供する。メール等が使用できない場合は、町に対して保護者への連絡の協力を要請する。

⑶ 夜間休日の対応

町及び学校教職員が協力し、児童生徒の安否を確認する。

⑷ 避難所開設等の協力

学校長は、町が学校に避難所を設置する場合、避難所の開設及び避難者の受入れに協力する。また、必要に応じ、避難所運営にも引き続き協力する。

２．応急教育等

⑴ 応急教育

町及び学校長は、被害状況、復旧状況、学校施設の避難所継続状況等を考慮しつつ、学校教育の早期再開のため、応急教育計画を作成する。また、児童生徒及び保護者に授業の再開等を周知する。

教育施設、教職員等を十分に確保できない場合は、臨時の学級編制、近隣学校からの応援協力等により対処する。

⑵ 学用品の支給

災害救助法が適用された場合、町及び学校長は学用品を失った児童生徒等を把握し、教材、文房具等を同法の基準により支給する。

⑶ 授業料等の減免・育英補助の措置

町は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免を必要に応じて行う。

⑷ 学校給食の措置

町は、教育の再開に応じた学校給食の早期再開に努める。また、必要に応じて県を通じて(公財)千葉県学校給食会等へ応援を要請する。

第２　文化財の保護

１．状況把握・報告

⑴ 町は文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

⑵ 文化財所有者等は、安全を確保した上で文化財の被害状況を確認し、町を経由し県に報告する。

２．応急措置

⑴ 町は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて応急修理等の救済措置を講ずる。

⑵ 文化財所有者等は、町及び自主防災組織等の協力を得て危険のない範囲で次の応急的措置や災害の拡大防止措置の実施に努める。

ア　建造物の二次災害からの保護、文化的価値の喪失防止

イ　有形文化財の収蔵・展示施設が被災した場合の搬出、保護

ウ　記念物の二次的倒壊・崩落防止のための応急措置

第３　応急保育

１．園児の安全確保

⑴ 園児等の避難

こども園長は、災害発生時に園児の安全を確保し、状況に応じて安全なスペースや近隣の避難場所等に避難させる。また、保護者等の引き取りがあるまで、園児を一時保護する。

⑵ 情報共有

こども園長は、施設の被害状況、園児の安否等を町本部に報告する。また、保護者等に対し、メール等を活用して園児の安否、保護の状況等を提供する。

２．応急保育

町は、被害状況や復旧状況等を考慮して応急保育計画を作成し、保育施設（候補施設：多古こども園）や保育士等を確保する。

また、応急保育を利用できる被災者等に保育内容等を周知し、申請を受け付ける。

第１１節　帰宅困難者等対策

項　　目	担　　当
第１　一斉帰宅の抑制	総務部、企画部、教育部
第２　企業・学校等の利用者保護	事業所、学校
第３　帰宅困難者の把握・情報提供	企画部、産業経済部
第４　一時滞在施設の開設等	総務部、産業経済部
第５　徒歩帰宅者の支援	企画部、県
第６　特別搬送者の支援	県

第１　一斉帰宅の抑制

大地震発生直後の一斉帰宅を抑制するため、町は県と連携し、企業、学校などに対して施設内に留まるよう呼びかける。また、呼びかけの効果を高めるため、同報系防災行政無線、緊急速報メール、ＳＮＳ（LINE 等）などを活用する。

第２　企業・学校等の利用者保護

１．企業・学校等における施設内待機

企業、学校等は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、報道機関や町等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所で待機させる。

２．大規模集客施設等における利用者保護

大規模集客施設の管理者は、報道機関や町等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所に保護する。

第３　帰宅困難者の把握・情報提供

１．帰宅困難者等の把握

町は、大規模集客施設の管理者等から帰宅困難者の発生状況を収集する。また、町外から移動してくる帰宅困難者等の情報を県から収集する。

２．帰宅困難者等への情報提供

町は、災害情報、家族等との安否確認方法、一時滞在施設の開設状況などを、同報系防災行政無線、緊急速報メール、ＳＮＳ（LINE 等）などを活用して帰宅困難者向けに提供する。

第４ 一時滞在施設の開設等

１．一時滞在施設の開設

町は、あらかじめ指定した一時滞在施設（候補施設：道の駅多古）について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。また、町内の民間施設の管理者に対し、一時滞在施設として利用可能な施設の提供協力を要請する。

町は、一時滞在施設の開設状況を収集、集約し、県へ報告するとともに、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

２．一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設等で保護された利用客は、各事業者が町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内し、誘導する。

３．一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求める。

町は関係機関と連携して災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を施設管理者に提供する。

第５ 徒歩帰宅者の支援

１．災害時帰宅支援ステーション協定事業者への支援要請

町及び県は、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、九都県市と災害時帰宅支援ステーションの協定を締結している事業者に対して徒歩帰宅者への支援を要請する。

２．徒歩帰宅者の支援

町及び県は、道路や沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設状況などを、テレビ・ラジオ放送、ホームページ、同報系防災行政無線、メール、ＳＮＳ（LINE等）などを活用して提供する。

第６ 特別搬送者の支援

県は町や関係機関と連携し、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など徒歩帰宅が困難な特別搬送者について、臨時バスやタクシーなどによる搬送に努める。

第１２節　保健衛生・防疫・廃棄物処理等

項　　目	担　　当
第１　保健衛生・防疫	保健福祉部、生活環境部、香取保健所（香取健康福祉センター）
第２　死体の捜索・処理等	住民部、消防団、消防本部、警察署
第３　動物対策	生活環境部、香取保健所（香取健康福祉センター）
第４　災害廃棄物処理	生活環境部
第５　道路・河川の障害物除去	都市整備部、成田土木事務所
第６　環境汚染等対策	生活環境部

第１ 保健衛生・防疫

１．保健活動

⑴ 要配慮者の健康状態等の把握

町は保健師等の資格を有する職員を統括し、栄養指導、歯科保健活動、こころのケア活動等を実施する。

また、香取保健所（香取健康福祉センター）と協力して活動を推進するとともに、必要に応じて次の支援を要請する。

ア　要配慮者の安否・健康状態に関する情報共有

イ　保健活動チームの派遣（栄養指導、避難者の健康管理、避難所の衛生確保等）

ウ　こころのケア、食中毒の予防活動

⑵ 避難所等巡回による被災者の健康管理

町は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携して被災者に対する支援及び調整を行う。

⑶ 二次健康被害の予防

町は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病※になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とのコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

※動かない状態（生活不活発）が続くことで心身の機能が低下する症状

⑷ 活動体制の整備

町と香取保健所（香取健康福祉センター）は、平時から要配慮者等の把握、避難所における予防活動や保健活動の連携等について協議しておく。

災害時は、町は上記⑴から⑶を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討して保健活動計画を立て、必要な支援を香取保健所（香取健康福祉センター）に報告する。

２．飲料水の安全確保

町は、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合、水質検査を実施して安全を確保するとともに、香取保健所（香取健康福祉センター）と協力して被災者に適切な広報及び指導を行う。

３．防疫活動

町及び県は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づく防疫活動を推進する。

⑴ 情報収集等

香取保健所（香取健康福祉センター）は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行うほか、必要に応じて町や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。

⑵ 消毒等

町は、感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域の消毒や害虫駆除等を行う。

なお、消毒器具及び消毒薬剤等が不足する場合は、県に薬剤の供給の支援を要請する。

⑶ 感染症患者への入院勧告

香取保健所（香取健康福祉センター）は、感染症法第 19 条の規定により、必要に応じて感染症患者に入院を勧告する。

⑷ 情報共有及び報告

町は、感染症患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時香取保健所（香取健康福祉センター）に報告する。

香取保健所（香取健康福祉センター）は、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、町等と連携して情報を共有する。

⑸ 専門家の派遣要請

町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じて災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣要請を検討する。

第２　死体の捜索・処理等

災害救助法が適用された場合は知事が死体の捜索、処理、埋火葬を実施し、町長は知事を補助することとなるが、災害救助法の適用には時間がかかるため、災害直後は本部長（町長）が実施を判断し、行方不明者の捜索に着手する。

１．死体の捜索

災害により行方不明の状態にある者（各般の事情により死亡していると推定される者を含む。）の捜索を実施する。

⑴ 要捜索者情報の収集

町、消防本部及び警察署は、被災現場の状況から捜索を必要とする行方不明者の情報を収集する。また、行方不明者情報は、救助関係者と相互に共有する。

⑵ 捜索活動

消防本部、警察署は、消防団、災害派遣の自衛隊等の協力を得て行方不明者を捜索する。

また、死亡している行方不明者を発見した場合は、警察官による死体の調査等を行う。

２．死体の処理

⑴ 処理の対象

町は、次の場合に死体の処理を行う。

ア　災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

イ　他市町村から死体が漂着した場合

ウ　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則、刑事訴訟法、検視規則に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は町等に引渡された後の死体の処理を必要とする場合

⑵ 処理の実施

町は、町内にある斎場の事業者に協力を要請し、遺体安置所を確保する。

また、国保多古中央病院、日本赤十字社千葉県支部、香取郡市医師会、香取匝瑳歯科医師会等へ、検案医師を遺体安置所へ派遣するよう要請する。

遺体安置所では、死体の洗浄、縫合、消毒、一時保存、検案等の必要な処理を行った後、遺族へ死体を引き渡す。

なお、町が処理できない場合や町が施設を確保できない場合は、県、近隣市町村その他関係機関の応援を得て実施する。

また、遺体保存用の資機材の確保及び埋葬等について、町内での対応が不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。

⑶ 死体の搬送

死体の搬送は、原則として遺族が行う。ただし、遺族が搬送できないときは、災害派遣の自衛隊等に協力を要請する。

３．死体の埋火葬

町は、災害時の混乱の際に死亡した者（死因及び場所の如何を問わない）で、遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合、又は、死亡した者の遺族がない場合に死体の埋火葬を行う。

⑴ 埋火葬の実施

町は遺体安置所等で埋火葬許可書を発行し、匝瑳市山桑メモリアルホールにて火葬を行う。

当施設の火葬能力を上回る場合などは、「千葉県広域火葬計画」に基づく応援を県に要請する。

⑵ 身元不明死者の対応

町は、一時保管した遺骨及び遺留品の台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

また、引き取りがない遺骨は、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」により扱う。

第３　動物対策

飼い主の被災等により動物が逃げ出した場合、町は、香取保健所（香取健康福祉センター）及び動物愛護センターに協力し、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとも連携を図り、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、広報等により住民への周知を図るなど必要な措置を講じる。

第４　災害廃棄物処理

多古町災害廃棄物処理計画に基づき、被災地で発生する災害廃棄物を適切に収集し、処理する。

１．廃棄物の処理

(1) 処理体制の確立

町は、災害廃棄物の発生量を推計し、処理体制を確立する。なお、香取広域市町村圏事務組合で処理することが困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村等に応援を要請する。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想される場合は、県の「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」を活用し、県を通じて民間事業者の協力を求める。

(2) 処理方針

が　れ　き	膨大な量が発生することから仮置場に一時保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として一般廃棄物処分場で適正に処分する。
片付けごみ	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみが多量に発生することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておく。
生活ごみ（避難所を含む）	衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておく。
適正処理が困難な廃棄物	産業廃棄物に該当するものは、平時と同様に事業者の責任において処理する。

(3) 仮置場の確保

町は、災害廃棄物が大量に発生した場合、処理前に一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場を次の点に留意して確保する。なお、多古町災害廃棄物処理計画に基づき平時から仮置場候補地を選定しておくものとする。

また、状況に応じて自治会、自主防災組織に仮集積所の確保を要請するほか、被害甚大地区については戸別収集を検討する。

〈仮置場候補地選定のポイント〉

① 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地
② 未利用地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）
③ 二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域
④ 応急仮設住宅など他の土地利用ニーズの有無

〈候補地選定の際に考慮する点〉

① 候補地に対する自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等、他の土地利用のニーズの有無を確認する。
② 効率的な搬出入ルート、必要な道路幅員が確保できる。
③ 敷地の搬入・通行路は、大型車が通行できるようコンクリートまたはアスファルト敷が好ましい。
④ 長期間使用できることが好ましい。
⑤ 必要な消火用水、仮設処理施設の電源・水源が確保できることが好ましい。
⑥ 学校等の避難場所として指定されている施設及びその周辺はできるだけ避ける。
⑦ 周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。
⑧ 土壌汚染の恐れがあるため、農地はできるだけ避ける。

(4) 災害廃棄物処理事業等の適用

被災建築物の解体、撤去は、原則として所有者の責任において被災者生活再建支援金等を活用して行う。ただし、災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体住家の運搬及び処分を

町が実施し、さらに、大規模な災害等により被災住家の解体について国の事業が適用される場合は、住家の解体においても町が実施する。

この場合、町は、対象住家や申請方法等を広報し、申請窓口を設置する。また、申請窓口では、申請の受付、解体・運搬業者の紹介、手続きの説明等を行う。

(5) 環境大臣による廃棄物処理の代行

環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合、本部長は必要に応じて災害廃棄物処理の代行を国に要請する。

(6) 排出・回収ルール等の広報

災害ごみの区分、出し方等を被災者に広報する。また、災害ボランティアセンター等を通じて災害ごみの搬出等に協力する災害ボランティアに周知するとともに、災害ボランティアセンター等関係機関にも周知を図る。

２．トイレ対策・し尿処理

町は、断水地区では水洗トイレの使用が困難であることを考慮し、災害時のトイレの確保に努め、東総衛生組合と連携してし尿の排出量に応じたし尿処理対策を講じる。

(1) トイレの確保

避難所となる施設の既設トイレが使用できない場合は、既設トイレの便座や個室等を活用して施設等に備蓄する携帯トイレや簡易トイレを使用する。

避難所のトイレが不足する場合や在宅避難者のために公園等にトイレを設置する必要がある場合、関係事業者にレンタル仮設トイレの設置を要請する。

また、必要に応じて災害協定を締結する事業者等から携帯トイレを調達し、避難所等において在宅等避難者に配布する。

(2) 収集処理体制の確立

仮設トイレのし尿貯留量、使用済みの簡易トイレや携帯トイレの排出量等を推定し、また、町のし尿収集許可業者の稼働状況を把握し、し尿収集体制を確保する。

また、収集体制が不足する場合は、県を通じて(一社)千葉県環境保全センター（加盟民間業者）の協力を要請する。

第５　道路・河川の障害物除去

各道路管理者（都市整備部、成田土木事務所）は管理道路の通行障害物を、河川管理者（成田土木事務所）は管理河川の流下障害物をそれぞれ除去し、緊急車両の通行確保及び二次災害の防止を図る。

除去や仮置きの方法は前項の処理に準ずるものとし、除去に当たっては障害物の所有者等の同意を得るよう努める。

第６　環境汚染等対策

町は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境監視体制を確立し、環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

第１３節 住宅等応急対策

項　　目	担　　当
第１ 応急仮設住宅の供与等	都市整備部
第２ 被災住宅の応急修理等	都市整備部
第３ 被災建築物の応急危険度判定等	都市整備部
第４ 被害家屋調査・罹災証明書の発行	税務部、消防本部

第１ 応急仮設住宅の供与等

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、町長は知事を補助する。

町は、被害状況や応急仮設住宅の需要を踏まえ、応急仮設住宅の建設又は賃貸住宅の空室等を確保し、被災者に供与する。なお、応急仮設住宅の方法は、借上げ型を基本としつつ、災害の程度によって方法の併用又は選択を行う。

１．需要の把握

応急危険度判定や被害家屋認定調査の結果等を踏まえ、応急住宅の必要数を推定する。また、災害相談窓口や避難所において、応急住宅への入居希望を調査する。入居対象者は、災害救助法に基づく次の条件の該当者とする。

〈応急仮設住宅の入居対象者〉

①　住家が全焼、全壊又は流失した者 ②　居住する住家がない者 ③　自らの資力をもってしては住宅を確保できない者

２．賃貸住宅の借り上げ

賃貸住宅の空き戸数の状況等を確認し、民間賃貸住宅の空室を借り上げて応急住宅を確保する。

３．建設型応急住宅の建設

賃貸型住宅の不足状況等を考慮し、必要に応じて仮設住宅を建設する。

(1) 用地確保

公園等の公有地などから利便性を考慮して建設用地を確保する。不足する場合は、私有地の借用を検討する。

(2) 建設

「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき応急仮設住宅を建設する。また、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。さらに、応急仮設住宅として高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

なお、町が建設できない場合は、県、県内市町村等に応援を要請する。

〈応急仮設住宅の建設予定地〉

① 多古町ふれあい公園	② 多古町みどりの広場の一部

４．入居者の選定

町は、応急仮設住宅への入居申込みを受け付け、対象者の資力の確認等により入居者を選定する。

５．管理

入居者の要望等を把握し、応急仮設住宅設備の修理や改良等の管理を行う。

第２ 被災住宅の応急修理等

１．被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、町長は知事を補助する。

町は、応急修理制度の実施要領を作成し、修理事業者、被災者に周知する。また、町指定の修理事業者を選定し、修理申込者に紹介する。

応急修理の種類	対象者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	○災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者

２．住宅障害物の除去

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、町長は知事を補助する。

⑴ 住宅障害物除去の対象者

災害救助法に基づき、災害によって障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力では障害物を除去できない被災者を対象とする。

町は、住居障害物除去の申し込みを受け付け、対象者の資力の確認等により対象者を選定する。

⑵ 住宅障害物除去の実施

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去とし、建設業者との請負契約により実施する。

町が実施できない場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

３．宅地等災害対策工事の補助

町は、宅地災害の復旧又は居住家屋災害を誘発するおそれがある崖地崩壊の復旧に係る工事を行う者に、その費用の一部について予算の範囲内で、多古町補助金交付規則及び多古町宅地等災害対策工事補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。

第３　被災建築物の応急危険度判定等

１．被災建築物の応急危険度判定

町は、公共建築物や一般建築物の応急危険度判定を実施する。

⑴ 実施体制の確保

本部長が必要と判断した場合、応急危険度判定実施本部を設置し、判定士、コーディネーター、資機材等を確保する。

また、判定士の確保に当たっては災害協定を締結している千葉県土地家屋調査士会の協力を

得るほか、必要に応じて県に要請する。

なお、災害発生直後は判定士の資格を有する他部の職員の応援を得るほか、必要に応じて県等に判定士の応援派遣を要請する。

⑵ 判定の実施

判定実施計画を作成し、対象地域、判定の趣旨、作業の概要等を事前に住民等に広報する。また、判定結果を使用者等が見やすい場所に表示し、危険な建築物の注意を促す。

２．被災宅地の危険度判定

町は、宅地の危険度判定を実施する。

⑴ 実施体制の確保

本部長が必要と判断した場合、判定実施本部を設置し、判定士、判定調整員、資機材等を確保する。

なお、災害発生直後は判定士の資格を有する他部の職員の応援を得るほか、必要に応じて県等に判定士の応援派遣を要請する。

⑵ 判定の実施

実施計画を作成し、判定実施区域、判定の趣旨、概要等を事前に広報する。また、判定結果を使用者等が見やすい位置に表示し、危険な宅地の注意を促す。

第４　被害家屋調査・罹災証明書の発行

１．被害家屋調査

町は、災害救助法による滅失世帯の確認や罹災証明書の発行のため、早期に被災住家の被害認定調査を行う。

調査に当たっては災害協定を締結している県土地家屋調査士会等の協力を得て実施体制を確保し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づく認定作業を行う。

なお、状況に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。

また、火災により焼失した家屋等は、消防本部が消防法に基づく火災調査を行う。

２．罹災証明書の交付

町及び消防本部は、被害家屋調査及び火災調査の結果に基づき、災害相談窓口等において罹災証明書を交付する。

なお、町は遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当と応急危険度判定担当との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制を整備しておく。

罹災証明の対象とならない非住家等の被害については、被災証明書を必要に応じて交付する。

第１４節　ライフライン施設等応急対策

項　　目	担　　当
第１　上水道施設	生活環境部
第２　農業集落排水施設	生活環境部
第３　電力施設	総務部、東京電力パワーグリッド(株)
第４　ガス施設	総務部、東京ガスネットワーク(株)、県ＬＰガス協会
第５　通信施設	総務部、各通信事業者
第６　道路・橋梁	都市整備部、成田土木事務所
第７　空港施設	都市整備部、成田空港事務所、成田国際空港(株)
第８　その他公共施設	都市整備部、成田土木事務所

第１ 上水道施設

町は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業体等のみで対応できない場合は、千葉県水道災害相互応援協定等に基づき県内水道事業体等の応援を得て、復旧を行う。

１．活動体制

応急活動体制を速やかに確立する。

２．応急復旧

応急復旧に当たって的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

⑴ 復旧の優先順位

ア　取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

イ　主要な送・配水管及び応急給水拠点等の重要給水施設に至るまでの管路の復旧を優先する。

⑵ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

⑶ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

３．広報

水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

第２ 農業集落排水施設

１．応急活動体制

町は、管轄する農業集落排水施設に地震災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急防災活動を実施する。このために、防災活動が円滑に遂行できるように、応急活動体制の整備に努める。

２．緊急活動

地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、農業集落排水機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行う。

なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

３．応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、点検マニュアルに基づき調査を行う。また、応急復旧の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。

復旧に当たっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整の上作業を行う。

４．防災用資機材の整備、備蓄対策

地震災害時において、農業集落排水施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。

また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保しておく。

５．広報対策

農業集落排水施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

第３ 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、被害状況の把握と迅速な応急復旧措置を講ずる。

発災時には、非常災害対策支部を設置し、応急措置、応急復旧対策を推進する。

特に大規模停電の発生時には、「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（以下「災害協定」という。）」及び「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」に基づいて連絡調整員を町本部へ派遣し、町との情報連携と要請窓口としての役割を担う。

また、感電事故及び漏電による出火を防止するための注意事項や、電力施設の被害状況及び復旧予定について、広報車等による巡回放送に努めるほか、町と締結した「停電時における多古町防災行政無線の活用に関する協定」及び「災害協定」に基づき、町（同報系防災行政無線による放送等）の協力を得て周知する。

第４ ガス施設

１．都市ガス

東京ガスネットワーク(株)は、ガス施設に被害が生じた場合、二次災害を防止するとともに、応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止する。

また、ガスによる二次災害の防止、住民等の不安除去のため、ガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて地域へ周知する。

２．ＬＰガス

(一社)千葉県ＬＰガス協会は、加盟業者と連携してＬＰガス設備等の被害状況の把握、二次災害防止対策、応急復旧対策の推進を図る。

また、二次災害を防止するための注意事項等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や町（同報系防災行政無線による放送等）の協力を得て広報する。

第５ 通信施設

１．電話施設

各通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、災害のため通信が途絶し、又は利用を制限するときは、テレビ、ラジオ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

(1) 通信途絶、利用制限の理由と内容
(2) 災害復旧措置と復旧見込み時期
(3) 通信利用者に協力を要請する事項
(4) 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等のサービスの提供開始
(5) 特設公衆電話の設置場所

２．郵便関係

日本郵便(株)は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送や集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設など機宜の応急措置を講ずる。

また、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

その他、災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合に取扱う。

第６ 道路・橋梁

各道路管理者等は、緊急輸送道路を最優先に所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図る。また、迂回路の選定、通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報、被災道路・橋梁の応急及び復旧措置を行う。

１．災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握し、これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

２． 応急復旧

パトロール等による調査結果等を基に、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

第７ 空港施設

１．東京航空局成田空港事務所

東京航空局成田空港事務所は、大規模地震が発生したときは、緊急対策本部（本部長＝空港長）を設置し、航空機の運航等に関し、次の対策を講じる。

(1) 地震発生時の伝達は、次のルートで行う。

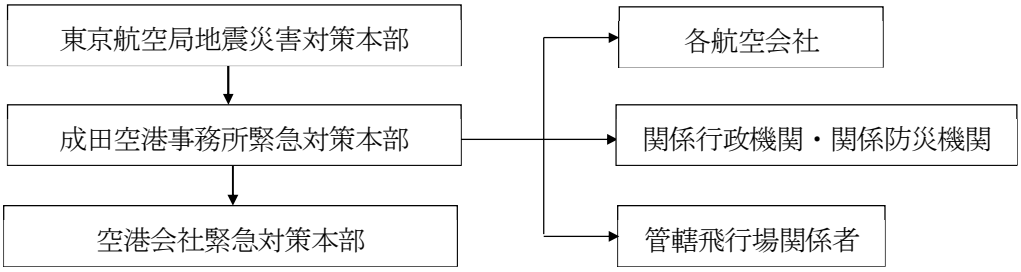

(2) 地震発生時において次の業務を行う。

ア　情報の収集・伝達
イ　関係機関との連絡調整
ウ　応急救護及び災害防止に必要な措置
エ　航空機の運航に関する調整
オ　通信業務の確保
カ　管制業務の確保

２．成田国際空港(株)

(1) 情報伝達

ア　東京航空局成田空港事務所（以下「空港事務所」という。）と成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）は、地震情報等を相互に伝達調整する。

イ　空港内官公庁、関係機関及び各航空会社に対して、地震情報等を伝達する。

ウ　空港内の乗客等に対しては、旅客ターミナル内中央管理室及び各航空会社を通じて伝達する。

エ　伝達ルートは次のとおりとする。

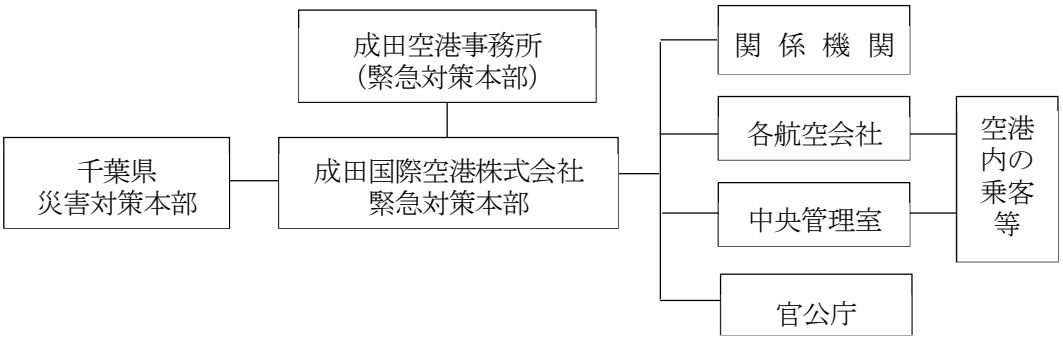

(2) 運航対策

大規模地震が発生した場合、航空機の運航の確保と安全を図るため、次の措置をとる。

ア　航空会社に対して乗降客の安全誘導、航空機自体の保安対策を要請する。

イ　滑走路、誘導路、エプロン等の点検を実施する。

ウ　空港事務所の航空交通管制機関との調整を図る。

(3) 空港の混乱防止対策

大規模地震発生時、空港内の混乱を防止するため、次の措置をとる。

ア　必要と認めるときは、空港関係者、災害対策関係者及び空港会社が入場を認めた者以外の者の空港への入場を制限するものとする。

イ　各航空会社に規制対策を要請する。

ウ　東日本旅客鉄道㈱、京成電鉄㈱等の交通機関に対して、駅への入場、乗車等の制限等措置を要請する。

エ　空港警察署に警備を要請する。

(4) 空港施設の保安対策及び応急復旧

航空保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため、点検を強化し、また、機能上に

障害を生じたものがあるときは、速やかに機能の復旧に努めるとともに適切な運用を行うものとする。

第８ その他公共施設

河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設、都市公園施設の管理者は、各施設の被害状況を速やかに把握する。また、施設の能確保を図るため、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第１５節　災害ボランティア対応

項　　目	担　　当
第１　災害ボランティアセンターの設置等	保健福祉部、町社会福祉協議会
第２　災害ボランティアの支援	保健福祉部

第１ 災害ボランティアセンターの設置等

１．災害ボランティアセンターの設置

大規模災害が発生した場合、町は町社会福祉協議会と多古町災害ボランティアセンターの設置を協議する。また、災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定に基づき、多古町社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置（候補施設：多古町魅力発信交流館（たこらぼ））、運営を委託する。

災害救助法が適用された場合は、災害ボランティアセンターにおけるボランティアの調整事務を救助事務の委託費として記録し、県に請求する。

２．災害ボランティアの募集・受入れ

〈ボランティア活動内容（専門資格）【町の担当部（県の担当部）】〉

一般分野	① 避難所の運営補助 ② 炊き出し、食料等の配布 ③ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 ④ 高齢者や障害者等要配慮者の介助 ⑤ 被災地の清掃、がれきの片づけなど ⑥ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ⑦ その他被災地における軽作業等
専門分野	① 医療・保健・福祉（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、介護福祉士、保育士、手話通訳等）【保健福祉部（健康福祉部）】 ② 外国人（通訳等）【住民部（総合企画部）】 ③ 建設（被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士）【都市整備部（県土整備部）】 ④ 情報通信（アマチュア無線）【総務部（防災危機管理部）】

(1) 災害ボランティアの募集

災害ボランティアセンターは、インターネットや報道機関への協力要請等により、災害ボランティアを募集する。

また、県災害ボランティアセンター、その他のボランティア団体やＮＰＯ法人等へ、募集活動や災害ボランティアセンターの運営協力等を要請する。

感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲を町域に限定し、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

(2) 災害ボランティアの受入れ

一般分野のボランティアは災害ボランティアセンターにおいて受付け、登録する。なお、ボランティア活動に伴う事故に備え、ボランティア保険の加入を受入れの条件とする。

専門分野のボランティアは町が受け付け、各専門分野に対応する部（上表参照）にあっせんする。

ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティアセンターに登録された一般ボランティアや県の各部局に登録された専門ボランティアの派遣を要請する。

３．ボランティアの派遣

災害ボランティアセンターは、ボランティアニーズの受付窓口を設置して被災者からの要望を受け付ける。また、被災者からのニーズと登録したボランティアのマッチングを行い、ボランティアを派遣する。

第２ 災害ボランティアの支援

１．食事、宿泊場所の提供

食事や宿泊場所はボランティア自身で確保することを基本とする。困難な場合は、町や関係機関が確保、手配に協力する。

２．活動費用の負担

ボランティア活動に伴う経費は、必要に応じて町が負担する。

３．資機材の確保

ボランティア活動に必要な資機材については、町と関係機関が協力して確保する。

第４章　災害復旧・復興計画

第１節 被災者の生活再建支援

項　　目	担　　当
第１　被災者の支援	各部、町社会福祉協議会、香取郡市広域市町村圏事務組合、東日本電信電話(株) 、東京電力パワーグリッド(株)、日本放送協会、日本郵便(株)、県、千葉県市町村総合事務組合、佐原公共職業安定所
第２　中小企業者、農林漁業者の支援	産業経済部、県

第１ 被災者の支援

１．被災者支援制度の周知等

町及び関係機関は、各種広報手段を活用して各種生活再建支援制度を被災者に周知する。また、被災者台帳、災害相談窓口等を活用し、手続きの円滑化を図る。

２．義援金の支給等

(1) 義援金の募集、受付け保管

町は、義援金の受付口座を指定金融機関に開設し、町に寄せられた義援金及び県又は日本赤十字社等に寄せられた後に町に配分された義援金を保管する。

また、本部長の指示に基づき、町独自に義援金や寄付金を募集し、町ホームページ等で広報する。なお、被災者の生活再建資金を早期に確保するため、大規模災害時には発災直後から速やかな募集開始に務める。

(2) 義援金の配分

町は、多古町災害義援金配分委員会設置要綱に基づいて災害義援金配分委員会を組織し、義援金の配分方法等を決定する。

また、県、日本赤十字社等の義援金受け付け団体に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その配分基準を参考に被災者への配分内容を決定する。

(3) 義援金の支給

町は、対象者に支給内容、申請方法等を通知し、口座振り込み等により義援金を支給する。

３．支援金の支給等

(1) 災害見舞金の支給

町は、多古町災害見舞金支給要綱により、災害で住家の全壊等の被害を受けた世帯、死亡又は行方不明者の遺族に、災害見舞金を支給する。

(2) 被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者生活再建支援法により、この制度が適用された大規模な災害で著しい住宅被害を受けた世帯に対して支援金の申請の受付け、とりまとめ、県への報告等を行う。

また、千葉県被災者生活再建支援事業により、被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護金の貸付

町及び千葉県市町村総合事務組合は、千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例により、一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を、一定規模以上

の自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときも含む）に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。

また、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 生活福祉資金の貸付け（災害援護資金・住宅資金）

町社会福祉協議会は、被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、災害援護資金については、町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

４．税の減免等

町は、町税条例、国民健康保険条例等により、被災者の町税、国民健康保険税等の減免や徴収猶予等の災害特例措置を講じる。

５．公共料金の特例措置

町、ライフライン機関、日本放送協会は、被災者の公共料金等の支払いについて、監督省庁の認可や要件（災害救助法の適用等）に基づいて、可能な限り特例措置を講じる。

(1) 保育料の減免〔子育て支援部〕
(2) 上水道料金の減免等〔生活環境部〕
(3) し尿くみ取り、ごみ処理手数料の減免〔生活環境部〕
(4) 電話料金・電話工事費の減免等〔東日本電信電話株式会社〕
(5) 工事費負担金の免除等〔東京電力パワーグリッド株式会社〕
(6) テレビ受信料金の免除等〔日本放送協会〕

６．郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

〈日本郵便株式会社における措置〉

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
(4) 災害時における窓口業務の維持
(5) 日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

７．公営住宅の建設等

町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。これに対し、県は適切に指導・支援を実施する。

８．職業のあっせん

佐原公共職業安定所は、震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、町の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、以下の措置を講じる。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 巡回職業相談の実施
(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

第２ 中小企業者、農林漁業者の支援

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について事業者に周知する。

１．中小企業者への融資資金

町は県及び商工会と連携し、災害により被害を受けた中小企業の再建と経営の安定のための各種融資制度を周知する。

２．農林漁業者への融資資金

町は、農業協同組合、漁業協同組合、香取農業事務所、北部林業事務所、銚子水産事務所と連携し、被災農林漁業者に対する災害復旧に係る各種融資制度について周知する。

また、天災による被害農林業者に対する経営資金融通規則、多古町農業災害対策利子補給金交付要綱、多古町農業災害対策資金債務保証料補助金交付要綱等を活用し、被災した農林業者の債権を支援する。

３．雇用の維持に向けた事業者への支援

県は、雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

第２節 災害復旧

項　　目	担　　当
ライフライン施設等の災害復旧	各部、各防災関係機関
災害復旧事業の推進	各部、各防災関係機関

第１ ライフライン施設等の復旧

１．上水道

町は、応急復旧が一段落し、給水が確保された段階で水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

ア　取水・導水・浄水施設及び重要給水施設に至る管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。

イ　上水道施設は、耐震性能を有するものに更新する。

ウ　管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。

エ　町の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

被災後の管路は、漏水の多発が予想され、配水を正常化するため、早急に漏水防止対策を行う。

ア　漏水調査を実施する。

イ　調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は次の点に留意する。

①　漏水の多発している管路は布設替えを行う。

②　修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

２．農業集落排水

町は、災害後の復旧の進め方について、農業集落排水施設震災対応の手引きに基づき行う。

(1) 復旧の基本方針

農業集落排水施設の被害は、災害後の社会全体の復旧活動、住民生活の安定などに与える影響が大きいため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図り、施設の速やかな復旧を行う。

(2) 施設の復旧

農業集落排水施設に被害が発生したときは、余震や二次災害等に配慮し、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生や避難の長期化などを想定し、優先度の高い施設から復旧する。

ア　管路施設（優先度の高い順）

①　処理場、ポンプ場等の基幹施設、重要な幹線等　　②　その他の幹線管渠

③　枝線管渠　　④　取付管渠

イ　処理場、ポンプ場（優先度の高い順）

①　非常用電力、水源の確保　　②　下水排除（揚水等）

③　汚水の沈殿放流（最初沈殿池）、伝染病予防（滅菌）　④　汚水処理

３．電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、町と締結した災害協定に基づく電力復旧を優先すべき重要施設の電力復旧計画の策定に当たっては、町が県に提出した施設リストに基づく復旧順位を十分に配慮しつつ、災害状況、施設復旧の難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを考慮する。

４．都市ガス

東京ガスネットワーク株式会社は、ガスの供給を停止した場合は、二次災害の防止に留意して復旧作業を行う。なお、復旧順位は、復旧の難易度、効果を考慮しつつ、人命にかかわる施設、災害対策の中枢となる官公庁、避難場所等の施設等を優先する。

５．通信施設

東日本電信電話株式会社は、被災した通信回線を次の順位で復旧する。

〈重要通信を確保する機関の順位〉

順　位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第 1 順 位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第 2 順 位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第 3 順 位	第1順位、第2順位に該当しないもの

＊上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各１回線以上とする。
電気通信サービスとは：電話サービス、総合ディジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

６．農林・水産業施設

農業用施設管理者、林業用施設管理者は、管理施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行う。なお、公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧する必要のある対象は次のとおりである。

〈緊急復旧の対象〉

農業用施設	用水施設	○取水施設、用水路等の破壊、決壊で、放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの ○用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの
	貯水施設	○ため池等の堤体の決壊又はそのおそれがあり、下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの ○決壊したため池等を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの
	道路施設	○道路、橋梁等が被災し、住民、農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
	排水施設	○堤防の破壊、護岸の決壊で、住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの ○護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの ○被災した排水施設を放置すると、著しい被害を生じるおそれのあるもの
	地すべり防止施設	○被災を放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの
林業用施設	林道施設	○被災を放置すると、林業生産基盤及び住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの
	林地荒廃防止施設等	○被災を放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

７．公共土木施設

(1) 道路施設

道路管理者は、緊急輸送道路一次路線を最優先し、また、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、道路、橋梁及び道路付属物を復旧する。

県は、自らが管理する道路と交通上密接である町道について、町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等を勘案し、町に代わって災害復旧工事を行う。

(2) 河川、急傾斜地崩壊防止施設

河川、急傾斜地崩壊防止施設の管理者は、公共の安全確保上、緊急復旧を要する対象に留意して管理施設を復旧する。

〈緊急復旧の対象〉

河川施設	○堤防の決壊、護岸又は天然河岸の破壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの ○堤防の決壊又はそのおそれのあるもの ○河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの ○河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの ○護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれがあるもの
急傾斜地崩壊防止施設	○被災で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第２ 災害復旧事業の推進

１．復旧方針

町及び防災関係機関は、所管する公共施設や事務の復旧事業を計画的に実施する。

復旧事業計画は、関係機関と十分な連絡調整をとりながら、次の点に考慮して速やかに作成する。

(1) 災害の再発防止のため、被災の原因等を十分に把握する。

(2) 迅速な復旧、災害に強いまちづくり等を考慮する。

(3) 国又は県が財政援助するもの※1については、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定が速やかに実施されるように準備する。

(4) 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法等に規定する緊急査定※2が実施されるよう必要な措置を講じる。

※１　災害復旧事業として採択されうる限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。また、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定される。財政援助等を受ける事業は次表を参照。

※２　公共土木施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて実施される。

〈財政援助を受ける主な事業〉

対象事業	国の財政援助等	
	一般災害	激甚災害
公共土木施設の復旧等		
河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、水道、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚法第 3･4 条
砂防事業	災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急地すべり対策事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業、災害関連緊急雪崩対策事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	
都市施設の復旧等		
街路、都市排水施設	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（予算補助）	
堆積土砂排除		激甚法第 3・4 条
湛水排除		激甚法第 3・4 条
公営住宅の復旧等		
公営住宅の補修	公営住宅法第 8 条	激甚法第 3･4 条
公営住宅建設	公営住宅法第 8 条	激甚法第 22 条
農地、農業用施設、林道、漁業用施設等	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第 5 条
共同利用施設		激甚法第 6 条
農林漁業施設の復旧等		
天災融資の特例	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第 8 条
森林組合の堆積土砂排除		激甚法第 9 条
土地改良区の湛水排除		激甚法第 10 条
漁業組合の共同利用小型漁船		激甚法第 11 条
森林災害復旧		激甚法第 11 条の 2
治山事業、地すべり対策事業	災害関連緊急治山事業、災害関連緊急地すべり防止事業	
厚生施設の復旧等		
生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設		激甚法第 3･4 条
感染症予防事業		激甚法第 19 条
医療施設	医療施設等災害復旧費補助金交付要綱	
廃棄物処理施設	廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	
災害廃棄物処理事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 22 条	
水道	水道法第 45 条	
文教施設の復旧等		
公立学校施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	激甚法第 3･4 条
公立社会教育施設		激甚法第 16 条
私立学校施設		激甚法第 17 条
その他の復旧等		
鉄道施設	鉄道軌道整備法	
水防資材費		激甚法第 21 条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法第 2 条	激甚法第 12 条
母子及び父子並びに寡婦福祉法による貸付けの特例		激甚法第 20 条

対象事業		国の財政援助等	
		一般災害	激甚災害
	雇用保険法による求職者給付の支給の特例		激甚法第 25 条
	事業協同組合等施設の災害復旧事業に対する補助		激甚法第 14 条

２．復旧事業の促進

(1) 技術職員等の確保

町は、災害復旧事業に係る技術職員等を十分確保するため、必要に応じて県に技術職員等の応援派遣等を要請する。

(2) 資金の調達

町は、災害復旧事業に係る資金については、国の負担金（補助金）のほか、必要に応じて財源を求めて調達に努める。

(3) 激甚災害の指定促進

町は、災害対策基本法に規定する著しく激甚な災害（以下「激甚災害」という。）に該当する場合又は該当する見込みがある場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）による激甚災害の指定を受けることによって災害復旧事業が促進されるよう、必要な措置を講じる。

また、国や県が行う被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める事項の調査に協力し、速やかに調査が実施されるように努める。

３．災害復旧事業の実施

町は、復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるよう努める。

実施に当たっては、建設業協会等と連携・協力するほか、外部委託を行うに当たっては国土交通省による「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」に基づいた手続きを行うなど、適切な業務の実施に努める。

また、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第３節 災害復興

項　　目	担　　当
第１　復興本部の設置	各部
第２　復興計画の策定	企画部、各部

第１ 復興本部の設置

１．復興本部の設置

町長は、災害対策本部の解散時において被災者の生活の復旧及び災害復旧事業の推進又は著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、多古町復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

なお、復興本部の構成及び業務分掌については、設置の際に定める。

２．復興本部の組織・運営

(1) 本部員の任務

構 成 員		任　　務
本部長	町　長	本部の事務を総理し、本部を代表する。
副本部長	副町長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	各課長	本部長の定めるところにより本部の事務に従事する。
その他	必要に応じ町長が指名	本部長の求めに応じ意見を述べる。

(2) 部の編成及び分掌事務

部　　名	分掌事務
本部事務局	○復興に関する総合的企画及び調整に関すること ○復興本部会議の庶務
復興対策部	○くらし、住宅の復旧・復興に関すること ○都市機能の復旧・復興に関すること ○地域産業の復旧・復興に関すること

(3) 復興本部会議

構成員	事　　務
本部長、副本部長、本部員、町長の指名する者	○復旧・復興の基本方針、復興に係る重要施策の審議、調整 ○各部の重要事項の報告

第２ 復興計画の策定

１．基本的考え方

町は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけではなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、必要に応じて被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画等を策定する。

２．復興計画の策定

(1) 策定手順等

計画策定に当たっては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

ア　多様な行動主体の参画と協働

住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

・被災者、各分野にわたる有識者、住民団体、各地区の住民等への意見募集

・有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置

イ　将来のニーズや時代潮流の変化への対応

復興計画の推進は長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応できる、柔軟な計画となるよう配慮する。

ウ　既往災害の経験と教訓の活用

過去に経験した災害の検証結果や復旧の過程等から得た経験や教訓の反映に配慮する。

(2) 構成

復興施策を総合的に推進するため、復興の目標、基本方針、重点プロジェクト等を定め、明確な戦略とスケジュールの下で復旧・復興を推進する。

(3) 復興計画の内容

町域が大きな被害をうけた場合、再び災害を被らないために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を推進する。

また、復興施策は次のような分野ごとに整理し、復興施策を検討する。

ア　くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やＰＴＳＤ等、被災者、被害者に対するこころのケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を検討する。

イ　都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性と都市(地域)機能の回復の観点から、より質の高い都市への回復を念頭に入れた、まちづくりを検討する。

また、迅速に、将来を見越した被災地の建築制限、行政と住民とが協働した都市計画の策定を目指す。

さらに、都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できる施策を検討する。

ウ　住宅の復興

被災者が生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は被災者の自立を促すこと、被災者の自力での住宅再建を支援することに留意し、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

エ　産業の復興

地域産業は、地域の活力の源であることに留意し、産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合は、融資制度の活用などによる財政的な支援のほか、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。

また、産業間を結ぶ流通、通信の復興について、速やかな復旧・復興支援を検討する。

その他、観光、農業などの復興支援の観点から、積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝などを検討する。

３．特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災町となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は県知事に対して職員の派遣又はそのあっせんを要請する。

附編　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第１節 総則

第１ 推進計画の目的

本編は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下この章において「法」という。）第５条第２項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この章に記載のない事項は、総則編及び震災編による。

第２ 定義

この編において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 後発地震

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域周辺でＭ７以上の地震が発生した後に発生する、更に大きな規模の後発の地震をいう。

(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアで、Mw7.0 以上の地震が発生した場合に気象庁から発表される情報をいう。

第２節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

総則編 第３節「防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱」による。

第３節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町及び各防災関係機関は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、次の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、計画的な整備を推進する。

１．避難場所・避難施設、避難経路等の整備

避難所等に指定される公共・公用施設の耐震化を図るよう整備に努める。

２．避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導や救助活動のための拠点施設、資機材、車両等の整備に努める。

３．消防活動が困難である区域の解消に資する道路

市街地において幅員６メートル以上の道路からホースが到達しない区域において、幅員６メートル以上の道路の整備に努める。

４．延焼防止上必要な道路、公園、緑地等の整備

住宅密集地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他公共空地等の整備に努める。

５．道路、緊急輸送道路、ヘリポート等

緊急輸送道路、ヘリポート等の輸送機能を確保するため必要な施設の整備に努める。

緊急輸送道路に指定されている道路については、線形不良や隘路区間などの改善のため、必要に応じてバイパス及び拡幅整備等を推進する。

６．共同溝等

災害時のライフライン機能の維持を図るため、電線類の無電柱化、公益物件を地下に埋設する共同溝の整備等に努める。

７．急傾斜地崩壊防止施設等

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設等の整備に努める。

８．医療機関、社会福祉施設、学校等

医療機関、社会福祉施設、公立学校、その他不特定多数の利用者がある施設の耐震性の維持に努める。

９．ため池

地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

１０．地域防災拠点施設

災害時の応急対策活動の拠点となる庁舎等の防災機能の強化等整備に努める。

１１．防災行政無線施設

災害時に迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民への情報伝達を行うため必要な防災行政無線等の整備に努める。

１２．備蓄施設等

飲料水、食料等を確保するため必要な備蓄倉庫、非常用電源等の整備に努める。

１３．救助用資機材等の備蓄倉庫、救護設備等の整備

災害時の応急措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備に努める。また、負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備、その他応急措置に必要な設備等の整備に努める。

第４節 関係者との連携協力の確保

第１ 物資等の調達手配

震災編 第３章 第８節「水・食料・生活物資等対策」による。

第２ 広域応援の要請

震災編 第３章 第９節「応援等の要請・受入」による。

なお、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では被害が超広域に及び、従来の応援システムが機能しなくなることも考慮し、人的・物的資源の絶対的不足、発災直後の情報不足等を前提に、優先順位を付けて対処する。

第３ 帰宅困難者への対応

震災編 第３章 第１１節「帰宅困難者等対策」による。

第５節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

第１ 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達、活動体制等

１．町は、後発地震への注意を促す情報等を、勤務時間内・外に関わらず、確実に伝達する。その方法は、震災編 第３章 第３節「情報通信」に準ずる。

２．町は、住民、防災関係機関等に対し、後発地震への注意を促す情報等を正確かつ広範に伝達する。その方法は、震災編 第３章 第３節「情報通信」に準ずる。

その際、多重、多様な手段を活用し、短時間で正確かつ広範に伝達する。また、地域住民等には、とるべき具体的行動をあわせて示す。

３．町は、後発地震への注意を促す情報等が発表された場合に災害対策本部等を設置、運営する。その方法等は、震災編 第３章 第１節「応急活動体制の確立」に準ずる。

４．町は、後発地震への注意を促す情報について、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達する。その際、住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行う。

第２ 後発地震への注意を促す情報等が発表された後の周知

町は、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、住民等に密接に関係する事項（後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等）を周知する。その体制、方法は、震災編 第３章 第3節「情報通信」に準ずる。

第３ 災害応急対策をとるべき地域及び期間等

町は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に至った地震の発生から１週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間）、後発地震に注意する措置をとる。

第４ 町のとるべき措置

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、町は次の措置を講じる。

１．住民等に対して適切な防災対応（日頃からの地震への備えの再確認、円滑かつ迅速な避難をするための備え等）をとる旨を呼びかける。

その方法は、震災編 第３章 第３節「情報通信」に準ずる。

２．日頃からの地震への備えの再確認、施設・設備等の点検等を行い、円滑かつ迅速な避難に備える。

〈後発地震に対して注意する具体的措置〉

(1) 家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
(2) 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
(3) 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
(4) 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

第６節 防災訓練に関する事項

震災編 第２章 第１節 第５「防災訓練の充実」による。

第７節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町及び防災関係機関は、地震防災上の必要な教育及び広報の充実に努める。

その内容は、震災編 第２章 第１節「防災意識の向上」に準ずる。また、北海道・三陸沖後発地震注意情報に関する次の教育、広報を行う。

１．町及び防災関係機関の職員に対する教育

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
(3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
(4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
(5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
(6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

２．地域住民等に対する教育及び広報

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
(2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
(3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の防災上とるべき行動に関する知識

風水害編

第１章 総則

第１節 風水害対策の基本方針

本計画は、総則編で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

なお、本町の地形は大きく北総台地と栗山川及び支川多古橋川、借当川周辺の低地に分けられ、町役場をはじめとする町内の市街地は比較的洪水の危険性が低い北総台地上に展開するが、大雨や台風時には河川沿いに広がる農地の広い範囲で浸水被害が発生する可能性があるなど、防災面での課題を抱えている。

台風や集中豪雨、竜巻などの発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

第２節 災害の想定

第１ 水害

県は、水防法により、栗山川（支川の多古橋川及び借当川含む。）が大雨で氾濫した場合の洪水浸水想定区域を公表している。

想定最大規模の降雨で栗山川が氾濫した場合、本川及び各支川の一帯で浸水が予想される。浸水深はおおむね 0.5～3.0m 未満であるが、本川と借当川の合流点より上流側では浸水深が大きく、3.0～5.0m 未満の範囲が広がる。最大の浸水深は、局地的に 5.0～10.0m に達する。

また、「道の駅多古」付近では局所的に家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）がみられる。

第２ 土砂災害

町内には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき土砂災害のおそれがある区域として 158 区域（いずれも急傾斜地の崩壊）が指定されており、そのうち 157 区域は、土砂災害が発生した場合に「建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域」として土砂災害特別警戒区域に指定されている。

土砂災害警戒区域は河川沿いの平地と、それを取り囲む北総台地の境界付近に多く見られるほか、台地面を刻む谷の周辺にも分布する。今後、指定や調査が予定されている範囲もこれらの低地と台地の境界部分が多い。

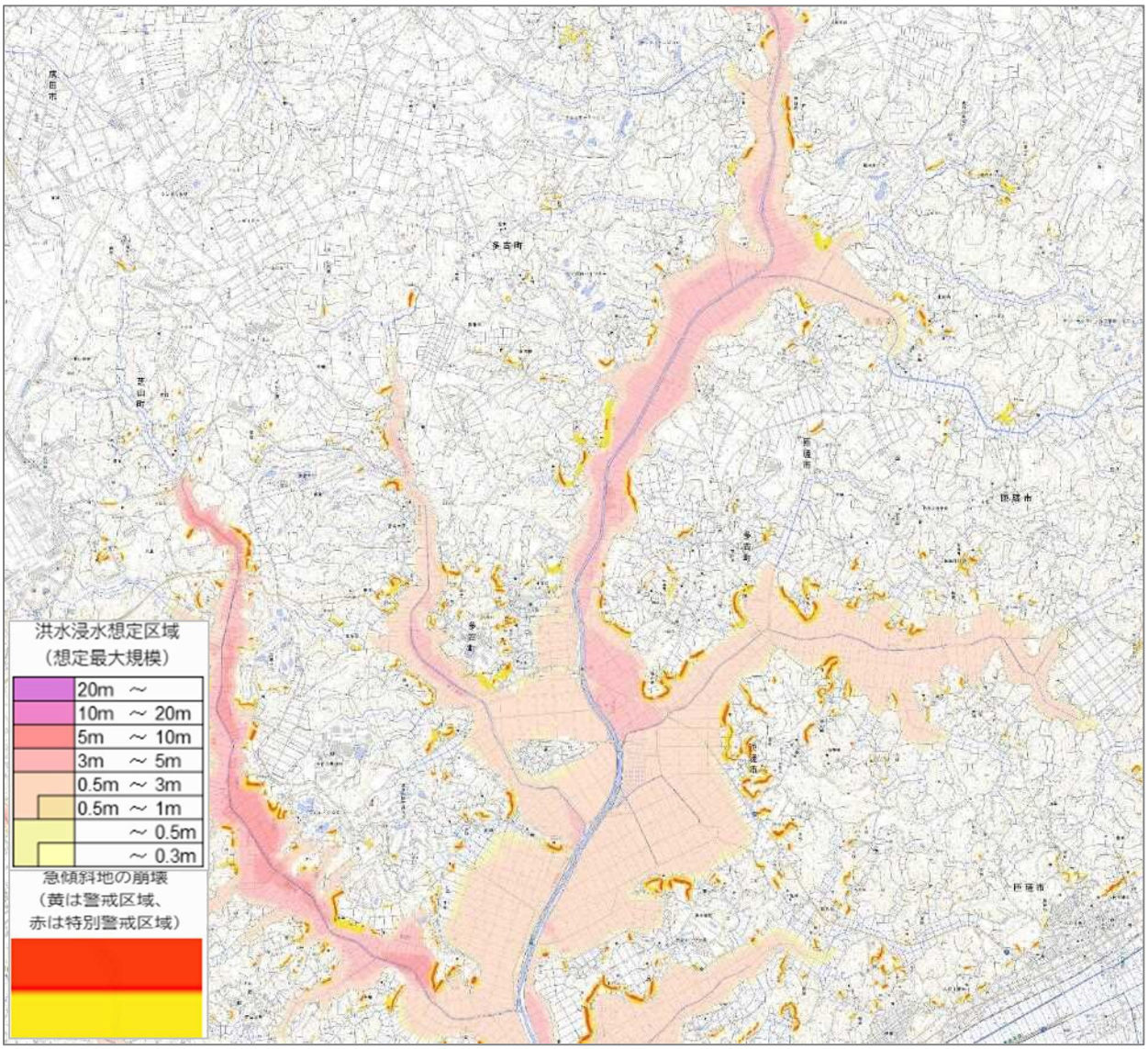

〈洪水浸水想定区域（想定最大規模）と土砂災害警戒区域の分布〉
（国土交通省「重ねるハザードマップ」より）

第２章 災害予防計画

第１節 防災意識の向上

項　　目	担　　当
第１　防災教育	総務課、学校教育課、生涯学習課、防災関係機関
第２　過去の災害教訓の伝承	総務課
第３　防災広報の充実	総務課、企画政策課、消防本部
第４　自主防災体制の強化	総務課、産業経済課
第５　防災訓練の充実	総務課、消防団、消防本部、防災関係機関
第６　地区防災計画の推進	総務課

震災編 第２章「第１節　防災意識の向上」に準ずる。
なお、風水害においては「第５　防災訓練の充実」に、次の対策を追加する。

(1) 水防訓練

町は、水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防訓練を実施する

ア　実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

イ　実施地域

重要水防箇所等、洪水の危険のある地域において実施する。

ウ　方　法

関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連する訓練と併せて実施する。

(2) 避難等訓練

町及び関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防御活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、事業所等にあっては、利用者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行う。

(3) 総合防災訓練

町、県及び関係機関は合同して、各種の総合防災訓練を実施する。

第２節 水害の予防対策

項　　目	担　　当
第１　水害予防対策	産業経済課、空港まちづくり課、都市整備課、香取農業事務所、成田土木事務所、かとり農業協同組合
第２　浸水想定区域の周知等	総務課、保健福祉課、学校教育課、県

第１ 水害予防対策

１．水源かん養機能の向上

町は、「千葉北部地域森林計画書」に基づき、県と連携して森林の整備に努めるとともに、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止する。

２．雨水排水の流出抑制

町は、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」に基づき、県の指導を受けて雨水排水の流出抑制対策を推進する。また、地域の特性を考慮し、必要に応じて雨水排水施設の整備を検討する。

３．農地・農作物の水害予防

町は、香取農業事務所、かとり農業協同組合等と連携し、営農上の水害予防対策を講じる。

４．道路の水害予防

道路管理者は、台風や集中豪雨等による道路冠水、法面崩落、落石等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進め、災害に強い道路づくりに努める。

また、道路交通の危険防止、交通の安全確保のため、パトロールの徹底を図る。

第２ 浸水想定区域の周知等

１．浸水想定区域の調査

県及び町は河川周辺地域での外水及び内水の氾濫の影響により、家屋の浸水が予想される浸水想定区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努める。

２．浸水想定区域等の周知

町は、水害の危険性を正しく普及するため、洪水ハザードマップや広報紙等により、住民に対して浸水想定区域や指定緊急避難場所等を周知する。

３．要配慮者利用施設の避難確保

水防法の規定に基づき、洪水浸水想定区域内に存在する高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設の所有者又は管理者は、洪水時における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する避難確保計画を作成し、町への報告及び計画に基づく訓練を行う。また、自衛水防組織の設置に努める。

町は、避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの技術的支援等を行う。なお、水防法の規定により避難確保計画の作成及び訓練等を義務づける要配慮者利用施設は、資料編に示す。

第３節 土砂災害予防対策

震災編 第２章「第６節　土砂災害予防対策」に準ずる。

第４節 風害の予防対策

項　　目	担　　当
第１　台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	総務課
第２　農作物等の風害防止対策	産業経済課、香取農業事務所、かとり農業協同組合

第１ 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

町は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下の普及啓発を図る。

１．気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けるよう啓発する。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があることに留意する。

２．身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めることを普及する。

第２ 農作物等の風害防止対策

町、香取農業事務所、かとり農業協同組合等は、農作物の風害防止について防風林・防風垣・砂防林・多目的防災網の設置等を指導し、被害の軽減を図る。また、降雹等の被害についても指導する。

第５節 雪害の予防対策

項　　目	担　　当
第１　道路雪害防止対策	都市整備課、成田土木事務所
第２　農作物等の雪害防止対策	産業経済課

第１　道路雪害防止対策

道路管理者は、路面の凍結防止や円滑な除雪を実施する体制を確保する。

(1) 職員の配備体制及び連絡系統の確立
(2) 除雪委託業者との連絡系統の確立
(3) 路面凍結防止剤の備蓄
(4) 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
(5) 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
(6) 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

第２ 農作物等の風害防止対策

町は農業協同組合等と協力し、農作物の雪害防止について指導し、被害の軽減を図る。

第６節 火災予防等対策

震災編 第２章「第２節　火災予防等対策」に準ずる。

第７節 消防体制の整備

震災編 第２章「第３節　消防体制の整備」に準ずる。

第８節 要配慮者等の安全確保体制の整備

震災編 第２章「第７節　要配慮者等の安全確保体制の整備」に準ずる。

第９節 情報通信体制の整備

震災編 第２章「第８節　情報通信体制の整備」に準ずる。

第１０節 備蓄・物流計画

震災編 第２章「第９節　備蓄・物流計画」に準ずる。

第１１節 防災関連施設の整備

震災編　第２章「第１０節　防災関連施設の整備」に準ずる。

第１２節 帰宅困難者等対策

震災編 第２章「第１１節　帰宅困難者等対策」に準ずる。

第１３節 防災体制の整備

震災編 第２章「第１２節　防災体制の整備」に準ずる。

第３章 災害応急対策計画

第１節 組織及び動員計画

項　　目	担　　当
第１　町職員の配備	各部
第２　町災害対策本部の設置	各部
第３　防災関係機関の活動体制	各防災関係機関
第４　防災関係機関との連携	各部、各防災関係機関

第１ 町職員の配備

風水害に対する町職員の非常配体制は、次のとおりとする。

〈非常配備の種別・基準等〉

	配備種別	配備基準	配備内容	配備職員
災害対策本部設置前	情報収集	次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき。 1. 次の警報のいずれかが多古町に発表され、災害の発生が予想されるとき。 (1) 大雨警報　(2) 暴風警報 (3) 洪水警報　(4) 大雪警報 (5) 暴風雪警報 2. 多古町が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき。 3. その他、被害の発生が予想されるとき。	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制。	総務課 財政課 産業経済課 都市整備課 保健福祉課
	災害警戒	1. 次の情報のひとつ以上が管内に発表された時 (1) 土砂災害警戒情報 (2) 記録的短時間大雨情報 2. 情報収集体制を強化する必要があると町長が認めたとき。	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制。	総務課 財政課 企画政策課 産業経済課 子育て支援課 多古こども園 生活環境課 都市整備課 空港まちづくり課 学校教育課 保健福祉課
災害対策本部設置後	本部第１	1. 気象業務法に基づく次の特別警報のひとつ以上が管内に発表されたとき (1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 2. 局地災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生する恐れがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。	応急対策活動が円滑に行える体制。	全課
	本部第２	1. 大規模な災害が発生した場合、又は町内全域にわたり大規模な災害が発生する恐れがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。	町の組織及び機能のすべてを挙げて対処する体制。	全課

（注）災害対策本部の特例措置
　情報収集、災害警戒時において、局地災害が発生した場合、大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、町長が必要と認めたときは災害対策本部を設置することができる。

非常配備の種別ごとの配備職員数は次のとおりとし、各課長は配備する職員を毎年度当初に指名しておく。

〈非常配備体制ごとの配備職員数〉

区分／課名	本部設置前の配備		本部設置後の配備		備考
	情報収集	災害警戒	本部第１	本部第２	
総務課	２	５	全員	全員	総務部
議会事務局			２	全員	議会部
財政課	１	２	３	全員	財政部
企画政策課		２	４	全員	企画部
産業経済課	２	３	５	全員	産業経済部
農業委員会			１	全員	
出納室			２	全員	出納部
住民課			５	全員	住民部
子育て支援課		２	３	全員	子育て支援部
多古こども園		２	３	全員	
税務課			７	全員	税務部
生活環境課		２	全員	全員	生活環境部
都市整備課	２	４	全員	全員	都市整備部
空港まちづくり課		２	全員	全員	
学校教育課		３	全員	全員	教育部
生涯学習課			全員	全員	
図書館			全員	全員	
保健福祉課	２	８	全員	全員	保健福祉部
学校給食センター			全員	全員	給食部
国保多古中央病院			３	全員	病院部

１．職員の非常配備

(1) 非常配備の発令

総務課は、非常配備や避難情報発令の基準に関係する気象警報、河川情報等を監視し、発令基準に達した場合、又は達するおそれがある場合は、総務課長にその旨を報告する。

また、総務課長は町長に非常配備の発令を進言し、町長は非常配備を発令する。

(2) 非常配備の伝達

ア　勤務時間内

総務課は、庁内放送、すぐ参集メール、各課への連絡等により各職員へ非常配備を周知する。

イ　勤務時間外

総務課は、同報系防災行政無線の放送、すぐ参集メール、電話連絡網等により、各職員へ配備を周知する。

①　状況確認

職員は、気象警報等の発表状況をテレビ、ラジオ、インターネット等で速やかに確認し、「本部第１」以上の配備基準に該当することを覚知した場合は、自主参集を開始する。

②　参集行動

職員は、多古町役場３階大会議室、又はあらかじめ指定された施設に参集する。

参集途上では可能な限り被害状況等の把握に努め、参集後直ちに上長を通じて総務課に報告する。

災害の状況により参集場所への移動が困難な場合は最寄りの町の施設に参集し、上長又は総務課に報告する。

２．本部設置前の初動

情報収集体制、警戒体制により非常配備した職員は次の初動活動を行い、総務課長に被害状況や対応状況を報告する。

総務課長は、これらの情報をとりまとめて町長へ随時報告する。また、必要に応じて関係機関に情報を提供する。

〈本部設置前の主な初動活動項目〉

○ 防災気象情報、河川情報、交通情報等の収集
○ 被害情報の収集、伝達
○ 住民からの通報等の受信
○ 住民への広報
○ 災害対策本部の設置、避難情報の発令、避難所設置等の準備

第２　町災害対策本部の設置

震災編 第３章　第１節「第２　町災害対策本部の設置」に準ずる。

第３ 防災関係機関の活動体制

震災編 第３章　第１節「第３　防災関係機関の活動体制」に準ずる。

第４ 防災関係機関との連携

震災編 第３章　第１節「第４　防災関係機関との連携」に準ずる。

第２節 災害救助法の運用

震災編 第３章「第２節　災害救助法の運用」に準ずる。

第３節 情報通信

項　　目	担　　当
第１　気象情報の収集・伝達	総務部、各防災関係機関
第２　通信体制の確保	総務部、各部、各防災関係機関
第３　被害情報等の収集・報告	総務部、各部、各防災関係機関
第４　災害広報・報道対応	企画部、各防災関係機関
第５　災害相談窓口の設置	住民部、各部
第６　被災者台帳の作成	住民部、各部

第１ 気象情報の収集・伝達

１．防災気象情報

町は、千葉県防災情報システムが提供する各種防災気象情報を監視し、必要に応じて関係各部に情報提供する。

２．気象警報等

町は、町域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、関係者にその旨を伝達する。なお、特別警報が発表された場合は速やかに住民にその旨を伝達し、直ちに身の安全を守る行動をとるよう呼びかける。

〈気象警報等の種類〉

特別警報	大雨（浸水害、土砂災害）、暴風、暴風雪、大雪、土砂崩れ
警　　報	大雨（浸水害、土砂災害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、土砂崩れ
注 意 報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷・着雪、土砂崩れ
キキクル	土砂、浸水、洪水、流域雨量指数の予測値
そ の 他	早期注意情報（警報級の可能性）、全般気象情報、関東甲信地方気象情報、記録的短時間大雨情報、線状降水帯に関する各種情報

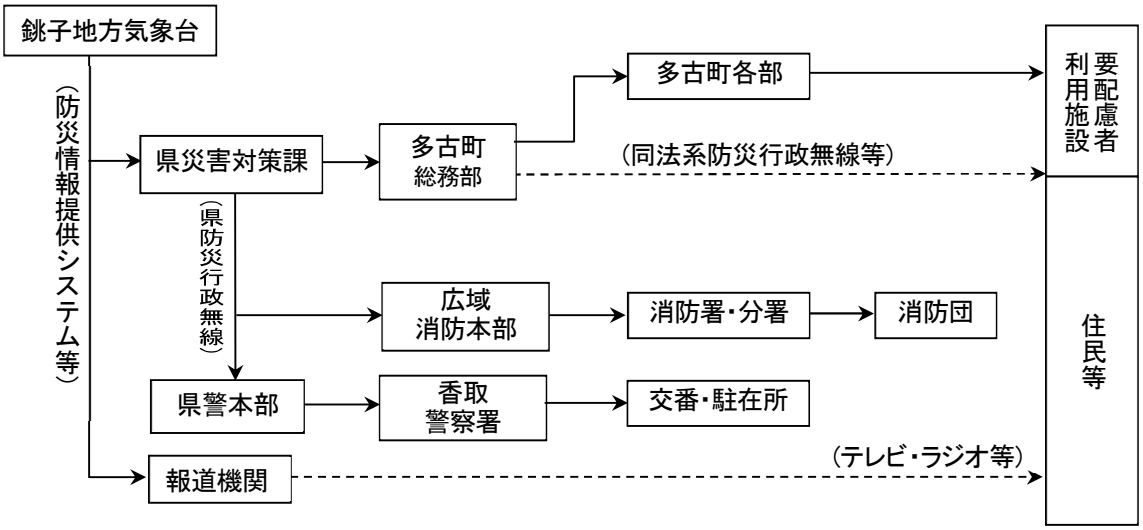

〈気象警報等の伝達系統〉

３．土砂災害警戒情報

県と気象台が共同で町に土砂災害警戒情報を発表した場合、町は避難情報の発令を判断し（第４節「第１　避難情報の発令」参照)、土砂災害警戒区域の住民及び要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。

４．特別警戒水位到達情報

県から水位周知河川である栗山川の特別警戒水位到達情報等が町に通知された場合、町は避難情報の発令を判断し（第４節「第１　避難情報の発令」参照)、洪水浸水想定区域の住民及び要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達する。

５．異常現象等の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町に通報する。通報を受けた町は、直ちに次の機関に通報する。

(1) 銚子地方気象台
(2) その災害に関係のある近隣市町
(3) 最寄りの県出先機関及び警察署

第２ 通信体制の確保

震災編 第３章　第３節「第２　通信体制の確保」に準ずる。

第３ 被害情報等の収集・報告

震災編 第３章　第３節「第３　被害情報等の収集・報告」に準ずる。

第４ 災害広報・報道対応

震災編 第３章　第３節「第４　災害広報・報道対応」に準ずる。

第５ 災害相談窓口の設置

震災編 第３章　第３節「第５　災害相談窓口の設置」に準ずる。

第６ 被災者台帳の作成

震災編 第３章　第３節「第６　被災者台帳の作成」に準ずる。

第４節 風水害等避難

項　　目	担　　当
第１　避難指示等の発令	総務部、消防本部、消防団、県、警察署、自衛隊
第２　避難誘導等	総務部、消防団、警察署、自主防災組織
第３　避難所の開設・運営	教育部
第４　安否照会への対応	住民部

第１ 避難情報の発令

１．避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

町長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難を指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保を指示する。

また、避難指示等に先立ち、住民の立ち退き避難の準備と要配慮者等の立ち退き避難の開始を促すため「高齢者等避難」を発令する。

なお、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは緊急安全確保を指示することができる。

その他、知事、警察官、自衛官等は、災害対策基本法等の規定に基づき、災害から人命等を保護する必要がある場合は当該地域の住民等に対して避難指示等を発令する。

〈避難情報の発令権者及び要件〉

区分	実施者	要件等	根拠法令
高齢者等避難	町長	警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られるよう必要な情報を提供するとき	災害対策基本法第 56 条第１項
避難指示	町長	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があるとき	災害対策基本法第 60 条第１項
	知事	町が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 60 条第６項
	警察官	町長が指示することができないとき又は町長から要求があったとき	災害対策基本法第 61 条第１項
		人命又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災などで、特に急を要するとき	警察官職務執行法第４条
	災害派遣を命じられた自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法第 94 条第１項
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第 25 条
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条

区分	実施者	要件等	根拠法令
緊急安全確保	町長	立退き避難を行うことがかえって人命又は身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急を要すると認められるとき	災害対策基本法第 60 条第３項
	知事	災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第 60 条第６項
	警察官	町長が指示することができないとき又は町長から要求があったとき	災害対策基本法第 61 条第１項

〈避難情報の種類と住民等の行動〉

［警戒レベル］避難情報等	居住者等がとるべき行動等
［レベル３］高齢者等避難	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者※等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、又は避難の準備をするなど自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
［レベル４］避難指示	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（「立退き避難」又は「屋内安全確保」）する。
［レベル５］緊急安全確保	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

（注）「立退き避難」とは災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等にいては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

「屋内安全確保」とは災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

(2) 洪水・土砂災害に対する避難情報の発令

本部長は、洪水による氾濫、土砂災害に対し、防災気象情報、気象台や県からの助言、現場の巡視報告、住民からの通報等を考慮し、総合的かつ迅速に避難情報の発令を行う。

発令基準は次のとおりとし、５段階の警戒レベルに対応した情報発信を行う。

なお、避難対象は、洪水については想定浸水深が 0.5m 以上の洪水浸水想定区域、土砂災害については土砂災害警戒区域とする。

その他、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」により、避難情報の発令、住民等への伝達を行う。

〈避難情報の種類及び発令基準〉

種類	災害事象	発令基準の目安
高齢者等避難［警戒レベル３］	土砂災害	○大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂キキクルが「警戒」になった場合 ○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の雨量基準値に達することが想定される場合（町内には該当なし） ○大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
	洪水浸水	○河川水位が氾濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき ○洪水キキクルが「警戒」のとき ○堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示［警戒レベル４］	土砂災害	○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○土砂キキクルが「危険」となった場合 ○避難指示の発令が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合 ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合
	洪水浸水	○河川水位が氾濫危険水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき ○洪水キキクルが「危険」のとき ○堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
緊急安全確保［警戒レベル５］	土砂災害	○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ○土砂キキクルが「災害切迫」となったとき ○土砂災害の発生が確認された場合
	洪水浸水	○河川水位が堤防高に達したとき ○洪水キキクルが「災害切迫」になったとき ○堤防に異常な漏水・侵食の進行、亀裂・すべりの発生等が確認された場合 ○樋門等の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ○堤防の決壊、氾濫が確認されたとき

２．警戒区域の設定

震災編 第３章　第４節　第１「２．警戒区域の設定」に準ずる。

３．避難指示等の解除

震災編 第３章　第４節　第１「３．避難指示等の解除」に準ずる。

４．情報共有

震災編 第３章　第４節　第１「４．情報共有」に準ずる。

５．複合災害対策

洪水、土砂災害などの同時発生が予想される場合には、それらすべての災害危険区域を避難対象地区とし、すべての災害事象に対応する指定緊急避難場所へ避難するよう住民等に周知する。

６．広域避難

震災編 第３章　第４節　第１「６．広域避難」に準ずる。

第２ 避難誘導等

震災編 第３章　第４節「第２　避難誘導等」に準ずる。

第３ 避難所の開設・運営

震災編 第３章　第４節「第３　避難所の開設・運営」に準ずる。

第４ 安否照会への対応

震災編 第３章　第４節「第４　安否照会への対応」に準ずる。

第５節 要配慮者等の支援

震災編 第３章「第５節　要配慮者等の支援」に準ずる。

第６節 消防・水防・医療対策

項　　目	担　　当
第１　消防・救助・救急活動	消防本部、消防団、警察署
第２　水防活動	総務部、都市整備部、消防団、消防本部
第３　危険物等の対策	消防本部、県
第４　医療救護活動	保健福祉部、病院部、消防本部、香取保健所（香取健康福祉センター）、香取郡市医師会、香取匝瑳歯科医師会、旭匝瑳薬剤師会
第５　地域医療の支援	保健福祉部、病院部、香取保健所（香取健康福祉センター）

第１ 消防・救助・救急活動

震災編 第３章　第６節「第１　消防活動」及び「第２　救助・救急活動」に準ずる。

第２ 水防活動

本町は水防法に基づく指定水防管理団体ではなく、また、町内には水防警報河川がないことから、水防計画の策定、水防本部の設置等は行わない。しかし、町内には、重要水防箇所が栗山川と借当川に各１箇所ある※ことから、千葉県水防計画に準じて次の水防活動を実施する。

※千葉県水防計画（令和６年度）による。

１．水防体制

町は、県水防本部の配備体制に準じ、次の基準により水防体制を確立する。

配備種別	配備基準	配備する課
水防準備体制	① 大雨、洪水注意報が発表され、町長が必要と認めたとき。 ② 土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき。	総　務　課（２名） 都市整備課（２名）
水防注意体制	① 大雨、洪水警報が発表され、町長が必要と認めたとき。 ② 深夜から明け方に大雨、洪水警報の発表が予想され、町長が必要と認めたとき。	総　務　課（５名） 都市整備課（４名） 空港まちづくり課（２名）
水防警戒体制	① 大雨、洪水警報が発表され、町長が必要と認めたとき。 ② 水位周知河川（栗山川）において、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。（自動配備） ③ 土砂災害警戒情報が発表されるとき。（自動配備）	総　務　課（５名） 都市整備課（４名） 空港まちづくり課（２名）
水防非常第１体制	① 気象特別警報（大雨）が発表されたとき。（自動配備） ② 台風等で広範囲にわたり相当な被害が発生する恐れがあり、また、一部に相当な被害が発生し、町長が指示したとき。 ③ 災害対策本部を設置し、本部第１配備体制をとるとき。	総　務　課（全員） 都市整備課（全員） 空港まちづくり課（全員）
水防非常第２体制	① 台風等で町全域にわたり甚大な被害が発生する恐れがあり、また、一部に甚大な被害が発生し、町長が指示したとき。 ② 災害対策本部を設置し、本部第２配備体制をとるとき。	総　務　課（全員） 都市整備課（全員） 空港まちづくり課（全員）

２．水防団（消防団）の配備

町長（本部長）は、次の状況に該当する場合、水防団（消防団）を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(1) 出動準備

ア　河川の水位が通報水位（水防団待機水位）に達してさらに上昇するおそれがあり、出動の必要が予測されるとき。

イ　上記のほか、町長が水防上必要があると認めたとき。

(2) 出動

ア　河川の水位が警戒水位（はん濫注意水位）に達したとき。

イ　上記のほか、町長が水防上必要があると認めたとき。

３．水防配備の解除

町長（本部長）は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。なお、配備を解除したときは現地指導班（成田土木事務所）を通じて県水防指令班（河川環境課）に報告する。

４．情報の収集・伝達

(1) 警報、雨量・水位等

気象等予警報、洪水予報、水防警報を受信・伝達するほか、県水防情報システム等で雨量、河川水位等の観測値を監視する。また、状況に応じて関係機関に情報提供を行う。

(2) 決壊時の通報

水防法第 25 条に基づき、堤防その他の施設が決壊したとき（地震による場合も含む。）は、水防管理者（町長）は、直ちにこれを関係者（当該施設の管理者及び現地指導班（成田土木事務所））に通報する。

５．河川のはん濫・浸水被害等の拡大防止

(1) 警戒巡視

重要水防区域、二次災害につながるおそれのある堤防等の巡視、警戒を行い、浸水、はん濫の危険性の把握に努める。特に、集中豪雨等による急激な出水・増水の際には迅速に対処するとともに、避難指示の的確な実施に努める。

(2) 河川等施設の被害拡大防止措置（応急復旧措置）

ア　河川施設の損壊等による浸水防止	出水等による浸水被害が生じたり、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。
イ　堤防の決壊等による出水防止措置	堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。
ウ　河川施設の応急復旧	そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある堤防施設については、関係業者等を手配するなど早期に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。
エ　その他の水防活動の実施	・出動、監視、警戒及び水防作業 ・通信連絡及び輸送 ・避難のための立ち退き

６．応援・協力要請

(1) 他の水防管理者等への応援要請

水防法第 23 条に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）は他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。

(2) 警察官の出動要請

水防法第 22 条に基づき、水防管理者は水防のため水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立退きのための誘導及び緊急輸送等の必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

７．水防報告

(1) 緊急報告

次の状況に該当するときは、水防管理者（町長）は現地指導班長（成田土木事務所長）に緊急報告を行う。

ア　消防機関等を出動させたとき。
イ　他の水防管理者に応援を要求したとき。
ウ　堤防が決壊、はん濫したとき。
エ　その他必要と認める事態が生じたとき。

(2) 水防顛末報告

町は、水防活動が終結したときは遅滞なく次の事項をとりまとめ、水防活動実施状況報告書の様式により現地指導班長（成田土木事務所長）に報告する。

ア　降雨及び水位記録
イ　出動及び水防解除の時刻
ウ　消防機関等に属する者の出動の時刻及び人員
エ　水防作業の状況
オ　堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその結果
カ　使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
キ　水防法第 28 条による収用又は使用機具、資材の種類、員数及び使用場所
ク　障害物を処分した数量及びその理由並びに除去の場所
ケ　土地を一部使用したときは、その箇所及び所有者名とその事由
コ　他の水防管理者又は消防長に対して応援を求めたときはその状況
サ　居住者出動の状況
シ　警察官の出動状況
ス　現地指導班の出動人員名簿
セ　立退きの状況及びそれを指示した事由
ソ　水防関係者の死傷
タ　殊勲者及びその功績
チ　雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
ツ　堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況
テ　千葉県建設業協会及び電業協会の協力要請状況
ト　その他必要となる事項

第３ 危険物等の対策

震災編 第３章　第６節「第４　危険物等の対策」に準ずる。

第４ 医療救護活動

震災編 第３章　第６節「第５　医療救護活動」に準ずる。

第５ 地域医療の支援

震災編 第３章　第６節「第６　地域医療の支援」に準ずる。

第７節 災害警備計画

項　　目	担　　当
第１　災害警備	警察署
第２　道路の警戒	都市整備部、警察署、成田土木事務所
第３　緊急通行路線の確保	都市整備部、警察署、成田土木事務所
第４　緊急輸送	財政部

第１ 災害警備

警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

〈警察の警備活動〉

①　要員の招集及び参集	②　気象情報及び災害情報の収集及び伝達
③　装備資機材の運用	④　通信の確保
⑤　救出及び救護	⑥　避難誘導及び避難地区の警戒
⑦　警戒線の設定	⑧　災害の拡大防止と二次災害の防止
⑨　報道発表	⑩　行方不明者の捜索及び迷子等の保護
⑪　死傷者の身元確認、遺体の収容	
⑫　交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）	
⑬　地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）	
⑭　協定に基づく関係機関への協力要請	⑮　その他必要な応急措置

第２ 道路の警戒

１．大雨・洪水時の警戒

各道路管理者（都市整備部、成田土木事務所）及び警察署は、風水害の警戒段階から管理する道路の巡視、点検を行うとともに、相互に連携して被災状況や交通規制等の状況を共有する。

特に、避難情報が発令された場合は、避難対象地区の道路の浸水、倒木等の被害状況を確認し、危険な状況等を確認した場合は速やかに町本部に伝達する。

２．降雪時の警戒

各道路管理者は道路の積雪状況を巡視し、幹線道路、積雪状況、交通量等を考慮して除雪路線や優先区間等を検討し、相互に連携して除雪を行う。

また、積雪状況や路面状況等を考慮し、凍結防止剤、融雪剤等を散布し、状況に応じて交通規制を実施し、交通の安全を確保する。

第３ 緊急通行路線の確保

震災編 第３章　第７節「第２　緊急通行路線の確保」に準ずる。

第４ 緊急輸送

震災編 第３章　第７節「第３　緊急輸送」に準ずる。

第８節 水・食料・生活物資等対策

震災編 第３章「第８節 水・食料・生活物資等対策」に準ずる。

第９節 応援等の要請・受入

震災編 第３章「第９節 応援等の要請・受入」に準ずる。

第１０節　応急教育・応急保育等

震災編 第３章「第１０節　応急教育・応急保育等」に準ずる。

第１１節 帰宅困難者等対策

震災編 第３章「第１１節　帰宅困難者等対策」に準ずる。

第１２節 保健活動・防疫計画

項　　目	担　　当
第１　保健衛生・防疫	保健福祉部、生活環境部、香取保健所（香取健康福祉センター）
第２　死体の捜索・処理等	住民部、消防団、消防本部、警察署
第３　動物対策	生活環境部、香取保健所（香取健康福祉センター）
第４　災害廃棄物処理	生活環境部
第５　道路・河川の障害物除去	都市整備部、成田土木事務所
第６　環境汚染等対策	生活環境部

第１　保健衛生・防疫

震災編 第３章　第１２節「第１　保健衛生・防疫」に準ずる。
また、風水害においては、町は浸水被害を受けた家屋の消毒を行い、感染症を防止する。

第２　死体の捜索・処理等

震災編 第３章　第１２節「第２　死体の捜索・処理等」に準ずる。

第３　動物対策

震災編 第３章　第１２節「第３　動物対策」に準ずる。

第４ 災害廃棄物処理

震災編 第３章　第１２節「第４　災害廃棄物処理」に準ずる。

第５　道路・河川の障害物除去

震災編 第３章　第１２節「第５　道路・河川の障害物除去」に準ずる。

第６　環境汚染等対策

震災編 第３章　第１２節「第６　環境汚染等対策」に準ずる。

第１３節 住宅等応急対策

震災編 第３章「第１３節　住宅等応急対策」に準ずる。

第１４節 ライフライン施設等応急対策

震災編 第３章「第１４節　ライフライン施設等応急対策」に準ずる。

第１５節 災害ボランティア対応

震災編 第３章「第１５節 災害ボランティア対応」に準ずる。

第４章 災害復旧・復興

第１節 被災者の生活再建支援

震災編 第４章「第１節　被災者の生活再建支援」に準ずる。

第２節 災害復旧

震災編 第４章「第２節　災害復旧」に準ずる。

第３節 災害復興計画

震災編 第４章「第３節　災害復興」に準ずる。

大規模事故編

第１章 総　論

第１節 計画の目的等

第１ 計画の目的

近年の社会基盤の整備や産業の高度化等により、自然災害だけでなく、社会的な原因による事故災害が発生した場合、住民の生活に多大な影響を及ぼす危険性がある。

多古町及び周辺では、大規模火災、林野火災、危険物や放射性物質の事故や道路での大規模事故、上空での航空機事故などが発生する可能性があり、災害対策が求められる。

本計画は、これらの大規模事故災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的にそれぞれの事故災害に対応した基本方針、予防計画、応急対策計画について定めたものである。

なお、この計画に定められていないものについては、震災編に準ずるものとする。

第２ 計画の対象

本計画の対象は、災害対策基本法第２条及び同施行令第１条で定める災害のうち、社会的原因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与える以下の災害である。

〈対象とする事故災害〉

(1) 大規模火災	(2) 林野火災
(3) 危険物等災害	(4) 航空機災害
(5) 道路災害	(6) 放射性物質事故

第３ 計画の修正等

総則編　第１節「第３　計画の修正等」に準ずる。

第４ 他の計画との関係

総則編　第１節「第４　他の計画との関係」に準ずる。

第５ 計画の基本的考え方

総則編「第２節　計画の基本的考え方」に準ずる。

第２節 大規模事故への体制

大規模事故災害への対応は、原則として、第１に事故の原因者、第２に消防及び警察が当たるが、事故による被害が甚大な場合、周辺住民等に影響を及ぼすおそれがある場合は、町及び防災関係機関が協力して必要な対応を行う。

なお、各防災関係機関の所掌業務は、総則編「第３節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第１ 町の活動体制

１．事故対策本部設置前の体制

町長は、事故災害による被害が発生し、又は発生が予想され、必要と認めるときは、情報収集体制又は災害警戒体制をとり、必要な職員を配備する。

なお、職員の動員、警戒活動は、震災編に準ずる。

【震災編　第３章 第１節「第１　町職員の非常配備」参照】

２．事故対策本部の設置

町長は、事故災害により重大な被害が発生し、必要と認めるときは、事故災害対策本部を設置し、必要な職員を配備する。

なお、事故災害対策本部の組織及び運営並びに配備体制は、災害対策本部に準ずる。

【震災編　第３章 第１節「第２　町災害対策本部の設置」参照】

３．現地調整所の設置

災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認める場合、町及び消防本部は県と連携して現地調整所を速やかに設置する。

４．情報収集・報告

町及び消防本部は、災害の発生状況、人的被害状況等を収集し、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県に報告できない場合、又は次の基準に該当する災害又は事故が発生した場合は、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁へも報告する（覚知後 30 分以内）。

〈消防庁への報告要領〉

(1) 消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）が発生した場合は、県に加えて消防庁にも報告
(2) 通信の途絶等により県に報告できない場合は、一時的に報告先を消防庁へ変更
(3) 119番通報の殺到状況時には、その状況を消防庁及び県に報告

〈火災・災害等即報要領の直接即報基準〉

火災等直接即報	建　物　火　災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交通機関の火災	(1) 航空機火災 (2) タンカー火災 (3) 社会的影響度が高い船舶火災 (4) トンネル内車両火災 (5) 列車火災
	危険物等に係る事故	(1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの (2) 負傷者が５名以上発生したもの (3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの (4) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの ア　海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ　500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等 (5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏洩で、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	(1) 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏洩 (2) 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 (3) 基準以上の放射線が検出される等の通報が市町村長にあったもの (4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏洩があったもの
	その他特定の事故	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
救急・救助事故		死者、負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 (2) バスの転落等による救急・救助事故 (3) ハイジャックによる救急・救助事故 (4) 不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

第２ 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、震災編に定めるところによる。

なお、大規模事故時は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第１条第１項第１号から第３号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第４号）に適用される。

第２章 大規模事故対策計画

第１節 大規模火災対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	総務課、消防本部、生涯学習課、空港まちづくり課
第２　応急対策計画	総務部、企画部、住民部、都市整備部、消防団、消防本部、警察署、成田土木事務所

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第１ 予防計画

１．出火防止、初期消火の普及

震災編 第２章　第２節「第１　地震火災の防止」に準ずる。

２．不燃化の促進

震災編 第２章　第２節「第２　不燃化の促進」に準ずる。

３．防災空間の整備・拡大

震災編 第２章　第２節「第３　防災空間の整備・拡大」に準ずる。

４．大規模建築物等の防火促進

(1) 多数の者を収容する建築物

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

ア　自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施

イ　消火、通報、避難等の訓練の実施

ウ　建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施

エ　収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施

オ　従業員等に対する防災教育の実施

(2) 大規模建築物の防火対策

消防本部は、大規模建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記「多数の者を収容する建築物」の防火対策に加え下記事項について指導する。

ア　消防防災システムのインテリジェント化の推進

①　高水準消防防災設備の整備

②　複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備

③　防災センターの整備

イ　自衛消防業務に従事する職員に対する指導

５．文化財の防火対策

町は、文化財の所有者又は管理者に対して以下の事項を指導する。

なお、防火施設の整備に当たっては、重要文化財（建造物）については「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針（文化庁、令和３年 12 月）に基づいて行い、それ以外の指定・登録文化財（建造物）についても本指針を勘案して行う。

(1) 消防設備の設置・整備

ア　消火器、屋内・外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、ドレンチャー設備等を設置する。

イ　自動火災報知設備、漏電火災警報器等を設置する。

(2) 防火管理

ア　定期的な巡視と監視を実施する。

イ　危険箇所について消防機関から指導を受ける。

ウ　消防法等に基づき防火管理者を定め、防火管理計画、消防訓練等の具体的な消防計画を作成し指導する。

エ　毎年１月 26 日を文化財防火デーとして文化財建造物の消火訓練を実施する。

６．消防体制・施設の整備

震災編 第２章　第３節「第１　消防体制・施設の強化」に準ずる。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

町及び消防本部は、火災の状況に応じた職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとり、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

２．情報収集・伝達体制

町及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。また、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

３．消防活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

４．救急救助

消防本部は、火災現場の救助活動を行い、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。

５．交通対策

警察署は各道路管理者と連携し、火災現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制を適切に実施する。

６．避難

火災の拡大等により危険が予想される地区に対し、町は必要に応じて避難指示の発令又は警戒区域の設定を行い、消防本部は必要に応じて警戒区域の設定を行う。

警察署、消防団は、避難指示等の伝達、避難誘導に協力する。

７．広報活動

町は、火災の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、すぐメール等により広報する。

８．遺体の収容

町は、警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体を収容する。

第２節 林野火災対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	総務課、産業経済課、学校教育課、消防本部、県、森林組合
第２　応急対策計画	総務部、企画部、消防団、消防本部、警察署

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがある。そこで、林野火災に対する対策について定める。

第１ 予防計画

１．広報宣伝

消防本部及び町は、次の方法により林野火災の予防に関する広報を行う。

ア　広報紙、同報系防災行政無線、すぐメール、回覧板等の各種広報などによる住民への注意

イ　学校教育における児童・生徒への指導

ウ　山火事予防運動の実施

２．法令による規制

町及び消防本部は、次の法令による規制を行い、林野火災を防止する。

(1) 火災警報の発令による火の使用制限（消防法第 22 条第 4 項）

なお、消防法第 22　条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台長が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて町、消防本部に火災気象通報を伝達したときは、火災警報の発令を判断する。

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第 23 条）

(3) 火入れの許可制の励行（森林法第 21、22 条）

３．予防施設の設置

町、森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用吸いがら入れの保持の徹底を図る。

４．消火施設の設置

町及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

県は、初期消火のための簡易消火用具を県の管理施設等に配置する。

５．林野等の整備

町は、火災の危険性が高い林野等の林道の整備と維持管理、既設の防火線の効果維持のため下刈り等を行う。

６．林野火災特別地域対策事業

町は、林野火災特別地域に指定された場合、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

町は、林野火災の状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携をとる。

２．情報収集・伝達体制

町は、林野火災の発生状況、延焼状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

３．消防活動

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、水利台帳等を参考に最寄りの水源からの送水ルートを確保するほか、利用可能な自然水利を活用する。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、ヘリコプターによる空中消火の支援や延焼阻止線を設定するなど火災の拡大防止措置に努める。空中消火は、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材等を用い、また、自衛隊航空機等による支援を得て行う。

４．救急救助

消防本部は、火災現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。また、孤立した者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を県に要請する。

５．立入規制

警察署は、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

６．避難

町は、火災が拡大し危険な区域に対して避難指示を行い、安全な地域に避難所等を開設する。

消防団等は、避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

また、警察署は、避難指示及び避難誘導について協力する。

７．広報活動

町は、火災発生状況や地域への影響等について、同報系防災行政無線、すぐメール等により広報する。

第３節 危険物等災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	消防本部、県、香取保健所（香取健康福祉センター）、危険物等取扱事業者
第２　応急対策計画	総務部、企画部、生活環境部、都市整備部、消防団、消防本部、警察署、香取保健所（香取健康福祉センター）、成田土木事務所

本節では、石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、「第５節　道路災害対策計画」の定めるところによる。

また、危険物等とは次のものをいう。

〈危険物等の種類〉

(1) 危険物：消防法第２条第７項に規定されているもの
　（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など
(2) 火薬類：火薬類取締法第２条に規定されているもの
　（例）火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など
(3) 高圧ガス：高圧ガス保安法第２条に規定されているもの
　（例）液化石油ガス（ＬＰＧ）、アセチレン、アンモニアなど
(4) 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法第２条に規定されているもの
　（例）毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など
(5) 指定可燃物：危険物の規制に関する政令第１条の１２に規定されているもの
　（例）紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類（タイヤ等）、再生資源燃料など

第１ 予防計画

１．危険物事故対策

(1) 消防の対策

消防本部は、消防法に基づく危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転などの規制措置をとる。

また、危険物施設の現状把握及び的確な防災計画の策定、事業所等への監督指導の強化、事業所ごとの火災防災計画の作成及び隣接防災消防体制の強化、危険物関係職員等に対する防災教育等を推進する。

(2) 事業所等の対策

危険物事業所は、消防法等を遵守して危険物の災害予防措置に万全を期する。また、危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所は、その規模に応じて危険物保安監督者、危険物保安統括管理者及び危険物施設保安員を選任し、保安管理を徹底する。

また、自主的保安体制の確立、従業員教育、事業所相互の協力体制の確保を推進するほか、大規模な危険物施設を有する事業所等は、周辺住民の安全を確保するための防火壁等の設置を検討する。

２．高圧ガス事故対策

(1) 県及び消防の対策

県及び消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。また、保有する防災資機材の報告を求め、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。その他、事業所等に対する保安教育、定期的な防災訓練に努める。

(2) 事業所の対策

高圧ガス事業所は、防災組織、通報体制、緊急動員体制、相互応援体制を確立し、また、防災資機材を整備し、従業員等の保全教育や防災訓練を推進する。

３．火薬類事故対策

(1) 県及び関係団体の対策

県及び火薬類関係団体は、火薬類関係施設の事業者に対して火薬類の取り扱いに関する防災知識の啓発等を行う。

(2) 事業所の対策

火薬類関係施設事業所は、警戒体制や防災体制を整備し、また、防災組織、通報体制、緊急動員体制及び相互応援体制を確立し、従業員の安全教育や防災訓練を推進する。

４．毒物劇物事故対策

(1) 県の対策

県（香取保健所（香取健康福祉センター））は、毒物劇物の製造業者及び輸入業者、届出が必要な業務上取扱者等に立入検査し、法令厳守や事故の未然防止措置や事故時の適切な対応について指導する。

(2) 事業所の対策

毒物劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、届出が必要な業務上取扱者等は、取扱責任者の設置、管理体制の整備、施設の保守点検、作業員の教育訓練等を実施し、危害防止を図る。

第２ 応急対策計画

１．緊急通報

発災した場合、危険物等取扱事業者はあらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

２．応急活動体制

町及び消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。また、関係機関と密接な連携を図る。

３．情報収集・伝達体制

町及び消防本部は、被災現地への職員派遣等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

４．消防活動

消防本部及び消防団は速やかに事故の状況を把握し、迅速に危険物等火災の性状に応じた消防活動を行うとともに、延焼や汚染の拡大防止に努める。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防組織に消防活動の応援や防災資機材の調

達について協力を要請する。

５．救急救助

消防本部及び消防団は、事故現場の救助活動を行うとともに、負傷者等を医療機関に搬送する。また、必要に応じて警察署等に協力を要請する。

６．交通対策

警察署は道路管理者と連携し、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。

７．避難

火災の拡大、有毒物質の拡散等により危険が予想される地区に対し、町は必要に応じて避難指示の発令又は警戒区域の設定を行い、消防本部は必要に応じて警戒区域の設定を行う。

警察署、消防団は、避難指示等の伝達、避難誘導に協力する。

８．広報

町は、事故の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、すぐメール等により広報する。

９．水道汚染対策

香取保健所（香取健康福祉センター）は、毒物劇物等が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合、町に通報する。また、町は、汚染防止対策等を講じる。

１０．その他の対策

事故が発生した事業所は、状況に応じて次の対策を講じる。

(1) 危険物を取り扱う事業所

各種防災設備を有効活用した迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとるほか、従業員等の安全を確保する。

(2) 高圧ガスを取り扱う事業所

高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講じ、防災資機材が不足する場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

また、可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

(3) 火薬類を取り扱う事業所

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(4) 毒物劇物製造者及び輸入業者等

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合、香取保健所（香取健康福祉センター）、警察署、消防本部に通報するとともに、自ら定める災害防止規定等に基づき、漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

第４節 航空機災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	総務課、空港まちづくり課、消防本部
第２　応急対策計画	総務部、企画部、住民部、生活環境部、都市整備部、消防団、消防本部、警察署

成田国際空港及びその周辺地域（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図る対策を定める。

〈成田国際空港消防相互応援協定団体〉

山武郡市広域行政組合（芝山町、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町）、成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）、成田国際空港株式会社

第１ 予防計画

１　組織の整備

成田国際空港航空災害対策協議会（平成 30 年 7 月設立）の構成機関は、成田国際空港及び空港周辺での航空機事故に起因する緊急事態に対し迅速かつ適切に活動するため、関係機関相互の連携及び協力体制を確立する。

〈成田国際空港航空災害対策協議会の構成機関〉

千葉県、成田市、芝山町、多古町、富里市、山武市、横芝光町、栄町、香取市、酒々井町、八街市、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港(株)、東京税関成田税関支署、東京出入国在留管理局成田空港支局、成田空港検疫所、千葉県警察本部、成田国際空港警備隊、成田国際空港警察署、成田警察署、香取警察署、山武警察署、成田市消防本部、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部、山武郡市広域行政組合消防本部、富里市消防本部、匝瑳市横芝光町消防組合消防本部、香取広域市町村圏事務組合消防本部、栄町消防本部、成田国際空港消防連絡協議会、日本赤十字社千葉県支部、成田赤十字病院、日本医科大学千葉北総病院、三郡医師会航空機対策協議会、三郡市歯科医師会航空機災害対策協議会、国際医療福祉大学成田病院、空港内医療機関、印旛郡市薬剤師会、千葉県柔道整復師会、東日本電信電話(株)千葉事業部、東京電力パワーグリッド(株)成田支社、(株)ドコモＣＳ千葉支店、成田国際空港航空会社運営協議会（ＡＯＣ）、(株)ＮＡＡファシリティーズ、(株)成田エアポートテクノ、国際空港上屋(株)、東京空港交通(株)、成田空港交通(株)、成田空港給油施設(株)、日本空港給油(株)、陸上自衛隊第１空挺団

２　情報収集・伝達体制の整備

町は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集、連絡体制を整備する。

３　協力、応援体制の整備

関係機関は相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

４　消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄

関係機関は発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

５　防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努める。

第２ 応急対策計画

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

また、災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港(株)、県、関係市町村等の機関（以下「防災関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図る。

１．応急活動体制

町は、事故の状況に応じ、職員の非常参集、災害警戒体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。なお、町における配備基準は、第１章 第２節 第１の「１．事故対策本部設置前の体制」及び「２．事故対策本部の設置」のとおりとする。

２．情報の収集

初動体制を早期に確立するため、消防本部、町及び関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

(1) 成田国際空港区域内の場合

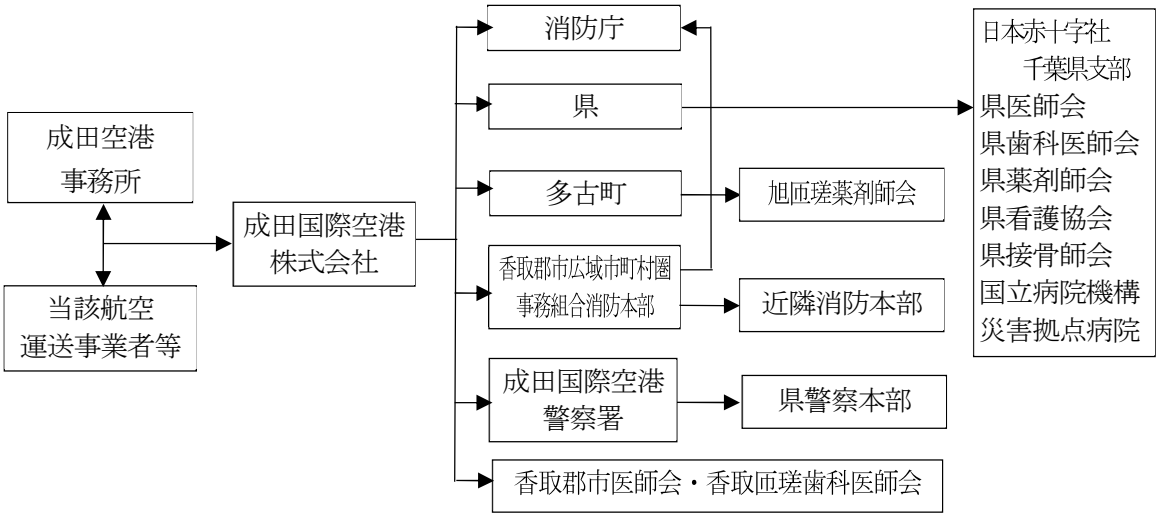

(2) 成田国際空港区域周辺の場合

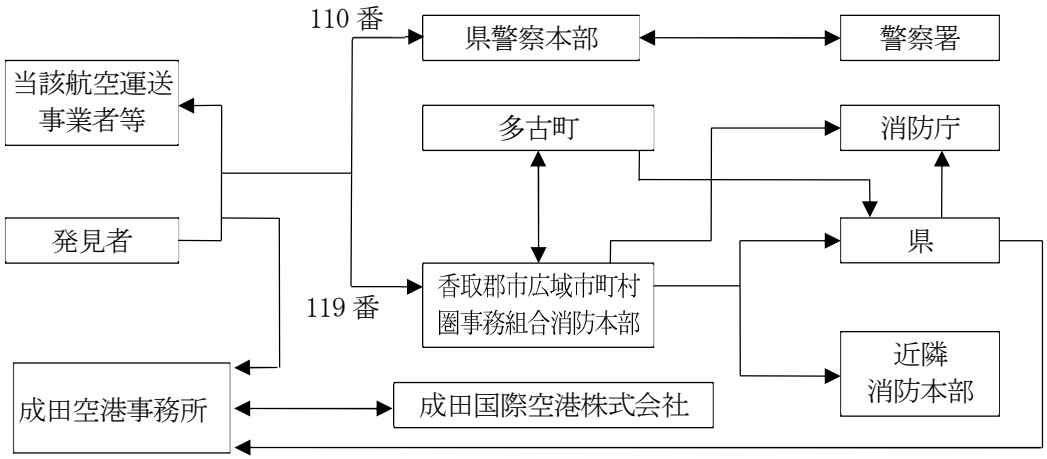

(3) その他の地域の場合

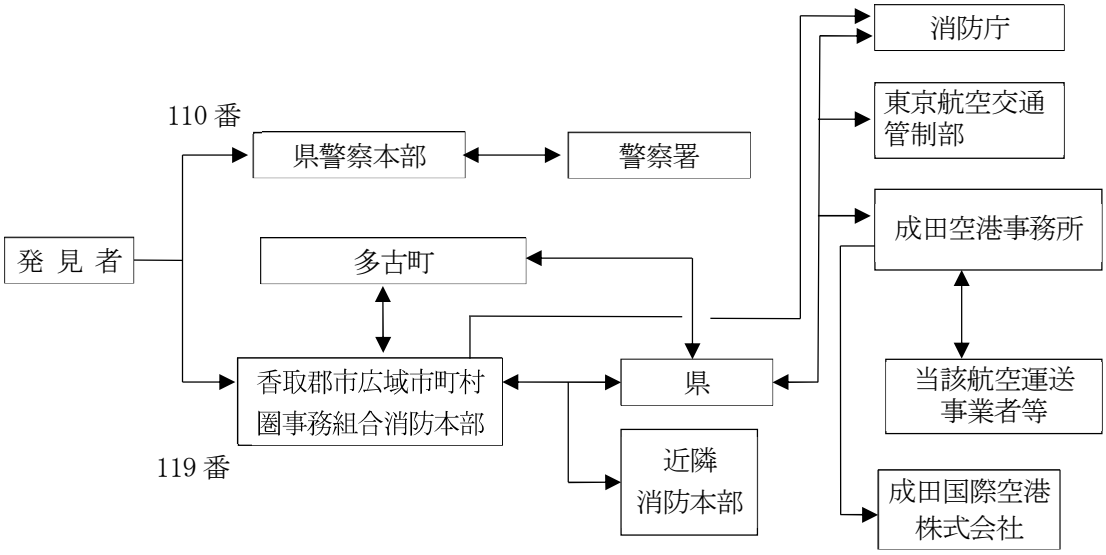

〈収集すべき情報〉

事故航空機に関する情報	ア　事故航空機の便名・発着地・機種等 イ　乗客及び乗務員の住所・氏名等
被害情報	ウ　事故機の状態・２次被害の可能性等 エ　被災者の有無・人数・程度・対応状況等
応急対策の実施状況	オ　町・関係機関等の活動状況 カ　避難に関する情報
被災者に関する情報	キ　負傷者の受入れ医療機関名・人数・受入状況 ク　遺体仮安置状況
成田国際空港・ライフライン等の復旧に関する情報	ケ　成田国際空港の運航再開の見込み コ　被災地における上下水道・ガス・電気・道路等の被害状況・復旧の見込み

３．応急対策

関係機関は、航空機事故が発生した場合、次の対応をとる。

(1) 消防活動

〈実施機関〉

災害発生地域	実施機関	協力機関
空　港　内	成田国際空港㈱、芝山町、成田市、山武郡市広域行政組合消防本部、成田市消防本部	周辺の市町村消防機関、県警察
空港周辺	多古町、香取郡市広域市町村圏事務組合消防本部	周辺の市町村消防機関、成田国際空港㈱、県警察
その他の地域		近隣市町村消防機関、県警察

ア　消防本部は、航空機災害に係る火災が発生した場合、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。

イ　航空機災害に係る火災が発生した場合、町長及び消防本部は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消火活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。

ウ　災害の規模等が大きく、消防本部限りでは対処できないと思われる場合は、周辺の消防機関等に応援を求める。

(2) 救出救護活動

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容を行う場合は、次により実施する。

〈実施機関〉

災害発生地域	実施機関	協力機関
空　港　内	成田国際空港㈱、当該航空運送事業者、芝山町、成田市、山武郡市広域行政組合消防本部、成田市消防本部、県警察、県	日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県柔道整復師会、国立病院機構、災害拠点病院、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会、印旛郡市医師会、印旛郡歯科医師会、成田市薬剤師会、公立病院、被災地の近隣市町村消防機関
空港周辺	当該航空運送事業者、多古町、香取郡市広域市町村圏事務組合消防本部、県警察、県	日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県柔道整復師会、国立病院機構、災害拠点病院、香取郡市医師会、香取匝瑳歯科医師会、旭匝瑳薬剤師会、公立病院、被災地の近隣市町村消防機関、成田国際空港㈱
その他の地域		成田国際空港㈱を除く上記の機関

ア　救出班の派遣

町及び消防本部は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

イ　救護所の開設

町は、災害現場に応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

(3) 搬送

消防本部が中心となって応急措置後の負傷者をあらかじめ指定された医療機関に搬送する。

(4) 死体の収容

成田国際空港区域内の場合は、当該航空運送事業者が成田国際空港(株)と協議の上、空港以外の場合には原則として町が、必要に応じて遺体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。

遺体の収容、埋葬に係る実施事項は、震災編 第３章 第１２節「第２　死体の捜索・処理等」に定めるとおりとする。

(5) 交通規制

香取警察署は、成田国際空港に通じる道路及び成田国際空港周辺道路または被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに住民に広報する。

(6) 広報

町は、災害応急対策実施の理解を求めるため、報道機関を通じ、または同報系防災行政無線、町ホームページ等により、住民、旅客、送迎者等に対して次のとおり広報を行う。

〈広報事項〉

ア　町及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
イ　避難の指示及び避難先の指示
ウ　住民等への協力依頼
エ　その他必要事項

(7) 防疫及び清掃

町は、遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携し、震災編 第３章 第１２節「第１　保健衛生・防疫」に定めるところにより、的確に応急対策を講ずる。

また、事故現場の清掃については震災編 第３章 第１２節「 第４　災害廃棄物処理」の定めるところにより、応急対策を行う。

４．応援体制

町は、防災関係機関と連携し、迅速に応援体制をとる。各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応することとする。

〈各機関の主な応援事項〉

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防機関、県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港株式会社	人員及び物資の派遣及び調達

第５節 道路災害対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	都市整備課、成田土木事務所、県トラック協会
第２　応急対策計画	総務部、企画部、住民部、都市整備部、消防団、消防本部、警察署、成田土木事務所、輸送事業者

多数の死傷者を伴う道路災害（トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等）に対し、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。

第１ 予防計画

１．危険箇所の把握・改修

道路管理者は、災害の発生するおそれのある箇所を把握し、改修工事等を順次行うとともに、異常気象時においては緊急パトロール等を実施し、監視体制を強化する。

また、被災した施設の早期復旧を図るため、応急復旧用資機材の保有に努める。

２．危険物等積載車の災害予防

県トラック協会は、危険物等を積載する輸送事業者に対して、法令の定めるところにより防除資機材を携帯するとともに、危険物の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するよう周知する。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

町及び消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

また、災害の状況により応援部隊を必要とする場合は、他市町村や県に要請する。

２．情報収集・伝達体制

町及び消防本部は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

３．消防活動

危険物等積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は消防隊に流出危険物等の名称及び事故の際に講ずべき措置を伝達する。また、道路管理者と協力して危険物の防除活動を実施する。

消防本部及び消防団は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

４．救急救助

消防本部及び消防団は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他の市町村に応援を要請する。

道路管理者は、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等を行う。

５．交通対策

警察署及び道路管理者は、事故現場周辺の交通安全及び緊急交通路の確保のため、交通規制や道路啓開を適切に実施する。

６．避難

町及び消防本部は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案して、被害が予想される範囲に立ち入り禁止区域を設定する。

また、町は、被害が予想される範囲の居住者等に避難指示を行う。

警察署、消防団は、避難指示等の伝達、避難誘導に協力する。

７．広報活動

町は、事故の状況や住民の防災行動等について、同報系防災行政無線、すぐメール等により広報する。

８．遺体の収容

町は警察署と調整して遺体の安置所、検案場所を確保し、遺体の収容を行う。

第６節 放射性物質事故対策計画

項　　目	担　　当
第１　予防計画	総務課、保健福祉課、生活環境課、消防本部
第２　応急対策計画	総務部、都市整備部、生活環境部、消防本部、香取保健所（香取健康福祉センター）、香取広域市町村圏事務組合
第３　復旧計画	総務部、企画部、住民部、保健福祉部、産業経済部、生活環境部

１．基本方針

県内には、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所がある。ただし、町内には医療機関等の放射性同位元素等使用事業所はない。

また、県内には、原子力災害対策指針（以下「対策指針」という。）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。さらに、核原料物質、核燃料物質若しくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素若しくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、県及び県内市町村は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。さらに、局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。

これらを受け、本計画に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定める。

〈用語の定義〉

核原料物質	原子力基本法第３条第３号に規定する核原料物質をいう。
核燃料物質	原子力基本法第３条第２号に規定する核燃料物質をいう。
放射性同位元素	放射性同位元素等の規制に関する法律第２条第２項に規定する放射性同位元素をいう。
原子力事業所	原災法第２条第４号に規定する工場又は事業所
核燃料物質使用事業所	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第５２条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
核原料物質使用事業所	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第５７条の８の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
放射性同位元素等使用事業所	放射性同位元素等の規制に関する法律第３条第１項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第第３条の２第１項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

放射性物質取扱事業所	原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

２．放射性物質事故の想定

本町への影響が想定される放射性物質事故としては、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所の事故について、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。なお、本町には放射性物質取扱事業所が所在しないこと、核燃料物質の陸上運搬が想定される高速自動車国道、主要幹線道路がないことから、放射性物質取扱事業所及び核燃料物質運搬車両の事故は想定しない。

第１ 予防計画

１．応急活動体制の整備

町及び消防本部は、職員の非常参集体制、防災関係機関との連携体制、広域応援体制を整備する。

また、消防本部は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等の整備に努める。

２．放射線モニタリング体制の整備

町は、緊急時における放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器及び検出器等を整備する。

３．退避誘導体制の整備

町は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平時から地域住民、自治会、自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

町は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努める。なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等についても十分配慮する。

４．防災教育・防災訓練の実施

町及び消防本部は、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するほか、住民に対しても放射性物質事故に関する知識の普及に努める。

また、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

第２ 応急対策計画

１．応急活動体制

町及び消防本部は、事故の状況に応じ、職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関と密接に連携する。

２．情報の収集・伝達体制

原災法第 15 条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、町は、県や国から情報収集を迅速に行う。

３．緊急時のモニタリング等活動

(1) 県の措置

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研

究開発法人量子科学技術研究開発機構の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握する。

モニタリング項目は次のとおりである。

①　大気汚染調査	②　水質調査
③　土壌調査	④　農林水産物への影響調査
⑤　食物の流通状況調査	⑥　市場流通食品等検査
⑦　肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査	⑧　廃棄物調査

(2) 町の措置

町及び香取広域市町村圏事務組合は、公共施設等の空間放射線量、水道水、廃棄物焼却灰等の放射性物質濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。

４．防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針の「ＯＩＬ（Operational Intervention Level）と防護措置について」に該当すると認める場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に連絡し、必要に応じて退避・避難を要請する。

町は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して屋内退避等の措置をとる。

５．飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等

県、町は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、法令に基づく食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

６．広報活動

町は、モニタリング結果等をホームページ、広報紙で提供するとともに、問い合わせ窓口を設置し、相談活動を行う。

７．医療対策

県は、香取保健所（香取健康福祉センター）に健康相談窓口を開設する。また、必要に応じて国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行う。

８．広域避難の受入れ

町は、他市町村や県から避難者の一時滞在の要請を受けた場合、当該避難者を受け入れ、公営住宅、民間賃貸住宅の借上げ等により一時滞在施設を確保する。

また、避難元の市町村等と連携して避難者への支援を行う。

（注）「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」により、茨城県内での原子力災害時には、多古町は茨城県大洗町の広域避難を受け入れる。

〈参考　ＯＩＬと防護措置について（原子力規制委員会「原子力災害対策指針」）〉

<table>
<tr><th></th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値※1</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="2">緊急防護措置</td><td>ＯＩＬ１</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td colspan="3">500μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）</td></tr>
<tr><td>ＯＩＬ４</td><td>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</td><td colspan="3">β線：40,000cpm※3
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）

β線：13,000cpm※4【１ヶ月後の値】
（皮膚から数 cm での検出器の計数率）</td><td>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</td></tr>
<tr><td>早期防護措置</td><td>ＯＩＬ２</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準</td><td colspan="3">20μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">飲食物摂取制限</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h※6
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ＯＩＬ６</td><td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種※7</td><td>飲料水・牛乳・乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td><td rowspan="5">１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000Bq/kg※8</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td></tr>
</table>

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算しておおむね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20ｃ㎡の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/ｃ㎡相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４　※３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６を参考として数値を設定する。

※８　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９　ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第３ 復旧計画

１．汚染された土壌等の除去等の措置

県及び町は、国の指示、法令等に基づき、それぞれが所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行う。

２．各種制限措置等の解除

県及び町等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

３．住民の健康管理

県及び町は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

４．風評被害対策

県は、国及び町等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

５．廃棄物等の適正な処理

県は、国及び町等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。

多古町地域防災計画

【資料編】

【資料編】目　次

1　総則 1
1-1 多古町防災会議条例 1
2　災害環境 2
2-1 土砂災害警戒区域一覧 2
2-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧 6
2-3 山地災害危険地区一覧 7
3　防災体制 9
3-1 多古町災害対策本部条例 9
3-2 多古町自主防災組織助成要綱 10
3-3 災害協定一覧 12
3-4 自衛隊の災害派遣要請の様式、活動拠点 15
4　情報・通信 17
4-1 多古町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例 17
4-2 多古町防災行政無線局管理運用規則 19
4-3 多古町防災行政無線(同報系)運用規程 22
4-4 多古町防災行政無線(移動系)運用規程 23
4-5 多古町防災行政無線戸別受信機管理規程 24
4-6 関係機関連絡先一覧 25
4-7 警報・注意報発表基準一覧 27
4-8 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋） 28
5　避難 37
5-1 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧 37
5-2 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧 39
6　交通・輸送 40
6-1 緊急輸送道路図及び対象路線区間一覧 40
6-2 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧 41
7　復旧・復興 42
7-1 多古町災害見舞金支給要綱 42
7-2 多古町被災者生活再建支援金支給要綱 43
7-3 多古町災害義援金配分委員会設置要綱 45
7-4 多古町宅地等災害対策工事補助金交付要綱 46
7-5 天災による被害農林業者に対する経営資金融通規則 49
7-6 多古町農業災害対策利子補給金交付要綱 50
7-7 多古町農業災害対策資金債務保証料補助金交付要綱 51
7-8 千葉県制度融資（セーフティネット資金）の概要 52
7-9 被災農林漁業者に関する災害向け資金の概要 53
8　その他 55
8-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 55

1　総則

1-1 多古町防災会議条例

(昭和37年9月28日条例第19号)
最終改正　平成24年9月24日条例第26号

(目的)
第1条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき多古町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
(所掌事務)
第2条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　多古町地域防災計画の作成及び実施を推進すること。
(2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
(4)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)
第3条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
2　会長は、町長をもって充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次に掲げる者をもって充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
(2)　千葉県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
(3)　千葉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
(4)　町長がその部内の職員のうちから指名する者
(5)　教育長
(6)　香取広域市町村圏事務組合消防本部消防長及び多古町消防団長
(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
(9)　その他町長が指定する者
6　前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号、第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ1人、5人、1人、7人、5人、2人及び3人とする。
7　第5項第7号、第8号及び9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。
(議事等)
第4条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則
この条例は、昭和37年10月1日から施行する。
附　則(昭和38年9月30日条例第23号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成8年9月24日条例第7号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成12年3月21日条例第26号)
この条例は、平成12年4月1日から施行する。
附　則(平成18年5月15日条例第15号)
この条例は、公布の日から施行し、改正後の多古町防災会議条例の規定は、平成18年3月27日から適用する。
附　則(平成24年9月24日条例第26号)
この条例は、公布の日から施行する。

2　災害環境

2-1 土砂災害警戒区域一覧

（千葉県、令和６年２月）

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
					告示番号	告示番号
1	染井	染井１	急傾斜地の崩壊	平成21年3月13日	千第212号	千第215号
2	出沼	出沼１	急傾斜地の崩壊	平成21年3月13日	千第212号	千第215号
3	出沼	出沼２	急傾斜地の崩壊	平成21年3月13日	千第212号	千第215号
4	多古	大原内１	急傾斜地の崩壊	平成21年3月13日	千第212号	千第215号
5	方田	方田	急傾斜地の崩壊	平成21年3月13日	千第212号	千第215号
6	本町	本町１	急傾斜地の崩壊	平成21年3月13日	千第212号	千第215号
7	五反田	五反田	急傾斜地の崩壊	平成21年3月13日	千第212号	千第215号
8	本町	本町２	急傾斜地の崩壊	平成21年3月13日	千第212号	千第215号
9	飯笹	飯笹１	急傾斜地の崩壊	平成21年3月13日	千第212号	千第215号
10	北中	北中１	急傾斜地の崩壊	平成21年3月13日	千第212号	千第215号
11	東松崎	引越１	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
12	東松崎	引越２	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
13	牛尾、山武郡芝山町殿部田	牛尾１	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
14	船越	船越１	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
15	牛尾	牛尾２	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
16	染井	染井２	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
17	高津原	高津原１	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
18	東松崎	松葉	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
19	牛尾	牛尾３	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
20	多古	新町	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
21	水戸	水戸１	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
22	水戸	水戸２	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
23	喜多	東佐野	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
24	船越	船越２	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
25	南並木	南並木１	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
26	南並木	南並木２	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
27	北中	宮	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
28	林	林１	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
29	林	林２	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
30	林	林３	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
31	喜多	佐野２	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
32	坂	坂２	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
33	牛尾	牛尾４	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
34	北中	北陽	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
35	井戸山	井戸山２	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
36	多古	大原内２	急傾斜地の崩壊	平成22年2月26日	千第83号	千第84号
37	坂	坂１	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
38	坂	坂３	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
39	坂	坂４	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
40	坂	坂５	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
41	南玉造、東松崎、香取市山倉	南玉造１	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
42	南玉造	南玉造２	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
43	南玉造、香取市西田部	南玉造８	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
44	間倉	間倉１	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
45	間倉	間倉２	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
					告示番号	告示番号
46	間倉	間倉3	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
47	間倉	間倉4	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
48	間倉	間倉5	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
49	間倉	間倉6	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
50	東松崎	東松崎1	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
51	東松崎	東松崎2	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
52	東松崎	東松崎3	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
53	東松崎	東松崎4	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	特別警戒区域無し
54	飯笹	飯笹4	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
55	飯笹	飯笹6	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
56	飯笹	飯笹7	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
57	飯笹	飯笹8	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
58	飯笹	飯笹9	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
59	飯笹	飯笹10	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
60	高津原	高津原5	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
61	高津原	高津原6	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
62	川島	川島1	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
63	出沼	出沼3	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
64	出沼	出沼4	急傾斜地の崩壊	平成30年2月27日	千第75号	千第76号
65	井戸山	井戸山	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
66	多古	居合谷	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
67	多古	多古	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
68	多古	多古1	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
69	多古	多古2	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
70	多古	多古3	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
71	多古	高根	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
72	寺作、御所台	寺作	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
73	飯笹	飯笹2	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
74	飯笹	飯笹3	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
75	北中	北中3	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
76	北中	北中5	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
77	染井、多古	染井3	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
78	染井	染井4	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
79	染井	染井5	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
80	染井、多古	染井6	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
81	染井	染井7	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
82	染井	染井8	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
83	南中、南並木、東部	南並木3	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
84	船越、牛尾	船越6	急傾斜地の崩壊	令和元年6月28日	千第81号	千第83号
85	南玉造、香取市西田部	西田部3	急傾斜地の崩壊	令和2年3月6日	千第104号	千第106号
86	御所台、寺作	御所台1	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	千第534号	千第535号
87	多古	多古4	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	千第534号	千第535号
88	多古	多古5	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	千第534号	千第535号
89	多古	多古6	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	千第534号	千第535号
90	多古	多古7	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	千第534号	千第535号
91	喜多	喜多1	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	千第534号	千第535号
92	喜多井野、喜多大原	喜多2	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	千第534号	千第535号
93	喜多井野	喜多3	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	千第534号	千第535号
94	谷三倉	谷三倉1	急傾斜地の崩壊	令和2年9月29日	千第534号	千第535号

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
					告示番号	告示番号
95	谷三倉、本三倉	谷三倉２	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
96	谷三倉、本三倉	谷三倉３	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
97	大門	大門１	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
98	大門	大門２	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
99	次浦	次浦１	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
100	次浦	次浦２	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
101	次浦、西古内	次浦３	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
102	次浦	次浦４	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
103	高津原	高津原２	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
104	高津原	高津原３	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
105	高津原	高津原４	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
106	高津原	高津原７	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
107	西古内	西古内１	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
108	西古内	西古内２	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
109	西古内	西古内３	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
110	西古内	西古内４	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
111	飯笹	飯笹５	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
112	飯笹	飯笹11	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
113	水戸	水戸３	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
114	水戸	水戸４	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
115	水戸	水戸５	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
116	十余三	十余三	急傾斜地の崩壊	令和２年９月29日	千第534号	千第535号
117	一鍬田	一鍬田１	急傾斜地の崩壊	令和３年１月15日	千第14号	千第17号
118	一鍬田	一鍬田２	急傾斜地の崩壊	令和３年１月15日	千第14号	千第17号
119	一鍬田	一鍬田３	急傾斜地の崩壊	令和３年１月15日	千第14号	千第17号
120	林、五反田	林５	急傾斜地の崩壊	令和３年１月15日	千第14号	千第17号
121	南中	南中２	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
122	南中	南中３	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
123	南中	南中４	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
124	南中	南中５	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
125	南中	南中７	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
126	南中	南中８	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
127	南借当、東輝、東部、南中	南借当１	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
128	南玉造	南玉造３	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
129	南玉造	南玉造４	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
130	南玉造	南玉造５	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
131	南玉造	南玉造６	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
132	南玉、川島	南玉造７	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
133	南玉造	南玉造９	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
134	北中、南中	北中２	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
135	北中、南中	北中４	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
136	北中	北中６	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
137	牛尾	牛尾６	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
138	牛尾、山武郡横芝光町谷台	牛尾７	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
139	船越、島	船越３	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
140	船越	船越４	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
141	船越	船越５	急傾斜地の崩壊	令和３年３月９日	千第118号	千第119号
142	多古、染井	多古８	急傾斜地の崩壊	令和６年２月27日	千第105号	千第106号
143	多古	多古９	急傾斜地の崩壊	令和６年２月27日	千第105号	千第106号

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
					告示番号	告示番号
144	多古	多古10	急傾斜地の崩壊	令和6年2月27日	千第105号	千第106号
145	多古	多古11	急傾斜地の崩壊	令和6年2月27日	千第105号	千第106号
146	多古	多古12	急傾斜地の崩壊	令和6年2月27日	千第105号	千第106号
147	多古、染井	多古13	急傾斜地の崩壊	令和6年2月27日	千第105号	千第106号
148	多古	多古14	急傾斜地の崩壊	令和6年2月27日	千第105号	千第106号
149	多古	多古15	急傾斜地の崩壊	令和6年2月27日	千第105号	千第106号
150	多古	多古16	急傾斜地の崩壊	令和6年2月27日	千第105号	千第106号
151	多古	多古17	急傾斜地の崩壊	令和6年2月27日	千第105号	千第106号
152	多古	多古18	急傾斜地の崩壊	令和6年2月27日	千第105号	千第106号
153	多古	多古19	急傾斜地の崩壊	令和6年2月27日	千第105号	千第106号
154	多古	多古20	急傾斜地の崩壊	令和6年2月27日	千第105号	千第106号
155	多古、井戸山	多古21	急傾斜地の崩壊	令和6年2月27日	千第105号	千第106号
156	染井	染井9	急傾斜地の崩壊	令和6年2月27日	千第105号	千第106号
157	染井	染井10	急傾斜地の崩壊	令和6年2月27日	千第105号	千第106号
158	染井	染井11	急傾斜地の崩壊	令和6年2月27日	千第105号	千第106号

2-2 急傾斜地崩壊危険区域一覧

（千葉県、令和５年１月）

区名	所在地	指定面積(㎡)	指定年月日	指定番号	告示番号
居合谷	居合谷	37,764.00	昭和47年2月25日	14	千第140号
高根台	高根台	15,148.00	昭和47年6月2日	16	千第404号
高田	高田	62,065.06	昭和47年9月26日	23	千第661号
切通	切通	25,610.30	昭和54年11月2日 平成11年3月26日	59	千第853号 千第329号
広沼	広沼	27,875.92	昭和54年11月2日 平成20年4月8日	60	千第854号 千第414号
坂	坂字砂子	20,001.50	昭和57年4月13日	89	千第338号
南借当	南借当	65,155.26	昭和59年7月20日	142	千第722号
台作	御所台	58,297.90	昭和59年7月20日	143	千第722号
高根	多古	14,333.43	昭和60年10月15日	179	千第1016号
佐野	喜多	11,524.00	平成3年12月24日	280	千第1119号
柏熊	南玉造字柏熊	9,931.58	平成6年1月14日	312	千第27号
志代地	南玉造字志代地	4,084.95	平成6年3月29日	319	千第385号
谷三倉	谷三倉字ワキ	5,798.88	平成7年3月3日	338	千第189号
寺作	寺作字内谷	35,573.11	平成8年3月26日	357	千第348号
井戸山	井戸山	6,564.22	平成10年9月4日	378	千第719号
南中	南中	5,411.85	平成10年9月18日	380	千第743号
柏熊2	南玉造	26,951.69	平成15年12月26日	461	千第209号
計17		432,091.65			

2-3 山地災害危険地区一覧

（千葉県、令和３年３月）

山腹崩壊危険地区

管理事務所	国有林・民有林	市町村番号	地区番号	大字	字	備考
北部	民有林	347	001	大門	入作	
北部	民有林	347	002	次浦	坂中	
北部	民有林	347	004	南玉造	輪ノ内台	
北部	民有林	347	005	東松崎	引越	
北部	民有林	347	007	井戸山	北ノ内	
北部	民有林	347	008	北中	北場	
北部	民有林	347	009	南中	西谷	
北部	民有林	347	010	南中	東谷	
北部	民有林	347	011	南並木	高野台	
北部	民有林	347	012	南並木	船戸	
北部	民有林	347	013	染井	原台	
北部	民有林	347	016	染井	染谷	
北部	民有林	347	017	多古	大原内	
北部	民有林	347	018	多古	多古台	
北部	民有林	347	019	林	平名内	
北部	民有林	347	020	五反田	登楼道	
北部	民有林	347	021	喜多	居下	
北部	民有林	347	022	喜多	神ノ上	
北部	民有林	347	024	飯笹	辻尾台	
北部	民有林	347	025	東松崎	戸城	
北部	民有林	347	026	坂	谷	
北部	民有林	347	027	方田	宮台	
北部	民有林	347	028	南玉造	大六台	
北部	民有林	347	029	北中	亀甲	
北部	民有林	347	030	船越	寅谷	
北部	民有林	347	031	船越	大塚	
北部	民有林	347	032	船越	大塚	
北部	民有林	347	033	牛尾	戸上	
北部	民有林	347	034	牛尾	浅間下	
北部	民有林	347	035	牛尾	辺田台	
北部	民有林	347	036	牛尾	白幡山	
北部	民有林	347	037	牛尾	天王台	
北部	民有林	347	038	林	向台	
北部	民有林	347	039	高津原	向谷	
北部	民有林	347	040	船越	堂島	
北部	民有林	347	041	水戸	能佐台	
北部	民有林	347	042	谷三倉	門戸	
北部	民有林	347	043	飯笹	渡戸	
北部	民有林	347	044	坂	谷尻	
北部	民有林	347	045	南玉造	柏熊	
北部	民有林	347	046	飯笹	タキ	
北部	民有林	347	047	喜多大原	諏訪崎	
北部	民有林	347	048	高津原	東山	
北部	民有林	347	049	西古内	石橋台	
北部	民有林	347	050	井戸山	坊山	
北部	民有林	347	051	井戸山	水神場	
北部	民有林	347	052	多古	城山	

管理事務所	国有林・民有林	市町村番号	地区番号	大字	字	備考
北部	民有林	347	053	多古	城山下	
北部	民有林	347	054	東松崎	立下	
北部	民有林	347	055	水戸	海老屋台	
北部	民有林	347	056	船越	堂島	
北部	民有林	347	057	牛尾	居山	
北部	民有林	347	058	北中	神行	

３　防災体制

3-1 多古町災害対策本部条例

昭和37年9月28日条例第20号
改正　平成8年9月24日条例第8号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、多古町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
４　部長は、部の事務を掌理する。
（現地災害対策本部）
第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
（雑則）
第５条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。
附則
この条例は、昭和37年10月1日から施行する。
附則（平成８年９月24日条例第８号）
この条例は、公布の日から施行する。
附則（平成24年９月24日条例第27号）
この条例は、公布の日から施行する。

3-2 多古町自主防災組織助成要綱

平成21年3月10日告示第23号

（目的）

第1条　この要綱は、自主防災組織に対し、防災用資器材の支給をすることにより、組織の運営の円滑化を図り、もって地震その他の災害による地域住民への被害の防止及び軽減に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織　町民が自主的な地域の防災活動を行うため、区並びに区に準ずる団体又は自治会を単位として結成された組織であって、町長にその旨の届出をしたものをいう。

(2) 防災用資器材　初期消火用資器材、救助用資器材その他自主防災組織の整備に必要な資器材をいう。

（結成の届出）

第3条　前条第1号の届出は、自主防災組織結成届（別記第1号様式）に次に掲げる書類等を添付して行うものとする。

(1) 組織の規約

(2) 組織の活動計画書

(3) 組織の区域図

（支給の内容）

第4条　支給の内容は、次のとおりとする。

(1) 防災用資器材の支給

自主防災組織がその整備に必要となる防災用資器材について支給する。

(2) 防災用資器材の再支給

自主防災組織が、災害時の使用により、再度使用できない防災用資器材については、申請により支給する。

2　前項第1号に規定する防災用資器材の支給に係る額及びその限度額は、次の表のとおりとし、資器材の種類及び単価は町長が別に定める。

世帯数	支給に係る額	限度額
100世帯までの組織	10万円	10万円
100世帯を超える組織	加入世帯数が100世帯を超えた世帯数に1000円を乗じて得た額に10万円を加えて得た額	20万円

（支給及び再支給の申請）

第5条　自主防災組織の代表者は、防災用資器材の支給を受けようとするときは、防災用資器材支給申請書（別記第2号様式）により、防災用資器材の再支給にあっては防災用資器材再支給申請書（別記第3号様式）により、町長に申請しなければならない。

（支給等の決定）

第6条　町長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給若しくは再支給の可否を決定し、防災用資器材の支給にあっては防災用資器材支給決定・却下通知書（別記第4号様式）により、防災用資器材の再支給にあっては防災用資器材再支給決定・却下通知書（別記第5号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（受領書の提出）

第7条　前条の規定により、防災用資器材の支給若しくは再支給の決定を受けた自主防災組織の代表者は、その支給若しくは再支給を受けたときは、速やかに防災用資器材受領書（別記第6号様式）を町長に提出しなければならない。

（組織の変更届）

第8条　自主防災組織の代表者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、速やかに自主防災組織変更届（別記第7号様式）を町長に提出しなければならない。

(1) 自主防災組織の名称の変更

(2) 自主防災組織の代表者の変更又はその住所の変更

（防災用資器材の維持管理）

第９条　自主防災組織は、支給された防災用資器材を防災用資器材管理台帳（別記第８号様式）により管理し、保守点検に努めなければならない。

（委任）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、自主防災組織に対する支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成 21 年４月１日から施行する。

別記　第１号様式（第３条関係）〈略〉
第２号様式（第５条関係）〈略〉
第３号様式（第５条関係）〈略〉
第４号様式（第６条関係）〈略〉
第５号様式（第６条関係）〈略〉
第６号様式（第７条関係）〈略〉
第７号様式（第８条関係）〈略〉
第８号様式（第９条関係）〈略〉

3-3 災害協定一覧

令和6年10月現在

1）自治体相互応援

番号	協定・契約等の名称	協定先	締結日	内容
1	千葉県防災行政無線局等の設置等に関する協定書	千葉県	H20.3.27	県が町に設置する防災行政無線の利用に関する協定
2	千葉県防災行政無線固定系の運用に関する協定書	香取広域市町村圏事務組合消防本部	H18.3.27	県が購入する防災行政無線の運用に関する協定
3	千葉県防災用資機材の管理に関する協定書	千葉県	H8.3.22	県が購入する防災用資機材の管理に関する協定
4	災害時における避難所等の施設利用に関する覚書	県立多古高等学校	H24.10.17	災害時の施設利用に関する覚書
5	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	H23.2.14	災害時における各種情報の交換等に関する協定
6	千葉県水道災害相互応援協定	県内の水道事業体及び水道用水供給事業体並びに芝山町	H7.11.2 (H26.9.30)	県の調整の下に行う応援活動に係る協定
7	社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会千葉県支部会員	H10.5.18	相互応援に係る協定
8	八匝水道企業団と多古町との災害時における応急給水の実施に関する協定書	八匝水道企業団	H23.12.1	応急給水に関する協定
9	多古･栗源地区地下水位観測井兼非常時飲用井戸に関する覚書	千葉県	H10.2.23	県が設置する井戸の管理運営に関する覚書
10	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内全市町村	H8.2.23	災対法第67条第1項による市町村相互の応援に係る協定
11	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する実施要領	県内全市町村	－	上記協定に関する実施要領
12	大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	一般社団法人千葉県環境保全センター	H19.8.3	災害時における市町村での対応が困難な場合のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定
13	災害時における相互応援協定	青森県田子町	H28.6.11	相互応援に係る協定
14	災害時における相互応援協定	埼玉県神川町	H28.10.23	相互応援に係る協定
15	災害時における仮設トイレ及び廃棄物処理等に必要な資機材の提供に関する協定	香取市、神崎町、多古町、東庄町、香取広域市町村圏事務組合、(株)アクティオ	R7.2.14	仮設トイレ及び廃棄物処理等に必要な資機材の提供に関する協定

2）民間協力

番号	協定・契約等の名称	協定先	締結日	内容
1	地域貢献型電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株)千葉総支社	H27.10.8	地域の暮らしの安全に貢献する広告の掲出に関する協定
2	災害時における緊急輸送事業等の支援協力に関する協定書	千葉県トラック協会香取支部	H19.8.16	災害時の緊急輸送に関する協定
3	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書	一般社団法人千葉県ＬＰガス協会香取支部	H19.8.16	救援物資の提供に関する協定
4	災害時における物資供給に関する協定書	(NPO)コメリ災害対策センター	H25.3.1	災害時の緊急対応物資に提供に関する協定
5	災害時における物資供給に関する協定書	デンカポリマー(株)	H25.4.1	災害時の緊急対応物資に提供に関する協定

番号	協定・契約等の名称	協定先	締結日	内容
6	災害用飲料水の供給協力に関する協定書	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	H24.10.1 (R1.9.1)	災害時の飲料水等の供給協力に関する協定
7	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	(株)セブンーイレブン・ジャパン	H27.12.1	災害時における物資の供給及び町民の生活安定を確保するための加盟店の営業の継続又は早期再開に関する覚書
8	災害時における燃料等の供給協力に関する協定書	ＪＡかとり、(有)油屋本店、勝又燃料(有)、浅野商店	H23.6.1	災害時の燃料等の供給協力に関する協定
9	災害時における応急対応業務に関する協定書	(株)安藤建設、柏熊建設(株)、鎌形建設(株)、勝又建設(株)、(株)正栄建設、(株)菅澤園、(有)林建材運輸、(有)大木組	H24.10.1	災害時の公共土木施設の応急対応に関する協定
10	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	H24.1.6	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定
11	停電時等における多古町防災行政無線の活用に関する協定書	東京電力パワーグリッド(株)	H20.6.30 (H29.6.16)	防災行政無線を活用した広報に関する協定
12	災害時における情報の収集・提供の支援等に関する協定書	多古町内郵便局	H12.4.10	災害時の情報収集、施設提供及び臨時の差立箱設置に関する協定
13	多古町と多古町内郵便局との包括連携協定書	多古町内郵便局（多古郵便局、多古南郵便局、久賀郵便局、十余三郵便局、中郵便局、常磐郵便局)	H27.6.1	地域見守り活動に関すること、地域の安心安全に関すること、道路の損傷等に関すること、「こども110番の家」に関すること、災害発生時の協力に関することにおける協力協定
14	多古町災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定	多古町社会福祉協議会	R7.2.6	災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定
15	災害時における物資供給に関する協定	(株)カスミ	H28.5.25	救援物資の提供に関する協定
16	災害時における飲料及び乳児用ミルクの供給協力に関する協定	明治牛乳多古宅配センター	H28.11.16	災害時における飲料及び乳児用ミルクの供給協力に関する協定
17	農業集落排水施設災害対策応援に関する協定	(一社)地域環境資源センター会員市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会及びセンターのうち協定に賛同したもの（計269団体)	R5.6.19	農業集落排水施設の災害復旧に関する応援協定
18	災害時緊急輸送の協力に関する協定書	ジェイアール関東バス(株)東関東支店	H29.4.7	災害時の緊急輸送に関する協定
19	災害時の避難所等における畳の供給協力に関する協定書	5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会	H30.8.1	災害時の避難所等への畳の供給に関する協定
20	災害にかかる情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	R1.6.7	災害時の情報提供に関する協定
21	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)成田支社	R2.8.26	災害による停電の早期復旧及び未然防止に関する協定
22	災害時における支援協力に関する協定書	千葉県行政書士会	R3.6.16	災害時の相談窓口の開設及び運営等に関する協定
23	災害時における復旧支援協力に関する協定書	公営事業(株)	R6.1.15	農業集落排水処理施設の災害時復旧支援に関する協定

3）消防応援

番号	協定・契約等の名称	協定先	締結日	内容
1	千葉県広域消防相互応援協定	県下の市町村及び一部事務組合	H4.4.1 (H18.8.22)	相互応援に係る協定
2	消防相互応援協定書	鹿島南部地区消防事務組合 鹿行広域事務組合 稲敷地方広域市町村圏事務組合	H18.8.31 H18.9.1 H18.8.29	相互応援に係る協定
3	成田用水施設の防火用水使用に関する協定書	香取広域市町村圏事務組合消防本部、成田用水土地改良区	H18.11.13	農業用水の消火用水としての利用に関する協定
4	北総東部用水施設の使用に関する協定書	北総東部土地改良区、香取広域市町村圏事務組合、佐原土地改良事務所	H14.6.28	農業用水の消火用水としての利用に関する協定
5	成田国際空港消防相互応援協定	成田市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、山武郡市広域行政組合、四街道市、印西地区消防組合、富里市、匝瑳市横芝光町消防組合、香取広域市町村圏事務組合、栄町、成田国際空港(株)	H18.7.12	空港周辺の航空機事故に関する災害相互応援協定
6	東関東自動車道及び新空港自動車道消防相互応援協定書	千葉市、市川市、船橋市、成田市、佐倉市、習志野市、浦安市、四街道市、酒々井町、富里市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、潮来市、鹿行広域事務組合、香取広域市町村圏事務組合	H18.8.24 (H25.4.10)	協定区域内の事故災害に関する相互応援協定
7	原子力災害時における県外広域避難に関する協定書	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町、茨城県大洗町	H30.3.27	原子力発電所周辺地域において原子力事故が発生した場合の広域一時滞在に関する協定
8	災害時等における協力に関する基本協定	成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、芝山町、横芝光町、成田空港(株)	R2.3.25	協定市町の区域での事故災害対策に関する協力協定

3-4 自衛隊の災害派遣要請の様式、活動拠点

１）自衛隊の災害派遣要請の様式

第　　号
年　月　日

千葉県知事　　様

多古町長

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第１項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

１　災害の情況及び派遣を要請する事由
（1）災 害 の 情 況

（2）派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間
年　月　日（　時　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

３　派遣を希望する区域及び活動内容
（1）活動希望区域

（2）活 動 内 容

４　その他参考となるべき事項

第　　号
年　月　日

千葉県知事　　様

多古町長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年　月　日付け　　号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

１　撤 収 日 時　　年　月　日　時　分

２　撤 収 理 由

３　その他必要事項

2）活動拠点候補地

名称	所在地	面積（㎡）	部隊展開可能規模		避難所・場所指定の有無	ヘリポート		周辺の土地利用	地面の状態	駐車スペース	進入・進出 ○：可　能 △：離合難			水源	備考
			大隊	中隊		適否	離発着地帯			面積（㎡）	大型	中型	小型		
多古中学校運動場	多古2920-1	11,266	○	○	有	○	120m×120m	住宅地	土	500	○	○	○	有（上水）（プール）	
多古町民運動場（多古中野球場）	多古3429	9,575		○	無	○	80m×90m	住宅地一部山林	土・芝	250	△	△	○	有（上水）	鍵は常時開放

※土地面積は、税務課航空写真より算出

４　情報・通信

4-1 多古町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例

平成２年３月９日条例第３号
最終改正　平成 21 年５月 12 日条例第８号

（防災行政無線施設の設置）
第１条　町は行政の連絡を円滑にし、住民福祉の増進に資することを目的として多古町防災行政無線施設（以下「無線施設」という。）を設置する。
（防災行政無線の業務）
第２条　無線施設の業務は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 14 条の規定により免許状に記載された事項に基づき次の各号のとおりとする。
（１）　非常災害その他緊急事項の通報及び連絡
（２）　町及び公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達
（３）　その他町長が必要と認めた広報及び連絡業務
（業務区域）
第３条　無線施設の業務を行う区域は、多古町の全域とする。
（放送及び放送施設）
第４条　無線施設の業務を行うため、放送施設を次のとおり設置する。
（１）　固定局の名称及び設置場所

呼出名称	周波数	出力	設置場所
ぼうさい　たこ	69.72MHz 56.96MHz	5w 100mW	多古町多古 584 番地　多古町役場

（２）　通信所の名称及び設置場所

通信所の名称	設置場所
香取広域市町村圏事務組合多古分署	多古町多古 3,546 番地の 5

（３）　中継局の名称及び設置場所

呼出名称	周波数	出力	設置場所
ぼうさい　たこちゅうけい	56.96MHz 61.565MHz	100mW 5W	多古町多古 2920 番地　多古中学校

（４）　再送信子局の名称及び設置場所

呼出名称	周波数	出力	設置場所
ぼうさい　くがちゅうけい	61.565MHz 65.435MHz	1W 1W	多古町大門 205 番地　久賀小学校

（５）　屋外子局の設置場所

子局番号	子局名	設置場所
1	一鍬田	多古町一鍬田 315 番地
2	飯笹	多古町飯笹 1,091 番地の 12
3	十余三	多古町十余三、274 番地
4	多古第二小学校	多古町喜多 305 番地
5	高津原	多古町高津原 171 番地の 1
6	次浦	多古町次浦 1,525 番地
7	常磐小学校	多古町南玉造 162 番地
8	中村小学校	多古町南中 349 番地の 2
9	多古中学校	多古町多古 2,920 番地
10	牛尾	多古町牛尾 2,034 番地の 3
11	多古工業団地	多古町水戸 1 番地の 49
12	久賀小学校	多古町大門 205 番地

（６）　戸別受信機の設置場所は別に規則で定める。
（戸別受信機の設置）
第５条　戸別受信機の設置に要する経費については別に定める。

（放送の停止等）
第６条　放送施設の利用者が次の各号の一に該当したときは利用の一時停止をし、又は設置の承認を取消すことができる。
（１）　この条例に違反したとき。
（２）　送信を妨害したとき。
（３）　設備を故意に損害したとき。
（４）　その他業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。
（規則への委任）
第７条　この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附　則
この条例は、令和２年４月１日から施行する。
附　則(平成５年６月 18 日条例第 17 号)
(施行期日)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成８年 12 月 26 日条例第 10 号)
この条例は、公布の日から施行する。
附　則(平成 18 年５月 15 日条例第 16 号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４条第２号の表の改正規定中香取広域市町村圏事務組合多古分署に係る部分は平成 18 年３月 27 日から、同条第３号の表の改正規定中飯笹及び牛尾に係る部分は同年４月１日から適用する。
附　則(平成 20 年５月 16 日条例第 17 号)
この条例は、公布の日から施行し、改正後の多古町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の規定は、平成 20 年４月１日から適用する。
附　則(平成 21 年５月 12 日条例第８号)
この条例は、公布の日から施行する。

4-2 多古町防災行政無線局管理運用規則

平成２年３月９日規則第４号
最終改正　平成 31 年３月 12 日規則第８号

（趣旨）
第１条　この規則は、多古町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する多古町防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　無線設備　無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう。
（２）　無線局　無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
（３）　同報系親局　特定の２以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
（４）　同報系子局　同報系親局の通信の相手方となる屋外拡声子局をいう。
（５）　同報系　同報系親局及び同報系子局からなる通信システムをいう。
（６）　基地局　陸上移動局との通信を行うため、陸上に開設する移動しない無線局をいう。
（７）　陸上移動局　陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
（８）　移動系　基地局及び陸上移動局からなる通信システムをいう。
（９）　無線従事者　無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。
（無線局の構成等）
第３条　無線局は、同報系及び移動系で構成する。
２　基地局の配置は、別表第１のとおりとする。
３　陸上移動局の配置は、別表第２のとおりとする。
（総括管理者）
第４条　無線局に総括管理者を置く。
２　総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
３　総括管理者は、町長の職にある者をもって充てる。
（管理責任者）
第５条　無線局に管理責任者を置く。
２　管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者を指揮監督する。
３　管理責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。
（通信取扱責任者）
第６条　無線局に通信取扱責任者を置く。
２　通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理及び運用し、無線局に係る業務を所掌する。
３　通信取扱責任者は、無線従事者の資格を有する者の中から管理責任者が指名する。
（無線従事者の配置及び養成等）
第７条　総括管理者は、無線系の運用体制に必要な無線従事者を配置するものとする。
２　総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
３　総括管理者は、無線従事者の現況を把握するため、毎年４月１日現在をもって無線従事者名簿（別記第１号様式）を作成するものとする。
（無線従事者の任務）
第８条　無線従事者は、無線設備の操作を行うほか、通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。
（通信取扱者）
第９条　通信取扱者は、無線従事者の管理の下に、電波法及びその他の関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。
２　通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。
（書類等の管理）
第 10 条　管理責任者は、電波法その他の関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

２　管理責任者は、無線従事者選（解）任届の写しを常に整理保管しておくものとする。

（業務報告）

第 11 条　無線従事者は、無線業務日誌（別記第 2 号様式）を管理責任者及び通信取扱責任者に提出し、その査閲を受けなければならない。

（無線局の運用）

第 12 条　無線局の運用方法については、別に定める運用規程によるものとする。

（無線設備の保守点検）

第 13 条　総括管理者は、無線設備の正常な機能維持を確保するため、保守点検を行うものとする。

（通信訓練）

第 14 条　総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、定期的な通信訓練を行うものとする。

（研修）

第 15 条　総括管理者は、毎年１回以上無線従事者及び通信取扱者に対して無線設備の管理及び運用に必要な知識について研修を行うものとする。

（損害賠償）

第 16 条　何人も故意又過失により、無線設備に損傷を加えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

第 17 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２年４月１日から施行する。

附　則(平成８年３月 29 日規則第９号)

この規則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則(平成 13 年７月２日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成 21 年２月 25 日規則第２号)

この規則は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則(平成 25 年３月 26 日規則第 10 号)

この規則は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則(平成 30 年３月 30 日規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成 31 年３月 12 日規則第８号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１（第３条第２項関係）

基地局の配置等

呼出名称	周波数	出力	設置場所	備考
ぼうさいたこ	271.5625MHz 272.3625MHz	10W	多古中学校	

別表第２(第３条第３項関係)

陸上移動局の配置等

呼出名称	出力	常置場所	備考
たこ 201	2W	多古町役場	統制局
たこ 301	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 302	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 303	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 304	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 305	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 306	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 307	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 308	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 309	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 310	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 311	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 312	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 313	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 314	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 315	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 316	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 317	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 318	5W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 319	5W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 320	2W	多古町役場	車載・携帯型
たこ 701	2W	多古第一小学校	半固定型
たこ 702	2W	町民第二体育館	半固定型
たこ 703	2W	久賀小学校	半固定型
たこ 704	2W	常磐小学校	半固定型
たこ 705	2W	中村小学校	半固定型
たこ 706	2W	多古中学校	半固定型
たこ 707	2W	多古高等学校	半固定型
たこ 708	2W	町民牛尾体育館	半固定型
たこ 709	2W	国保多古中央病院	半固定型
たこ 710	2W	保健福祉センター	半固定型
たこ 711	2W	多古こども園	半固定型
たこ 712	2W	町民体育館	半固定型

別記　第１号様式(第７条第３項関係)　無線従事者名簿　　(略)

　　第２号様式(第 11 条関係)　無線業務日誌　　(略)

4-3 多古町防災行政無線(同報系)運用規程

平成２年３月９日訓令第１号
最終改正　平成 25 年３月 26 日訓令第６号

(趣旨)
第１条　この訓令は、多古町防災行政用無線局管理運用及び運用規則第 12 条の規定により、多古町防災行政無線局の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものである。
(放送の範囲)
第２条　無線施設を使用して放送を行うことのできる範囲は、次のとおりとする。
（１）　非常災害及び緊急事項の通報
（２）　行政の普及、啓発及び広報事項の伝達
（３）　その他町長が必要と認める事項
(放送の種類及び時間)
第３条　放送の種類は、緊急放送、一般放送及び時報放送とする。
２　緊急放送は、前条各号に掲げるもののうち、災害発生等通報に急を要するとき行うものとする。
３　一般放送は、必要に応じて定時に行うものとする。その時刻は、別表第１のとおりとする。
４　時報放送は、毎日定時に行うものとする。その時刻は、別表第２のとおりとする。
(放送の依頼)
第４条　放送を依頼しようとする者は、放送依頼書(別記第１号様式)を放送を希望する２日前までに管理責任者へ提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
(放送内容の審査)
第５条　管理責任者は、放送の依頼があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは放送するものとする。
(屋外子局を使用しての放送)
第６条　無線従事者は、管理責任者が定める範囲において最寄りの屋外子局を使用して拡声放送することができる。
(放送の制限)
第７条　管理責任者は、災害の発生その他特に必要があるときは、放送を制限することができる。
(その他)
第８条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成２年４月１日から施行する。

附　則(平成５年８月 10 日訓令第１号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附　則(平成 24 年８月 14 日訓令第４号)

この訓令は、平成 24 年９月１日から施行する。

附　則(平成 25 年３月 26 日訓令第６号)

この訓令は、平成 25 年４月１日から施行する。

別表第１(第３条第３項関係)
定時放送時刻表

1 月 1 日から 12 月 31 日まで	
	開始時刻
朝	6 時 45 分
夜	18 時 30 分

別表第２第３条第４項関係)
時報放送時刻表

	放送時刻
通年	12 時
4～8 月	18 時
9～10 月	17 時
11～1 月	16 時
2～3 月	17 時

別記　第１号様式(第４条関係)　多古町防災行政無線放送依頼書　(略)

4-4 多古町防災行政無線(移動系)運用規程

平成２年３月９日訓令第２号
最終改正　平成 25 年３月 26 日訓令第５号

(趣旨)
第１条　この訓令は多古町防災行政無線局管理及び運用規程 12 条の規定により、多古町防災行政無線局の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。
(通信の種類)
第２条　通信の種類は、平常通信及び緊急通信とする。
(通信事項)
第３条　通信事項は、次の各号に掲げるものとする。
(１)　非常通信(地震、火災、台風、その他災害に関する通信)
(２)　事務通信(一般行政事務に関する通信)
(３)　訓練通信(訓練に関する通信)
(４)　試験通信(無線機器の試験に関する通信)
(通信の原則)
第４条　通信を行うときは、次のことを守らなければならない。
(１)　必要のない無線通信を行ってはならない。
(２)　無線通信に使用する用語は、暗号、隠語を使わずできる限り簡潔でなければならない。
(３)　無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
(４)　無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは直ちに訂正しなければならない。
(５)　相手局を呼び出すときは、通信が行なわれていないことを確かめた上で送信するものとする。
(通信時間)
第５条　無線局は、常時運用するものとする。
(通信の制限)
第６条　管理責任者は、災害の発生その他特に必要があるときは、通信を制限することができる。
(その他)
第７条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成２年４月１日から施行する。

附　則(平成 25 年３月 26 日訓令第５号)

この訓令は、平成 25 年４月１日から施行する。

4-5 多古町防災行政無線戸別受信機管理規程

平成25年3月26日訓令第7号

（趣旨）

第1条　この訓令は、多古町防災行政無線施設のうち同報系の戸別受信機の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸付の対象及び台数等）

第2条　無償貸与の対象は、次の各号のいずれかに該当する者とし、1台を無償貸与する。

（1）　多古町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、住民基本台帳に記録されている者で構成された世帯の世帯主

（2）　防災上必要と認めた施設の長及び団体の代表者

（3）　前各号に揚げるもののほか、町長が必要と認めた者

2　有償貸与の対象は、次の各号のいずれかに該当する者とし、負担金として1台当たり15,000円を支払うものとする。なお、この負担金は返還しないものとする。

（1）　前項第1号に該当する者で、2台目以降を希望する者

（2）　町内に事務所又は事業所を有する法人の代表者及び個人

（貸与の申請）

第3条　戸別受信機の貸与を受けようとする者は、多古町防災行政無線戸別受信機貸与申請書(別記第1号様式)を町長に提出しなければならない。

2　町長は、前項の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは戸別受信機を貸与する。

（費用負担）

第4条　前条第2項の規定により戸別受信機の貸与を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる費用を負担するものとする。

（1）　戸別受信機に要する電気料及び非常電源用乾電池の購入及び交換の費用

（2）　戸別受信機の移設及び撤去に要する費用。ただし、新築、増築及び改築による場合を除く。

（3）　前各号に掲げる費用のほか、利用者の都合により生ずる費用

（保管義務）

第5条　利用者は、戸別受信機の使用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）　善良な管理の下に使用すること。

（2）　第三者に譲渡、又は転貸しないこと。

（3）　戸別受信機の改造等原型を変える行為をしないこと。

（変更の届出）

第6条　利用者は、転居等により戸別受信機の設置場所を変更しようとするときは、多古町防災行政無線戸別受信機設置場所変更届(別記第2号様式)により町長に届け出なければならない。

（返納の届出）

第7条　利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに戸別受信機に多古町防災行政無線戸別受信機返納届（別記第3号様式）を添えて町長に返還しなければならない。

（1）　建物の滅失等により戸別受信機が不要になったとき。

（2）　利用者が町外へ転出したとき。

（3）　第2条第1項第2号に該当する者で、施設の閉鎖、団体の解散等があったとき。

（4）　前各号に掲げるもののほか、町長が返還を求めたとき。

（損害賠償の義務）

第8条　戸別受信機を故意又は過失により損傷若しくは滅失したときは、これにより生じた損害を賠償しなければならない。

（その他）

第9条　この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別記　第1号様式（第3条第1項関係）様式第2号　多古町防災行政無線戸別受信機貸与申請書　（略）

第2号様式(第6条関係)　多古町防災行政無線戸別受信機設置場所変更届　（略）

第3号様式(第7条関係)　多古町防災行政無線戸別受信機返納届　（略）

4-6 関係機関連絡先一覧

1）一部事務組合

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
千葉県市町村総合事務組合	260-0013	千葉市中央区中央 4-17-8	043-227-6186
香取広域市町村圏事務組合	289-0407	香取市仁良 300-1	0478-78-1181
〃　　消防本部　多古分署	289-2241	多古町多古 3546-5	0479-76-3255
匝瑳市ほか二町環境衛生組合	289-2105	匝瑳市山桑 730 番地	0479-73-8000
東総衛生組合	289-2504	旭市 2-5933	0479-62-0794

2）県

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
千葉県庁(防災対策課)	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2174
香取地域振興事務所	287-8502	香取市佐原イ 92-11	0478-54-6811
成田土木事務所	286-0036	成田市加良部 3-3-2	0476-26-4831
香取農業事務所	287-0003	香取市佐原イ 92-11	0478-52-9191
北部林業事務所	289-1321	山武市富田ト 1177-7	0475-82-3121
香取保健所（香取健康福祉センター）	287-0003	香取市佐原イ 92-11	0478-52-9161
香取警察署	287-0002	香取市北 2 丁目 1 番地 1	0478-54-0110
〃　　多古幹部交番	289-2241	多古町多古 2000 番 207	0479-76-2128
〃　　高津原駐在所	289-2305	多古町大高 1 番地 744	0479-75-0045
〃　　常磐駐在所	289-2234	多古町川島 280 番地	0479-76-7510

3）指定地方行政機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
警察庁千葉県情報通信部	260-0854	千葉市中央区長洲 1-9-1	043-201-0110
防衛省北関東防衛局	330-9721	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	048-600-1844
総務省関東総合通信局	102-8795	東京都千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1600
関東財務局千葉財務事務所	260-0042	千葉市中央区椿森 5-6-1	043-251-7212
厚生労働省関東信越厚生局	330-9713	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048-740-0711
厚生労働省千葉労働局	260-8612	千葉市中央区中央 4-11-1	043-221-4312
農林水産省千葉県拠点	260-0014	千葉市中央区本千葉町 10-18	043-224-5611
関東森林管理局千葉森林管理事務所	263-0034	千葉市稲毛区稲毛 1-7-20	043-242-4656
経済産業省関東経済産業局	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0213
経済産業省関東東北産業保安監督部	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-0433
国土交通省東京航空局	102-0074	東京都千代田区九段南 1-1-15	03-5275-9292
国土交通省成田空港事務所	282-8602	千葉県成田市古込字込前 133	0476-32-0912
関東運輸局千葉運輸支局	261-0002	千葉市美浜区新港 198	043-242-7336
関東地方整備局千葉国道事務所	263-0016	千葉市稲毛区天台 5-27-1	043-285-0343
国土地理院関東地方測量部	102-0074	東京都千代田区九段南 1-1-15	03-5213-2051
気象庁銚子地方気象台	288-0001	銚子市川口町 2-6431	0479-23-7705
環境省関東地方環境事務所	330-9720	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048-600-6516

4）指定公共機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
東日本電信電話(株)千葉事業部	261-0023	千葉市美浜区中瀬 1-3	043-211-8652
(株)ＮＴＴドコモ千葉支店	260-8540	千葉市中央区新町 1000	043-301-0055
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	100-0004	東京都千代田区大手町 2-3-1	0570-03-9909
日本赤十字社千葉県支部	260-8509	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531
日本放送協会千葉放送局	260-8610	千葉市中央区千葉港 5-1	043-203-0597
(独)水資源機構千葉用水総合管理所	276-0028	八千代市村上 3139	047-483-0722
成田国際空港(株)	282-8601	成田市古込字古込 1-1	0476-34-4652
東京ガスネットワーク(株)	105-8527	港区海岸 1-5-20	03-6627-6257
日本通運(株)千葉支店	261-0023	千葉市美浜区中瀬 1-3	043-307-3761
東京電力パワーグリッド(株)成田支社	286-0033	成田市花崎町 822-1	0120-995-007

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
ＫＤＤＩ(株)千倉技術保守センター	295-0004	南房総市千倉町瀬戸 2980-15	0470-44-4000
日本郵便(株)久賀郵便局	289-2399	多古町次浦 1528	0479-75-1052
日本郵便(株)多古南郵便局	289-2241	多古町多古 2593-1	0479-76-2140
日本郵便(株)多古郵便局	289-2299	多古町多古 2757	0479-76-2147
日本郵便(株)常磐郵便局	289-2324	多古町川島 269	0479-76-2711
日本郵便(株)十余三郵便局	289-2306	多古町十余三 342-4	0479-75-1448
日本郵便(株)中郵便局	289-2257	多古町南中 1789-12	0479-76-2143
ソフトバンク(株)	105-0021	東京都港区海岸 1-7-1	03-6889-6601
楽天モバイル(株)	158-0094	東京都世田谷区玉川 1-14-1	050-5369-7202
福山通運(株)成田流通センター	289-1608	芝山町岩山 1340-15	0479-78-8080
佐川急便(株)成田営業所	286-0118	成田市本三里塚 58-2	0570-01-0239
ヤマト運輸(株)成田天神峰営業所（多古）	286-0102	成田市天神峰 155-2	0570-200-000
西濃運輸(株)成田支店	286-0113	成田市南三里塚 21-2	0476-35-2801

５）指定地方公共機関

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
両総土地改良区	283-0802	東金市東金 1163	0475-52-3145
(一社)千葉県ＬＰガス協会	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-1725
日本航空(株)	140-0002	東京都品川区東品川 2-4-11	0570-025-121
全日本空輸(株)	105-7140	東京都港区東新橋 1-5-2	03-6735-1000
(公社)千葉県医師会	260-0026	千葉市中央区千葉港 4-1	043-242-4271
(公社)千葉県歯科医師会	261-0002	千葉市美浜区新港 32-17	043-241-6471
(一社)千葉県薬剤師会	260-0025	千葉市中央区問屋町 9-2	043-242-3801
(公社)千葉県看護協会	261-0002	千葉市美浜区新港 249-4	043-245-1744
千葉テレビ放送(株)	260-0001	千葉市中央区都町 1-1-25	043-231-3100
(株)ニッポン放送	100-0006	東京都千代田区有楽町 1-9-3	03-3287-1111
(株)ベイエフエム	261-7127	千葉市美浜区中瀬 2-6-1	043-351-7878
(一社)千葉県トラック協会	261-0002	千葉市美浜区新港 212-10	043-247-1131
(一社)千葉県バス協会	261-0855	千葉市中央区市場町 7-9	043-246-8151

６）公共的団体

機関名	郵便番号	所在地	電話番号
成田用水土地改良区	286-0022	成田市寺台 583-3	0476-23-1802
北総東部土地改良区	289-0425	香取大角 1545-19	0478-70-9123
千葉県借当川沿岸土地改良区	289-2169	匝瑳市吉田 4018-1	0479-72-0664
(一社)香取郡市医師会	287-0001	香取市佐原ロ 2097-72	0478-54-3682
(一社)香取匝瑳歯科医師会	289-0393	香取市羽根川 38	0478-79-6570
(一社)旭匝瑳薬剤師会	289-2516	旭市ロ 1434-3	0479-60-1324
(公社)千葉県柔道整復師会	260-0843	千葉市中央区末広 3-21-6	043-265-0356
多古町社会福祉協議会	289-2241	多古町多古 777－1	0479-76-5940
ＪＡかとり多古支店	289-2241	多古町多古 1456-1	0479-76-2011
多古町商工会	289-2241	多古町多古 2508-1	0479-76-2206
千葉県森林組合	260-0854	千葉市中央区長洲 1-15-7	043-227-8233
栗山川漁業協同組合	289-2241	多古町多古 1037-4	0479-76-7425
(一社)千葉県タクシー協会	260-0855	千葉市中央区市場町 7-9	043-307-7002
(一社)千葉県建設業協会北総支部	285-0043	佐倉市大蛇町 461	043-484-0590
千葉県水道管工事共同組合	260-0024	千葉市中央区中央港 2-5-14	043-247-7373
(一社)千葉県電業協会	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-7381
千葉県石油商業協同組合	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-5225

4-7 警報・注意報発表基準一覧

（令和 6 年 5 月 23 日現在）

発表官署　銚子地方気象台

多古町		府県予報区		千葉県
		一次細分区域		北東部
		市町村等をまとめた地域		香取・海匝
警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	19
		土砂災害	土壌雨量指数基準	118
	洪水		流域雨量指数基準	栗山川流域=20.5, 多古橋川流域=13.5 借当川流域=13.7
			複合基準※1	栗山川流域=（8, 17）
			指定河川洪水予報による基準	－
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	11
			土壌雨量指数基準	82
	洪水		流域雨量指数基準	栗山川流域=16.4, 多古橋川流域=10.8 借当川流域=10.9
			複合基準	栗山川流域=（8, 15.3）
			指定河川洪水予報による基準	－
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 30%で、実効湿度 60%	
	なだれ			
	低温		夏季(最低気温）：銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季(最低気温）：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下	
	霜		晩霜期に最低気温 4℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

4-8 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）

第一章　総則

第一節　目的、定義及び基準

（目的）

第一条　この要綱は、千葉県地域防災計画及び千葉県国民保護計画並びに千葉県危機管理体制運用方針に基づき、千葉県災害対策本部事務局又は千葉県国民保護等対策本部事務局（以下、「事務局」という。）に対する県の各部局や市町村等からの報告を通じて、他の組織と情報を共有するための手続を定める。

（用語の定義）

第二条　本要綱において使用する用語の定義は別表１のとおりとする。

（事案の定義及び基準）

第三条　本要綱による報告や情報共有を行う場合、情報を分類するために本部事務局は事案を定義する。定義を行う基準は別表１「事案登録基準」のとおりとする。

第二節　報告

（報告の種類と時期）

第四条　報告の種類と報告時期は別表１「報告の種類と時期」のとおりとする。

（報告方法）

第五条　本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステムを使用する。なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。

（情報の正確性）

第六条　災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告することを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報告することを優先する。

第三節　情報共有

（対象範囲）

第七条　本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及び警察本部並びに庁内各部局とする。

（情報の取扱）

第八条　情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるものとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。

（システムによる情報共有）

第九条　事務局情報班は、収集した情報をシステムに登録し、他の組織と共有する。ただし、システムが使用できない場合にあっては電子メール、電話またはファックス等その他適切な手段により共有する。

（報道発表等による情報共有）

第十条　前項の規定によらず、広報班は報道発表、県庁 Web サイト、防災ポータルサイト等の手段を用いて、他の組織への情報共有及び県民への情報提供を行う。

（個人情報保護に関する特例）

第十一条　この要綱に基づいて県が行う情報の収集については、千葉県個人情報保護条例第八条第三項第四号の規定により、本人以外から行うことができる。

第二章　事務局

第一節　体制

（情報共有に関する事務及びシステムの運用）

第十二条　情報共有に関する事務総括及びシステムの運用は情報班が行う。

（物資資源管理情報に関する事務）

第十三条　物資資源管理情報に関する情報共有は物資支援班が行う。

（避難所等情報に関する事務）
第十四条　避難所等情報に関する情報共有は被災者支援班が行う。
（システムのメンテナンス）
第十五条　情報の共有に使用するシステムのメンテナンスは通信システム班が行う。

第二節　情報収集
（システム、電話等）
第十六条　情報班は、システム、電話、ファックス等を活用し、庁内各部局及び市町村等から情報を収集し、その取りまとめを行う。
（現地への職員の派遣）
第十七条　現地派遣班は、事務局長の指示により編成され、被災地に派遣されることで現地の情報を収集する。
（航空機）
第十八条　航空運用調整班は、緊急に情報を収集する必要がある場合、次の組織にヘリコプター等による空撮映像の配信を、各組織で定められた規定等に基づいて依頼する。
一　陸上自衛隊
二　海上自衛隊
三　千葉県警察本部
四　千葉市消防局（緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部）
五　海上保安庁
六　その他
（その他の手段）
第十九条　情報班は、テレビ、インターネット、高所監視カメラその他のあらゆる手段を用いて必要な情報を収集する。

第三節　準用
（災害対策本部等設置前の対応）
第二十条　災害対策本部又は国民保護等対策本部が設置されない場合において、本要綱に事務局（事務局に置く各班を含む。）とあるものは、危機管理課と読み換えるものとする。

第三章　各部及び各支部
第一節　共通
（即時報告）
第二十一条　各部または各支部は、所管する課または出先機関について別表 1「報告の種類と時期」の即時報告に指定する情報のほか、庁舎の被災状況、職員の参集状況、参集時に覚知した情報等を事務局に報告する。
（随時報告）
第二十二条　各部または各支部は、別表 2、3 に規定する報告内容を覚知した場合は直ちに報告する。

第二節　各部
（報告内容）
第二十三条　各部で報告する内容とその所管課、指定様式は別表 2 のとおり。

第三節　各支部
（支部災害派遣職員）
第二十四条　各支部が派遣した災害派遣職員の得た情報は、随時事務局に報告する。

第四章　市町村等
第一節　体制
（情報の報告窓口）

第二十五条　市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれに相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対して報告を行う。

第二節　報告

（報告様式）

第二十六条　市町村、消防本部及び警察本部が報告する内容とその指定様式は別表 3 のとおり。

（認定のない情報の報告）

第二十七条　市町村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情報について、市町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を行う。

（被害情報の認定）

第二十八条　市町村は、その管内で覚知された災害等における被害を確定するため、被害情報の認定を行う。

附　則

この要綱は、平成二十九年四月一日から施行する。

千葉県被害情報等報告要領は、平成二十九年三月三十一日をもって廃止する。

この要綱は、平成二十九年七月一日から施行する。

［別表１］用語の定義

用語	定義
報告	事務局（または危機管理課）が別表 2、3 に規定する組織から情報を受け取ること。
情報共有	事務局（または危機管理課）及び別表 2、3 に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。
システム	千葉県防災情報システムのこと。
事案登録	情報の報告、共有を行うために事案を分類し、定義すること。
事案登録基準	・ 県内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。 ・ 県内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合。 ・ 県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。 ・ 市町村に災害対策本部が設置された場合。 ・ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると事務局が認めた場合。 ・ 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。 ・ 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。
報告の種類と時期	・ 【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告（各部、各支部及び市町村）。 ・ 【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。 ・ 【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告（原則として午前 10 時及び午後 3 時時点での情報を 30 分以内）。 ・ 【平時報告】事案の有無によらず、平時から行う報告。報告内容及び日時は危機管理課が別途指定する。
物資資源管理情報	災害その他の事案で使用する食糧、資機材等の情報及びそれらを集積、備蓄、配送するために必要な情報。 ・ 県備蓄倉庫（県有及び民間倉庫）の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・ 市町村の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・ 県及び市町村備蓄物資の品目及び数量。
避難所等情報	災害その他の事案で被災者が利用する避難所、緊急避難場所、一時滞在施設等の情報。 ・ 避難所の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・ 緊急避難場所（指定外含む）の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・ 一時滞在施設の名称、管理者、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。

［別表２］各部局における報告一覧表（略）

［別表３］市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表

報告内容	組織名	報告様式
人的被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式１ （人的被害）
住家等被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式２ （住家等被害）
交通規制・道路被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式３ （交通規制・道路被害）
その他の被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式４ （その他の被害）
避難勧告等に関する情報	市町村	様式５ （避難勧告等）
物資資源管理に関する情報	市町村	様式６ （物資情報）
避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式７ （避難所等情報）
消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	市町村	消防庁様式 （災害即報４号様式）

（別表）被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。	人的被害
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。	人的被害
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 （※1 原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。）		人的被害
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。	1. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。	人的被害

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めがたい場合は、軽傷者とする。	人的被害
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 4.「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に１棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各１棟として計上する。 5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は１棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。	住家等被害
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。		住家等被害
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、す		住家等被害

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
		なわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的は、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。		
	一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部損壊」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。	住家等被害
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で２階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. １階部分が床下浸水の場合、1 階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. １階部分が床上浸水の場合、1 階に居住する世帯数は「床上浸水」に、２階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。	住家等被害
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。		住家等被害
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。		住家等被害
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・漁港施設・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。	住家等被害
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。	住家等被害
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設 1 箇所として被害に計上する。	住家等被害
	病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院 （患者 20 人以上の収容施設を有するもの）とする。		住家等被害

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
罹災世帯		1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2. 一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものにつては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住家等被害
罹災者		罹災世帯の構成員とする。		住家等被害
道路被害	道路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1. 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2. 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。	交通規制・道路被害
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。		交通規制・道路被害
	がけくずれ			交通規制・道路被害
	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する「地すべり防止施設」とする。		交通規制・道路被害
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。		交通規制・道路被害
その他被害	河川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1. 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2. なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。	その他の被害
	漁港	漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、航行補助施設等とする。		その他の被害

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。	その他の被害
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。	その他の被害
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。	参考様式 【交通計画課】
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		その他の被害
	海岸	海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。		公共土木施設被害詳細報告
	水道施設	断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。	断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。	参考様式【水政課・水道局】
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	その他の被害
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。	その他の被害
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。	その他の被害
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。	その他の被害
	ブロック石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		その他の被害
	田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。		参考様式【農林水産政策課】
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。		参考様式【農林水産政策課】
	畑の流失埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。		参考様式【農林水産政策課】
	畑の冠水			参考様式【農林水産政策課】

区分	被害項目	認定基準	備考	報告様式
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。		その他の被害
活動体制	庁内各部局 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後 30 分以内に報告する。	1. 配備人数については、実情を把握しがたい場合、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。	

５　避難

5-1 指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

令和７年３月

１）指定緊急避難場所

番号	施設名	住所	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類								指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象		
1	多古町民牛尾運動場	牛尾 1114	0479-76-7811	○	○		○		○	○		○	2,147
2	多古第一小学校	多古 2547	0479-76-2752	○	○		○		○	○		○	4,045
3	多古中学校	多古 2920-1	0479-76-5261	○	○		○		○	○		○	5,633
4	多古高等学校	多古 3236	0479-76-2557	○	○		○		○	○		○	11,524
5	旧多古第二小学校	喜多井野 154-2	0479-76-7811	○	○		○		○	○		○	1,922
6	多古第二小学校一鍬田校舎跡地	一鍬田 292	0479-76-2611	○	○		○		○	○			340
7	久賀小学校	大門 205-6	0479-75-1155	○	○		○		○	○		○	5,047
8	十余三小学校跡地	十余三 278-1	0479-76-2611	○	○		○		○	○			2,496
9	興新小学校跡地	高津原 285-1	0479-76-2611	○	○		○		○	○			2,149
10	久賀小学校跡地	次浦 1506	0479-76-2611	○	○		○		○	○			4,079
11	旧常磐小学校	南玉造 162	0479-76-9515	○	○		○		○	○		○	2,487
12	中村小学校	南中 349-2	0479-76-2456	○	○		○		○	○		○	4,558

（注）想定収容人数は、１人当たり 2㎡として算出

２）指定一般避難所

番号	施設名	住所	管理担当連絡先	指定緊急避難場所との重複	災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすものであるか	想定収容人数	拠点給水場所
1	多古町民牛尾体育館	牛尾 2053-2	0479-76-7811	○		100	○
2	多古第一小学校 体育館	多古 2547	0479-76-2752	○		200	○
3	多古中学校 体育館	多古 2920-1	0479-76-5261	○		297	○
4	多古高等学校 大体育館	多古 3236	0479-76-2557	○		250	○
5	多古高等学校 小体育館	多古 3236	0479-76-2557	○		71	
6	多古町民第二体育館 (旧多古第二小学校体育館)	喜多井野 144-1	0479-76-7811	○		100	○
7	久賀小学校 体育館	大門 205-6	0479-75-1155	○		181	○
8	旧常磐小学校 体育館	南玉造 162	0479-76-9515	○		153	○
9	中村小学校 体育館	南中 349-2	0479-76-2456	○		102	○
10	多古町民体育館	多古 2886-1	0479-76-7811	○		351	

※収容人数は、一人あたり４㎡として算出

３）指定福祉避難所

番号	施設名	所在地	管理担当連絡先	想定収容人数	受入対象者
1	多古町保健福祉センター	多古 2848	0479-76-3185	58	要配慮者

４）災害協定による福祉避難所

番号	施設名	所在	施設種別
1	小規模多機能型居宅介護 ルミナスおたがいさま	多古町多古 674-2	小規模多機能型居宅介護施設
2	ひかり学園	多古町北中 1309-160	障害者支援施設
3	第２ひかり学園	多古町北中 1269	障害者支援施設
4	多古特別養護老人ホーム	多古町南玉造 460-36	介護福祉施設 （特別養護老人ホーム）
5	八日市場学園	匝瑳市安久山 310-5	障害者支援施設
6	新町ハウス	多古町多古 2686-1	介護福祉施設

5-2 浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧

令和6年10月

番号	施設名	所在地	洪水浸水想定区域	土砂災害警戒区域
1	木もれびの家	多古町喜多井野576		○

６　交通・輸送

6-1 緊急輸送道路図及び対象路線区間一覧

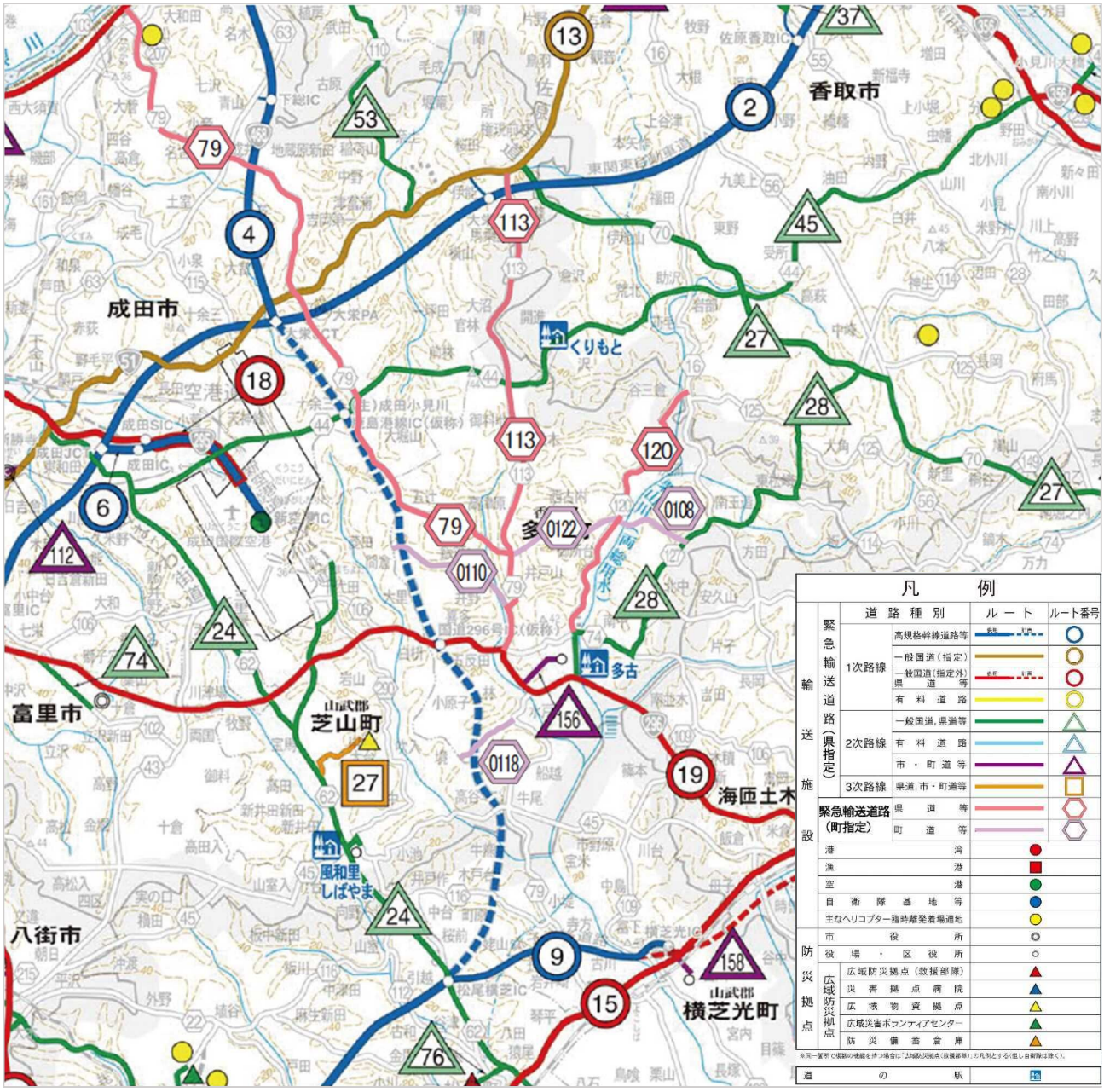

千葉県緊急輸送道路図（令和５年２月）に町指定道路を加筆

○ 県指定緊急輸送道路区間一覧

種別	ルート番号	路線番号	路線名	起点	終点
１次	○19	296	一般国道 296 号	船橋市宮本	匝瑳市中町
２次	△28	74	主要地方道多古笹本線	多古町多古	多古町南中
		127	一般県道多古山田線	多古町南中	多古町東松崎
		114	一般県道八日市場山田線	多古町東松崎	香取市大角

○ 多古町緊急輸送道路一覧

路線番号	路線名	管理者	路線番号	路線名	管理者
79	主要地方道横芝下総線	県	0118	一級町道水戸・千田線	町
120	一般県道多古栗源線	県	0108	一級町道西古内・南玉造線	町
113	一般県道佐原多古線	県	0122	一級町道飯笹・西古内線	町
0110	一級町道染井・間倉線	町			

6-2 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

番号	名称	所在地				広さ		自衛隊機離発着			他の指定状況	備考
		地番	緯度・経度		座標(地図1/2.5万)	巾×長さ(m)	区分	CU	UH	OH		
1	多古第一小学校運動場	多古2547	N	35,44,09.02	UTM 多古5165-5467	60×105	中	○	○	○	避難場所 避難所	進入進出が容易
			E	140,27,54.08								
2	多古中学校運動場	多古2920-1	N	35,44,37.99	UTM 多古5222-5565	120×120	中	○	○	○	避難場所 避難所	Dr ヘリの発着有
			E	140,28,14.09								
3	多古町民運動場(多古中学校野球場)	多古3429	N	35,44,41.54	UTM 多古5198-5582	90×80	中	○	○	○	自衛隊活動拠点	一部ﾊﾞｯｸﾈｯﾄ等により侵入が難
			E	140,28,09.94								
4	多古高等学校野球場	多古3236	N	35,44,45.05	UTM 多古5183-5569	100×100	中	○	○	○	避難場所 避難所	進入進出が困難
			E	140,28,01.34								
5	多古町役場第二駐車場	多古697-1	N	35,44,03.05	UTM 多古5200-5469	50×55	中		○	○		周辺に障害物多数
			E	140,28,09.62								
6	国保多古中央病院職員駐車場	多古388-1	N	35,44,18.67	UTM 多古5235-5501	40×55	中		△	△		発着場に電灯有
			E	140,28,22.33								
7	旧多古第二小学校運動場	喜多井野154-2	N	35,45,05.15	UTM 多古5012-5653	65×45	小		△	△	避難場所 避難所	駐車場が狭い
			E	140,26,53.91								
8	多古町民牛尾運動場	牛尾1114	N	35,42,37.75	UTM 多古5093-5194	80×45	小		○	○	避難場所 避難所	進入進出が容易
			E	140,27,24.27								
9	久賀小学校運動場	大門205-6	N	35,46,43.42	UTM 成田国際空港5093-5194	50×80	中		○	○	避難場所 避難所	進入進出が容易 Dr ヘリの発着有
			E	140,27,33.78								
10	十余三小学校跡地	十余三278-1	N	35,47,37.39	UTM 成田国際空港5079-6123	60×40	小		△	△	避難場所	周辺に障害物多数
			E	140,27,20.29								
11	久賀小学校跡地(久賀郵便局裏)	次浦1506	N	35,46,44.07	UTM 成田国際空港5371-5956	50×80	中		○	○	避難場所	
			E	140,29,17.28								
12	久賀中学校跡地(西古内グラウンド)	西古内321	N	35,45,58.58	UTM 成田国際空港5320-5858	110×105	中	○	○	○		
			E	140,28,50.37								
13	中村小学校運動場	南中349-2	N	35,44,22.99	UTM 多古5400-5534	60×120	中	○	○	○	避難場所 避難所	Dr ヘリの発着有
			E	140,29,27.56								

（注１）「自衛隊機離発着」は、○が可能、△が応急のみ可を示す。

（注２）千葉県地域防災計画（令和５年度修正）に加筆して作成

7　復旧・復興

7-1 多古町災害見舞金支給要綱

平成29年3月28日告示第21号

（目的）

第1条　この告示は、多古町の住民基本台帳に記録されている者（以下「町民」という。）が災害を受けた場合に、被災町民に対し災害見舞金を支給し、もって被災町民の復旧・復興意欲の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 災害暴風、豪雨、洪水、地震、竜巻、その他異常な自然現象又は火災若しくは爆発により生ずる被害であり、かつ、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けないものをいう。ただし、火災及び爆発にあっては自然現象に起因するものに限る。

(2) 住家現に居住の用に供している建物で、町内にあるものをいう。

(3) 全壊又は全焼住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は損壊が甚だしく補修により元通りに使用することが困難なもので、具体的には損壊又は焼失部分の床面積が住家の延床面積の7割以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体で占める損害割合で表し、その損害割合が5割以上に達した程度のものをいう。

(4) 半壊又は半焼住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の2割以上7割未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体で占める損害割合で表し、その損害割合が2割以上5割未満のものをいう。

(5) 床上浸水住家の床から上に浸水したものをいう。

（支給範囲）

第3条　町長は、町民が次に掲げる災害を受けた場合に、その世帯又は遺族に対して災害見舞金を支給する。

(1) 住家の全壊若しくは全焼又は半壊若しくは半焼

(2) 床上浸水

(3) 死亡又は行方不明

2 町長は、前項の規定に関わらず、特に必要と認めるときは、災害見舞金を支給することができる。

（支給額）

第4条　災害見舞金は、災害による被害の状況に応じ、別表に定める額を支給する。

［別表］

（調査）

第5条　町長は、災害が発生したときは、関係機関と緊密な連絡を取り、被害の状況を調査し、被害調査書（別記様式）を作成する。

（支給決定）

第6条町長は、前条の規定による被害調査書に基づき、災害見舞金の支給の可否を決定する。

（適用除外）

第7条　町長は、災害による被害が次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないことができる。

(1) 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）に基づく災害弔慰金の支給対象となったとき

(2) 被災の原因が被災町民の故意又は重大な過失によると認められるとき

(3) 住家として使用していない建物に被害を受けたとき

（その他）

第8条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）〈略〉

別記様式（第5条関係）〈略〉

7-2 多古町被災者生活再建支援金支給要綱

平成29年1月24日告示第2号
改正　令和3年10月13日告示第76号

（目的）

第1条　自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）の支援が受けられない世帯（以下「被災世帯」という。）に、この告示に基づき、多古町被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、被災者の生活の再建を支援し、もって被災地域の早期の復旧・復興を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定する住家をいう。

(2) 被害住宅に発生した被害のうち、次に掲げるものをいう。

ア　全壊住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住宅全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。

イ　半壊住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合で表し、その住宅の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。

(3) 住宅被害支援金住宅の被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊等解体）に応じて支給する支援金をいう。

(4) 住宅再建支援金住宅の再建方法（建設・購入、補修、賃借）に応じて、支給する支援金をいう。

（支給対象災害）

第3条　支援金の支給の対象となる災害（以下「支給対象災害」という。）は、がけ崩れ、地すべり、土石流、同一の河川水系の氾らん・洪水、竜巻、津波・高潮等の自然災害により、住宅の被害が発生した場合で、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）に基づき、千葉県知事が支援の対象とすることを決定した自然災害とする。

（支給対象世帯）

第4条　支援金の支給対象となる被災世帯（以下「支給対象世帯」という。）は、次に掲げるとおりとし、前条の災害が発生した際に町内に居住していた世帯に限る。ただし、一つの世帯が重複して支給対象になることはできないものとする。また、法第3条の規定による被災者生活再建支援金の支給を受けた世帯については、支給対象としない。

(1) 全壊世帯支給対象災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

(2) 大規模半壊世帯支給対象災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯

(3) 半壊等解体世帯支給対象災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

(4) 中規模半壊世帯支給対象災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯

（支援金の支給額）

第5条　一世帯当たりの支援金の支給額は、別表1の区分に応じた額とする。ただし、支給対象災害発生時において、その属する者の数が1である支給対象世帯については、4分の3を乗じた額とする。

（支給申請）
第6条　支援金の支給を受けようとする支給対象世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、多古町被災者生活再建支援金支給申請書(別記第1号様式)に別表2に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。
2　申請者は、第2条に定める被害が発生した日から起算して、基礎支援金にあっては13月を経過する日まで、加算支援金にあっては37月を経過する日までに申請しなければならない。ただし、県実施要綱第9条第2項の規定により、期間の延長が決定されたときは、同様に期間を延長することができる。
（支給決定）
第7条　町長は、前条の申請が適正であると認めたときは、支援金の支給を決定し、多古町被災者生活再建支援金支給決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。
2　町長は、前条の申請を却下することを決定したときは、多古町被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知する。
（支給決定の取消）
第8条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
(1) 偽り、その他不正の手段により支援金の支給を受けたとき
(2) その他、支援金の支給決定の内容若しくはこれにつけた条件に違反したとき
2　町長は、前項により、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消したときは、多古町被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知する。
（支援金の返還）
第9条　前条の規定により支援金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに支援金が支給されているときは、多古町被災者生活再建支援金返還請求書（別記第5号様式）により、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
（補則）
第10条　この告示に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。
附　則
この告示は、公示の日から施行する。
附　則（令和3年10月13日告示第76号）
この告示は、公示の日から施行する。

別表1（第5条関係）〈略〉
別表2（第6条関係）〈略〉
別記　第1号様式（第6条関係）〈略〉
第2号様式（第7条関係）〈略〉
第3号様式（第7条関係）〈略〉
第4号様式（第8条関係）〈略〉
第5号様式（第9条関係）〈略〉

7-3 多古町災害義援金配分委員会設置要綱

平成29年3月28日告示第20号

（設置）

第1条　この告示は、多古町地域防災計画に基づき、町内外から寄せられた義援金を災害により被災した町民に公平・公正かつ効率的に配分するため、災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（設置期間）

第2条　委員会は、当該災害に係る義援金の寄託を受けたときから義援金の配分を終了するまでの間設置する。

（所掌事務）

第3条　委員会は、義援金の配分に関し、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 配分対象に関すること
(2) 配分基準に関すること
(3) 配分時期に関すること
(4) 配分方法に関すること
(5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に必要な事項に関すること

（組織）

第4条　委員会の委員は10名以内とし、次に掲げる団体等の関係者をもって組織する。

(1) 多古町区長会長
(2) 多古町議会議長
(3) 多古町民生委員・児童委員協議会長
(4) 多古町社会福祉協議会長
(5) 副町長
(6) 総務課長
(7) 財政課長
(8) 保健福祉課長
(9) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

（役員）

第5条　委員会には、委員長、副委員長それぞれ1名を置く。

2　委員長は、副町長をもって充てる。

3　副委員長は多古町社会福祉協議会長をもって充てる。

（役員の職務）

第6条　委員長は、委員会を代表し事務を総括する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第7条　委員会の会議は、委員長が召集する。

2　会議の議長は、委員長がこれにあたる。

（意見の聴取等）

第8条　委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（委員会の事務）

第9条　委員会の事務は、財政課において処理する。

（その他）

第10条　この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会において協議して定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

7-4 多古町宅地等災害対策工事補助金交付要綱

平成24年9月1日告示第62号
最終改正 平成30年12月12日告示第75号

（目的）

第1条　この告示は、異常気象に起因する宅地災害の復旧若しくは防止又は居住家屋災害を誘発するおそれがある崖地崩壊の復旧若しくは防止に係る工事を行う者に対し、その費用の一部について予算の範囲内において、多古町補助金交付規則（昭和39年多古町規則第1号）及びこの告示の定めるところにより補助金を交付し、住民の安全な生活環境の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 異常気象暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象をいう。

(2) 居住家屋現に、居住の用に供している家屋をいう。（法人が所有するもの又は賃貸借されているものを除く。）

(3) 宅地居住家屋の敷地及びその維持若しくは効果を果たすために必要な一団の土地をいう。

(4) 崖地宅地と区分される宅地に連続する勾配が30度を超える傾斜地で、垂直の高さ5メートルを超えるものをいう。

(5) 宅地内斜面地宅地内に存する勾配が30度を超える傾斜地で、垂直の高さ2メートルを超えるものをいう。

(6) 人工崖擁壁の設置、切土、盛土により人工的に形成された崖地及び宅地内斜面地をいう。

(7) 宅地災害対策工事災害により宅地が被害を受けた場合又は被害を受けるおそれがある場合で、その復旧又は防止に係る工事で、次に掲げるものをいう。

ア　土砂及び竹木等の流入堆積物の撤去に係る工事

イ　宅地の液状化等に係る復旧工事（宅地に存する居住家屋に被害を及ぼしたものに限る。）

ウ　災害により被害を受けた、宅地内斜面地の復旧工事（人工崖については、工事施行後、10年を経過したものの復旧に限る。）

エ　災害を未然に防止するための、宅地内斜面地（人工崖については、コンクリート構造物の敷設がされていないもので、工事施行後、10年を経過したものに限る。）の災害防止対策工事（居住家屋が宅地内斜面地の上にある場合は、宅地内斜面地の下端からの水平距離が、当該斜面の垂直の高さの1.5倍以内、又は居住家屋が宅地内斜面地の下にある場合は、宅地内斜面地の上端からの水平距離が、当該斜面の垂直の高さの2倍以内に居住家屋がある場合に限る。）

オ　その他、宅地内斜面地に係る工事以外で、居住家屋に被害を及ぼした宅地災害の復旧に係る工事のうち、町長が特に認める工事

(8) 崖地災害対策工事崖地の崩壊により居住家屋に被害を及ぼした場合又は及ぼすおそれがある場合で、その崖地の復旧又は崩壊防止に係る工事で、次に掲げるものをいう。ただし、当該居住家屋が崖地の上にある場合は、崖地の下端からの水平距離が、当該崖地の垂直の高さの1.5倍以内、又は居住家屋が崖地の下にある場合は、崖地の上端からの水平距離が、当該崖地の垂直の高さの2倍以内に居住家屋がある場合に限るものとする。

ア　災害により被害を受けた、崖地の復旧工事（人工崖については、国若しくは県の補助金を受けて整備をしたもの又は工事施行後、10年以内のものを除く。）

イ　災害を未然に防止するための、崖地の災害防止工事（人工崖については、コンクリート構造物の敷設がされていないもので、工事施行後、10年を経過したものに限る。）

ウ　その他、仮設又は応急的な工事で町長が特に認める工事

（補助対象工事及び補助対象経費）

第3条　補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。

(1) 宅地災害対策工事

(2) 崖地災害対策工事

2　前項の規定に係らず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象工事としない。ただし、第3号の規定において、当該工事が行われるまでに応急措置が必要と認められる場合で第4号に該当しないものについては、この限りでない。

(1) 人災によるもの

(2) 適切な管理を怠ったことによるもの

(3) 国若しくは県の補助金の交付対象となるもの
(4) 補助対象工事に要する総額の経費のうち、補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）が10万円未満のもの
(5) 町長が認める工種及び工法以外のもの

3　補助対象工事における補助対象経費は、次に掲げるとおりとする。
(1) 直営工事（補助対象者が自ら施行する工事をいう。）によるものについては、全体の費用額から人件費、労務費及び諸経費を除いた額を補助対象経費とする。（測量及び土質調査等の委託業務費用を要する場合においては、当該費用を補助対象経費に含めるものとする。次号において同じ。）
(2) 請負工事（請負契約に基づき施行される工事をいう。）によるものについては、補助対象工事の請負額を補助対象経費とする。

（補助対象者）

第4条　補助金の申請をすることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象工事において、当該工事を施行する宅地及び崖地の所有者、所有者の相続人代表者、共有地の代表者及び当該土地に権利を有する者又は補助対象工事施行により受益を受ける居住家屋の所有者で、次の要件を満たす者とする。
(1)　町税等を滞納していないこと（申請者が法人以外の場合は、申請者の同一世帯員においても、同様とする。）
(2) 申請にあたり、当該土地に権利を有する者が他にいる場合においては、その者から補助対象工事の施行承諾を得ていること
(3) その他、町長が必要と認める要件を満たしていること

（補助金の額）

第5条　補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、50万円を上限とする。ただし、第2条第8号アに規定する崖地災害対策工事については、補助金の上限額を100万円とする。

（交付申請）

第6条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、あらかじめ宅地等災害対策工事補助金交付申請書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2　町長は、前項の申請に係る災害復旧が迅速かつ緊急的な対応を要すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、直ちに補助申請者に対し宅地等応急災害対策工事事前着手承認申請書（別記第2号様式）の提出を求め、当該申請書の受付により承認を与えることができる。この場合において、補助申請者は、当該工事完了後速やかに前項の申請を行うものとする。

（交付決定）

第7条　町長は、前条第1項による交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等を行い、補助金交付の可否を宅地等災害対策工事補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により補助申請者に通知するものとする。

（事業の実施）

第8条　補助申請者は、第6条第2項に掲げる場合を除き、前条の交付決定後でなければ補助対象工事に着手してはならない。

2　補助対象工事のうち、災害の復旧に係る工事については、災害の発生した日の属する年度内に事業を完了しなければならない。ただし、災害の発生した日が、1月1日以降の場合の取扱いは別に定める。

（交付決定額の変更）

第9条　補助申請者は、次に掲げる事由で第7条の規定により決定された補助金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、宅地等災害対策工事補助金変更交付申請書（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。
(1) 工法の著しい変更
(2) 施行延長等事業量又は事業内容の変更
(3) 復旧形態の変更
(4) 施行途中に別の災害が発生し、被害が拡大したとき

2　町長は、前項の申請があったときは、第7条の規定に準じ決定を行い、宅地等災害対策工事補助金変更承認（不承認）通知書（別記第5号様式）により補助申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条　補助申請者は、補助対象工事の完了後速やかに宅地等災害対策工事実績報告書（別記第 6 号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 11 条　町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、関係書類及び現地の検査により、補助対象工事が適正に行われたと認めたときは、補助金の額を確定し補助申請者に宅地等災害対策工事補助金交付額確定通知書（別記第 7 号様式）を通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条　前条の規定により、補助金額が確定した補助申請者は、当該補助金の交付を受けようとするときは、宅地等災害対策工事補助金交付請求書（別記第 8 号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 13 条　町長は、補助金の交付を受けた補助対象者が、当該補助金を補助事業以外の経費に流用し、その他不正の行為があったときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第 14 条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成 29 年 3 月 8 日告示第 14 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 30 年 12 月 12 日告示第 75 号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記　第 1 号様式（第 6 条第 1 項関係）〈略〉
第 2 号様式（第 6 条第 2 項関係）〈略〉
第 3 号様式（第 7 条関係）〈略〉
第 4 号様式（第 9 条第 1 項関係）〈略〉
第 5 号様式（第 9 条第 2 項関係）〈略〉
第 6 号様式（第 10 条関係）〈略〉
第 7 号様式（第 11 条関係）〈略〉
第 8 号様式（第 12 条関係）〈略〉

7-5 天災による被害農林業者に対する経営資金融通規則

平成4年1月10日規則第22号

(目的)

第1条　この規則は、天災による被害農林業者等の農林業経営維持安定を図るため、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法第136号。以下「法」という。)及び平成3年9月12日から28日までの間の暴風雨及び豪雨についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等の適用に関する政令(平成3年政令第345号。以下「令」という。)天災による被害農林漁業者等に対する経営資金融通利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱(昭和34年千葉県告示第79号)並びにこの規則に基づき経営資金を融資する融資機関に対し、予算の範囲内において利子補給及び損失補償金を交付する。

第2条　この規則における用語の意義は法及び令の定めるところによる。

(種目、経費及び補助率)

第3条　事業の種目、経費及び補助率は、次のとおりとする。

(1)　利子補給に対する補助金(以下「利子補給補助金」という。)は毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間につき融資期間ごとに次の利率によって計算した額

法第2条第4項第3号の規定により貸付利率年6分5厘以内に定められている資金の場合	年1分9厘5毛(貸付日から3か年に限り当該利率に年2分7厘追加する。)
法第2条第4項第3号の規定により貸付利率年5分5厘以内に定められている資金の場合	年2分9厘5毛(貸付日から3か年に限り当該利率に年2分2厘追加する。)

(2)　損失補償に対する補助金(以下「損失補償補助金」という。)は、融資期間別貸付総額の100分の50に相当する額

(補助金の申請)

第4条　補助金交付の申請をしようとする者は、町が定める期日までに次に掲げる手続をとらなければならない。

(1)　貸付けに先立って、天災による被害農林業者等に対する経営資金利子補給及び損失補償承認申請書(別記第1号様式)を町長に提出し、承認を受けること。

(2)　天災による被害農林業者等に対する経営資金融通利子補給補助金交付申請書(別記第2号様式)正副2部を提出すること。

(3)　天災による被害農林業者等に対する経営資金融通損失補償補助金交付請求書(別記第3号様式)正副2部提出すること。

(交付の条件)

第5条　補助事業の変更又は経費の配分の変更をする場合においては、町長の承認を受けること。

(承認の手続)

第6条　前条の規定により承認を受けようとする場合には、その理由及び内容を記載した天災による被害農林業者に対する経営資金融通利子補給(損失補償)変更承認申請書(別記第4号様式)を提出しなければならない。

(実績報告書)

第7条　利子補給事業の実績を報告しようとする場合には、事業の完了の日から10日以内に天災による被害農林業者等に対する経営資金融通利子補給補助金事業報告書(別記第2号様式)正副2部を町長に提出しなければならない。

第8条　補助金交付の請求をしようとする者は、天災による被害農林業者に対する経営資金融通利子補給補助金交付請求書(別記第5号様式)又は天災による被害農林業者等に対する経営資金融通損失補償補助金交付請求書(別記第5号様式)を町長に提出しなければならない。

附　則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

別記　第1号様式(第4条第1号)〈略〉
　　第2号様式(第4条第2号及び第7条)〈略〉
　　第3号様式(第4条第3号)〈略〉
　　第4号様式(第6条)〈略〉
　　第5号様式(第8条)〈略〉

7-6 多古町農業災害対策利子補給金交付要綱

令和元年10月17日告示第25号

（趣旨）

第1条　この告示は、災害により被害を受けた農業者（以下「被害農業者」という。）の経営の安定を図るため、千葉県農業災害対策利子補給費補助金交付要綱（昭和62年千葉県制定）及びこの告示に基づき、被害農業者の農業経営の安定又は施設の復旧のために要する費用を融資する融資機関に対し、予算の範囲内において多古町農業災害対策利子補給金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、多古町補助金等交付規則（昭和39年多古町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害等）

第2条　補助金の対象となる災害、種目、経費、補給率及び補給期間は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の額）

第3条　補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における別表に掲げる種目別の融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365で除した金額をいう。）に対し、それぞれ同表に掲げる補給率を乗じて得た額の合計額とする。

（事業の承認）

第4条　補助金の交付を受けようとする融資機関（以下「申請者」という。）は、対象となる災害ごとに、融資に先立ち、町長が定める期日までに多古町農業災害対策利子補給金事業承認申請書（別記第1号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2　申請者は、前項の規定により承認を受けた補助事業の内容を変更するときは、多古町農業災害対策利子補給金事業変更承認申請書（別記第2号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

3　町長は、前2項に規定する申請書の提出があったときは、これを審査して承認の可否を決定し、多古町農業災害対策利子補給金事業（変更）承認（不承認）通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

4　町長は、被害農業者が町税を滞納しているときは、当該被害農業者に係る補助金の承認をしないものとする。

（交付申請及び実績報告）

第5条　申請者は、補助金の交付申請及び実績報告をしようとするときは、毎年1月20日までに、多古町農業災害対策利子補給金交付申請書及び実績報告書（別記第4号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条　町長は、前条に規定する交付申請及び実績報告を受けたときは、これを審査して交付の可否を決定し、多古町農業災害対策利子補給金交付決定（却下）通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第7条　申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、多古町農業災害対策利子補給金交付請求書（別記第6号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第8条　町長は、融資を受けた被害農業者がその借入金をその目的に反して使用したときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

第9条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）〈略〉

別記　第1号様式（第4条関係）〈略〉
第2号様式（第4条関係）〈略〉
第3号様式（第4条関係）〈略〉
第4号様式（第5条関係）〈略〉
第4号様式別紙（第5条関係）〈略〉
第5号様式（第6条関係）〈略〉
第6号様式（第7条関係）〈略〉

7-7 多古町農業災害対策資金債務保証料補助金交付要綱

令和2年3月23日告示第47号

（趣旨）

第1条　この告示は、多古町農業災害対策利子補給金交付要綱（平成元年多古町告示第25号。以下「利子補給要綱」という。）に基づき、災害により被害を受けた農業者（以下「被害農業者」という。）が農業経営の安定又は施設の復旧のために要する費用を融資機関から借り入れ、かつ、被害農業者が千葉県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を利用する場合であって、千葉県農業災害対策資金債務保証料補助金交付要綱（平成30年1月22日千葉県制定）及びこの告示に基づき、当該被害農業者が納入すべき保証料を助成する融資機関に対し、予算の範囲内において多古町農業災害対策資金債務保証料補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、多古町補助金等交付規則（昭和39年多古町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害及び補助率）

第2条　補助金の対象となる災害及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の額）

第3条　補助金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における別表に掲げる災害別の平均債務保証残高（計算期間中において、最高保証残高の等しい期間ごとに算出した毎日の残高（延滞額を除く。）の和を365で除した金額をいう。）に対し、それぞれ同表に掲げる補助率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。

（交付申請及び実績報告）

第4条　補助金の交付を受けようとする融資機関（以下「申請者」という。）は、毎年1月20日までに、多古町農業災害対策資金債務保証料補助金交付申請書及び実績報告書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定及び交付確定）

第5条　町長は、前条の交付申請及び実績報告を受けたときは、これを審査して交付の可否を決定し、及び交付すべき額を確定し、多古町農業災害対策資金債務保証料補助金交付決定（却下）（及び交付確定）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2　町長は、被害農業者が町税を滞納しているときは、当該被害農業者に係る補助金の交付をしないものとする。

（交付の請求）

第6条　申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、多古町農業災害対策資金債務保証料補助金交付請求書（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の打切り、返還等）

第7条　町長は、融資を受けた被害農業者の償還が不能となり基金協会による代位弁済がなされたときは、申請者に対し交付すべき当該被害農業者に係る補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

2　町長は、融資を受けた被害農業者がその借入金をその目的に反して使用したときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

第8条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行し、利子補給要綱に基づき融資を受けた被害農業者に対する基金協会の債務保証について適用する。

別表（第2条、第3条関係）　〈略〉

別記　第1号様式（第4条関係）　〈略〉

第2号様式（第5条関係）　〈略〉

第3号様式（第6条関係）　〈略〉

7-8 千葉県制度融資（セーフティネット資金）の概要

◎セーフティネット資金の概要

売上高の減少や災害等に起因して、経営の安定に支障を来している者への融資制度

	一般枠 （保証料補助あり）		市町村認定枠		激甚災害枠		危機関連保証枠	
融資対象者	経営の安定に支障をが生じており、以下のいずれかに該当する者 ①最近3か月又は6か月の売上高が直近3年間のいずれかの同期と比して3%以上減少している者 ②取引先企業の倒産に伴い、売掛債権が回収困難となっている者 ③組合員の経営破綻により資金繰りに支障が生じている者（組合に限る） ④県が指定した災害により被害を受けた者		経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項）に係る市町村長の認定を受けた者		激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた者		危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）に係る市町村長の認定を受けた者	
資金使途	設備	運転	設備	運転	設備	運転	設備	運転
融資限度額	8,000万円		8,000万円		8,000万円		8,000万円	
融資期間 （据置期間）	10年以内 （1年以内）	7年以内（1年以内）	10年以内 （1年以内）	7年以内（1年以内）	10年以内 （2年以内）	7年以内（2年以内）	10年以内 （2年以内）	7年以内（2年以内）
融資利率 （固定金利）	3年以下 1.1% 3年～5年以下 1.3% 5年～7年以下 1.5% 7年超 1.7%				3年以下 1.0% 3年～5年以下 1.0% 5年～7年以下 1.2% 7年超 1.4%			
信用保証	普通保証		経営安定関連保証（5号、1号、8号を除き［＊］）		災害関係保証［＊］		危機関連保証［＊］	
保証料率	0.40～1.85%		0.75%（5号、7号、8号は年0.63%）		0.75%			
保証人	必要となる場合がある							
担保	金融機関又は信用保証協会所定							
備考	一般枠の保証料補助は小規模企業者が対象(注)							

［＊］責任共有制度対象外

（注）保証料補助について：セーフティネット資金（一般枠）を利用する小規模企業者を対象に、保証料率の1.15%を超える部分に相当する保証料を全額補助

※ 補助を受ける際の手続きは不要。

※ 経営者保証を不要とするため上乗せした保証料は対象外。

7-9 被災農林漁業者に関する災害向け資金の概要

◎制度の趣旨

意欲と能力を有しながらも、災害や経営環境の変化等経営者の責めに帰さない理由により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者に対し、経営の維持安定に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫から融通する。

◎貸付対象者

1　認定農業者

2　農林漁業者であって、農林漁業に係る所得が総所得（法人（株式会社、持分会社、農事組合法人及び漁業生産組合に限る。）にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高）の過半を占めているもの、又は粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であるもの。

3　認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後 3 年以内の者。

4　2に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。
ただし、家族経営協定において次の事項が明確となっているものに限る。
ア）経営のうちの一部の部門について主宰権があること。
イ）主宰権のある経営部門について、当該者に危険負担及び収益の処分権があること。

5　地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者

6　次に掲げる要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体であって農業を営むもの。
ア）目的、構成員の資格等を定めた定款又は規約を有していること。
イ）一元的に経理を行っていること。
ウ）原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。
エ）農用地の利用の集積の目標を定めていること。
オ）主たる従事者が目標農業所得を定めていること。
ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には法人に組織変更する旨の目標を有していることとし農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

◎融資機関

株式会社日本政策金融公庫（日本政策金融公庫受託金融機関を含む）

◎資金使途

経営安定計画に基づいて農林漁業経営の安定を図るために必要な資金

◎具体例

1　災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金（災害は原則として、風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等通常の注意をもってしても避けられない物的損害を含む。）

2　法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた経営の維持安定に必要な資金（経営者の責めに帰すことができない事由によるものに限る。）

3　社会的又は経済的環境の変化等経営者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況になっている場合における経営の維持安定に必要な資金
(1)最近の決算期における粗収益が前期に比し10%以上減少していること又は最近3月の粗収益が前年同期を下回り、かつ、今後も粗収益の減少が見込まれること。
(2)最近の決算期における所得率又は純利益額が前期に比し悪化していること。
(3)最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じていること。
(4)前期の決算期において、所得で赤字が生じており、最近の決算期においては所得が黒字化したものの、2期合計で赤字であること。
(5)前期の決算期において、所得で赤字が生じており、最近の決算期においては所得が黒字化したものの、債務償還可能年数が20年以上であること。
(6)売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化が生じていること。

(7)農林水産省経営局長が指定した社会的な要因による一時的な農林水産物価格の低下又は資材等（種苗、農薬、樹苗、燃油、餌料等）の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。
(8)社会的な要因によって一時的に資材等の調達が困難となったことにより農林漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること。
(9)金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、農林漁業生産に支障を来していること又は来すおそれがあること（ただし、一定の要件を満たす場合に限る。）。
(10)農産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によって、農産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来していること又は来すおそれがあること（ただし、一定の要件を満たす場合に限る。）。

◎貸付利率
農業資金別貸付条件一覧表のページをご覧ください。

◎貸付限度額
600 万円（1,200 万円）
ただし、農林漁業経営の規模等から、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあっては、年間経営費の 12 分の 6(12 分の 12)に相当する額又は粗収益の 12 分の 6(12 分の 12)に相当する額のいずれか低い額とすることができる。

※（ ）内は一定の要件を満たす場合に限る。

◎償還期間・据置期間
15 年（うち据置 3 年）以内

８　その他

8-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

（令和６年８月現在）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	＜基本額＞ 避難所設置費 １人１日当たり350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での避難生活が長期に わたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	＜基本額＞ 避難所設置費 １人１日当たり350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	１　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ２ 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 １ 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　1戸当たり 6,883,000円以内 ３　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間は２年以内	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
		○賃貸型応急住宅 １　規模 建設型応急住宅に準じる。 ２　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供 期間は２年以内	費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
炊き出しその他による食品の給与	１　避難所に収容された者 ２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	１人１日当たり 1,330円以内	災害発生の日から７日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （１食は １/３日）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象</th><th>費用の限度額</th><th>期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者
（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）、冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>19,800</td><td>25,400</td><td>37,700</td><td>45,000</td><td>57,000</td><td>8,300</td></tr><tr><td>冬</td><td>32,800</td><td>42,400</td><td>59,000</td><td>69,000</td><td>87,000</td><td>12,000</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,500</td><td>8,700</td><td>13,000</td><td>15,900</td><td>20,000</td><td>2,800</td></tr><tr><td>冬</td><td>10,400</td><td>13,600</td><td>19,400</td><td>23,000</td><td>29,000</td><td>3,800</td></tr></table></td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>１　救護班
使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
２　病院又は診療所
国民健康保険診療報酬の額以内
３　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</td><td>１　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
２　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から７日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>１　現に生命、身体が危険な状態にある者
２　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</td><td>災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</td><td>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、１世帯当たり51,500円以内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</td><td>１　住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」）を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者
２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分
１世帯あたり
準半壊以外　717,000円以内
準半壊　348,000円以内</td><td>災害発生の日から３ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６ヵ月以内）</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童　5,200円 中学校生徒　5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生の日から （教科書） 1月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 226,100円以内 小人（12歳未満） 180,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,600円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,700円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たりの平均が 140,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第１条から第15条までに掲げる経費と法第５条３項に要した額及び法第19条に要した額並びに令第８条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 １　３千万円以下の部分の金額については100分の10 ２　３千万円を超え６千万円以下の部分の金額については100分の９ ３　６千万円を超え１億円以下の部分の金額については100分の８ ４　１億円を超え２億円以下の部分の金額については100分の７ ５　２億円を超え３億円以下の部分の金額については100分の６ ６　３億円を超え５億円以下の部分の金額については100分の５ ７　５億円を超える部分の金額については100分の４	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	日当　１人１日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,300円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師　14,100円以内 救急救命士　13,300円以内 土木技術者、建築技術者 13,900円以内 大工　24,800円以内 左官　26,900円以内 とび職　27,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

多古町地域防災計画

令和７年２月

発　行　多古町防災会議

事務局　多古町総務課